

# 令和7年山形県教育委員会3月臨時会

令和7年3月24日  
県庁舎教育委員会室

1 開 会 午後2時

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 報 告

(1)「山形県教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱」の策定について  
(教育政策課)

5 議 題

議第1号 第7次山形県教育振興計画の策定について (教育政策課)

議第2号 山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定  
について (教育政策課)

議第3号 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専  
決させる規則の一部を改正する規則の制定について (教育政策課)

議第4号 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則  
の一部を改正する規則の制定に係る臨時専決処理の承認について  
(教職員課)

議第5号 教職員の人事について (教職員課)

5 閉 会

# 山形県教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱

## I 策定の根拠と趣旨

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、山形県総合教育会議での協議を経て、知事が策定したものです。
- 本県の教育、学術及び文化等の振興に関する施策の基本的な方針を定めます。
- 基本的な方針に基づき推進していく施策の展開の方向を示します。

## II 大綱の期間

- 令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

## III 策定に当たっての考え方

- 「第4次山形県総合発展計画 長期構想」の「県づくりの推進方向」及び「後期実施計画」における、教育、学術及び文化等に関する施策を基礎に、6つの「基本的な方針」として取りまとめました。

## IV 基本的な方針

### 1 知徳体が調和し、山形の未来を切り拓く力を育む教育の推進

- 基礎学力や応用力、自ら主体的に学ぶ力や他者と協働する力、健やかな心や体等、知徳体を育む教育を充実する。
- グローバル化に伴う多文化共生社会の進展や急速なデジタル化、頻発・激甚化する災害への対応など時代の変化や地域の課題に対応した教育を充実する。
- 高校における地域や企業・大学等と連携した特色ある教育や、大学等における高度・専門的な教育を充実強化する。

### 2 包摂性や寛容性の高い共生社会の実現に向けた教育の推進

- 多様性を尊重し、他者と協働していく力を育成するため、自分も大切にし他人も思いやる心、生命や人権を尊重する心、正義感や公正さを重んずる心など、思いやりの心と規範意識を育む教育を推進する。
- 障がいなど様々な事情を抱える子どもたちが、社会の中で多様なつながりを持ち、いきいきと暮らせる、一人ひとりの個性と能力を伸ばす特別支援教育を充実する。
- 不登校や家庭環境など様々な事情を抱える子どもたちへの支援を充実する。

### 3 郷土愛や地域への興味・関心を育む教育や体験活動の推進

- 郷土を学ぶ学習や食、自然環境、文化財や先端技術などの本県が有する資産を活用した教育を充実する。
- 地域づくり活動への参画や外国人との異文化交流、職場体験やインターンシップなど、学びの動機付けにつながる多様な体験活動の機会を充実する。
- 県内大学等と連携して、魅力的な学びの場を創出するとともに、中学・高校と県内大学等との連携を強化し、若者の県内進学を促進する。
- 産業界等と連携して県内企業への就職を促進するとともに、県内への回帰・定着や高校への県外生受入れに向けた情報発信等を強化する。

### 4 新たな学びを拓く教育ＤＸの推進

- オンラインによる外国語教育や遠隔授業の充実、デジタル教科書の活用など、教育の質を向上するデジタル技術の利活用を推進する。
- ＡＩを始めとするＩＣＴに関する知識、技術やＩＣＴのリテラシーに関する教育を充実する。

### 5 家庭や地域とともに子どもの成長を支え合う教育環境の充実

- 学校・家庭・地域や企業等の連携・協働により、地域をフィールドとした学びの場の創出や家庭教育支援等の教育活動を充実するとともに、地域コミュニティの核としての役割を踏まえた活力ある学校づくりを推進する。
- 教職員の資質向上を図るとともに働き方改革を推進する。
- 学校施設の老朽化、長寿命化対策等を推進するとともに、学校安全体制の充実を図る。
- 時代の変化に対応した教育を展開するため、産業教育分野等の教育環境整備を推進する。

### 6 生涯にわたり学びや文化芸術・スポーツに親しむ機会の充実

- 社会教育施設の機能の充実等、生涯学習の環境づくりを推進する。
- 文化芸術・スポーツ活動の充実やこれらを活かした交流促進、地域活性化を図る。

「山形県教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱（案）」に提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

1 意見の募集期間 令和7年2月21日（金）から令和7年3月13日（木）まで

2 意見の件数 4名から 7件の意見

|   | 御意見の概要                                                               | 県の考え方                                                                            |
|---|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 「2 包摂性や寛容性の高い共生社会の実現に向けた教育の推進」について、インクルーシブ教育システムへの理解を進めることが必要ではないか。  | 大綱は教育、学術及び文化等に関する施策の基本的方針を定めるものであり、具体的な施策等については、第4次山形県総合発展計画の後期実施計画等に基づき進めて参ります。 |
| 2 | 「2 包摂性や寛容性の高い共生社会の実現に向けた教育の推進」について、県立高校等での合理的配慮を進めてほしい。（ほか同種の意見1件）   | 後期実施計画においては、インクルーシブ教育システムの推進や子ども们的就学前から高等学校卒業までを通して一貫した適切な教育支援に取り組むこととしております。    |
| 3 | 「2 包摂性や寛容性の高い共生社会の実現に向けた教育の推進」について、不登校児童生徒が学習や体験に参加できる環境の整備が必要。      | また、学校における居場所づくりや学校とフリースクール等の民間団体との連携、ICTの活用等による不登校児童生徒の学びの機会の確保を進めていくこととしています。   |
| 4 | 「6 生涯にわたり学びや文化芸術・スポーツに親しむ機会の充実」について、文化芸術の振興に力を入れてほしい。                | さらに、文化芸術団体や大学・市町村等との連携により地域の文化や多様な芸術活動を鑑賞・体験・発表する機会を創出するとともに、                    |
| 5 | 「6 生涯にわたり学びや文化芸術・スポーツに親しむ機会の充実」について、障がい者スポーツを記載しないのか。                | 障がい者スポーツ等の振興による障がい者の表現や社会参加の充実に図ることとしております。                                      |
| 6 | 「5 家庭や地域とともに子どもの成長を支え合う教育環境の充実」について、地域の文言は地域社会と、企業の文言は事業者にするべきではないか。 | なお、文言については、政府の教育振興基本計画や後期実施計画を踏まえて整理しております。                                      |

議第 1 号

第 7 次山形県教育振興計画の策定について

第 7 次山形県教育振興計画を別冊のとおり策定する。

提 案 理 由

教育基本法第 17 条第 2 項に規定する計画を策定するため提案するものである。

令和 7 年 3 月 24 日提出

山形県教育委員会

教育長 高 橋 広 樹

# 第7次山形県教育振興計画

令和7年3月  
山形県教育委員会



## 第7次山形県教育振興計画 目次

### 第1章 総論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の名称
- 3 計画の性質
- 4 計画の構成
- 5 進行管理

### 第2章 現状及び課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

- 1 本県教育を取り巻く社会経済状況（2040年頃を見据えて）
- 2 本県の教育に係る現状と課題（6教振（後期計画）に基づく整理）

### 第3章 第7次山形県教育振興計画について・・・・・・・・ 29

- 1 目標
- 2 県民の皆様へ（メッセージ）
  - （1）目指すべき行動や考え方等
  - （2）県民みんなでチャレンジ
- 3 施策の概要
  - （1）施策の体系
  - （2）施策の体系図

### 第4章 今後5年間に取り組む施策

方針Ⅰ 一人ひとりが自分らしく可能性にチャレンジできる学びを実現する

#### アクション1 自ら考え、主体的に行動する力を育む・・・・・・・・ 38

- 1 確かな学力の育成
- 2 キャリア教育の充実

#### アクション2 新たな価値を創造する力を育む・・・・・・・・ 42

- 3 グローバル社会の人材育成
- 4 イノベーションを担う人材育成

#### アクション3 互いを尊重し前向きに生きる心と体を育む・・・・・・・・ 46

- 5 豊かな心の育成
- 6 健やかな体の育成
- 7 社会に参画する当事者意識の醸成

## 方針Ⅱ 誰一人取り残されず、誰もが続けられる学びの機会を充実する

### アクション4 それぞれの個性を活かし尊重した学びを実現する・・・54

- 8 特別支援教育の推進
- 9 様々な事情を持つ子どもへの対応

### アクション5 生涯にわたり学びやスポーツ・文化芸術活動を楽しむ・・・58

- 10 生涯学び、活躍できる環境整備
- 11 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進
- 12 スポーツ・文化芸術活動を通じた心身の育成

## 方針Ⅲ 社会の変化に対応した学びの環境を整える

### アクション6 教育DXを実現する・・・64

- 13 デジタル人材の育成とICTの活用
- 14 ICT環境の整備

### アクション7 活力あふれる学校を実現する・・・68

- 15 指導体制の強化
- 16 教育環境の整備
- 17 児童生徒等の安全確保

### アクション8 家庭や地域と一体となって学びを支える・・・74

- 18 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上
- 19 NPO・企業・大学・地域団体等との連携・協働

## 指標一覧・・・78

## 参考資料・・・81

# 第1章 総論

## 1 計画策定の趣旨

- 平成 27 年度を初年度とする第 6 次山形県教育振興計画（以下「6 教振」という。）は策定から約 10 年が経過し、この間、人口減少の加速化や自然災害の甚大化、国際情勢の不安定化等、社会状況は大きく変化し、とりわけ新型コロナウイルス感染症の感染拡大は教育活動に大きな影響を与えました。
- こうした中、政府においては、「2040 年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総括的な基本方針として掲げる新たな教育振興基本計画を策定（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）し、各種の教育施策に取り組んでいます。
- このような社会経済情勢の変化や政府の教育政策の動向を踏まえ、本県における今後概ね 10 年間の教育行政の方向性ととともに、中短期の施策を示すため、本計画を新たに策定するものです。

## 2 計画の名称

- 本県の過去 6 次の教育振興計画を継承するものとして、  
「第 7 次山形県教育振興計画」とします。

## 3 計画の性質

- 教育基本法第 17 条第 2 項に規定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けます。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に規定する「地方公共団体の長が策定する教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱」並びに第 4 次山形県総合発展計画及び実施計画との整合を図ります。

## 4 計画の構成

- 本計画は、令和 7 年度から、概ね 10 年間の目標及び県民の皆様へのメッセージ等を示すとともに、今後 5 年間に取り組む施策の方針及び主要施策の柱立てであるアクションを示します。
- アクションごとに取組みを評価するための指標を設定します。

## 5 進行管理

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき、毎年度、「教育に関する事務の管理及び執行状況」の点検及び評価を行い、評価の結果を公表します。
- 点検及び評価の結果を次年度以降の取組みに反映させるとともに、社会経済情勢が大きく変化する等の場合においては、計画内容の見直しを含め、柔軟に対応します。

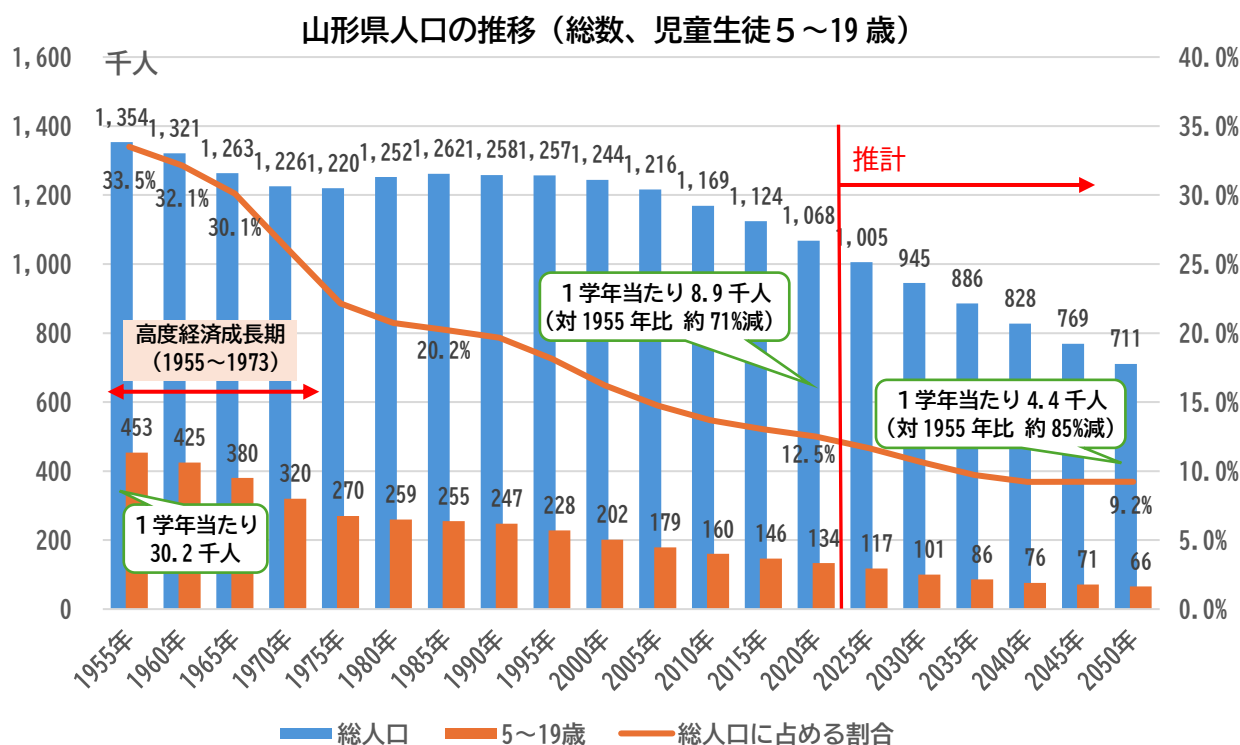
## 第2章 現状及び課題

### 1 本県教育を取り巻く社会経済状況（2040年頃を見据えて）

人口減少の加速化やグローバル化の進展等に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響や気候変動に伴う自然災害の激甚化、国際環境の複雑化や生成AI<sup>1</sup>を始めとするデジタル化の急速な進展等、現代は将来の予測が困難な時代、いわゆるVUCA<sup>2</sup>の時代とも言われています。また、社会の多様化が進む中、共生社会<sup>3</sup>の実現とその実現のための包摂性が求められています。

#### （1）人口減少の加速化（学齢期を中心に）

- 本県の児童生徒の人数は、1955年（昭和30年、高度経済成長の始期）には45万3千人でしたが、2020年（令和2年）は13万4千人（対1955年比 約71%減）となっています。
- 2050年（令和32年）には6万6千人（1学年当たり約4.4千人、対1955年比 約85%減）となる見込みです。



（資料）「国勢調査」総務省、「日本の地域別将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所 2023年推計）より作成

※ここでは、統計上の制約から、便宜上、5歳～19歳を小学校～高等学校までの児童生徒の年齢として整理

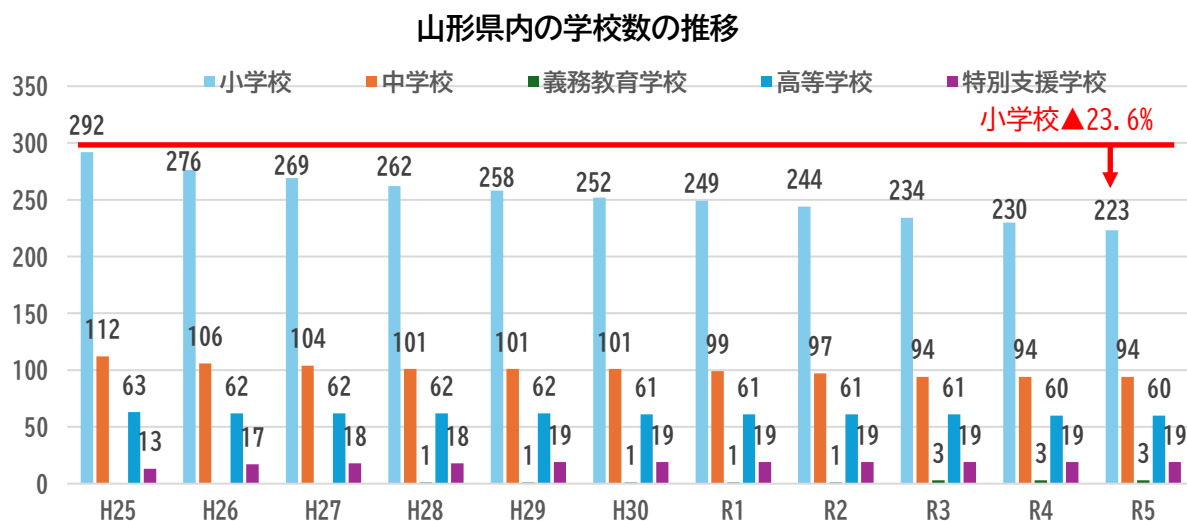
<sup>1</sup> 人工知能（Artificial Intelligence）の略称。ChatGPTやMicrosoft Copilot、Gemini等の対話型生成AIは、あらかじめ膨大な量の情報から深層学習によって構築した大規模言語モデルに基づき、ある単語や文章の次に来る単語や章を推測し、「統計的にそれらしい応答」を生成するもの。

<sup>2</sup> Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）。

<sup>3</sup> 障がいの有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境等にかかわらず、誰一人取り残されことなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる社会。

## (2) 学校数の減少

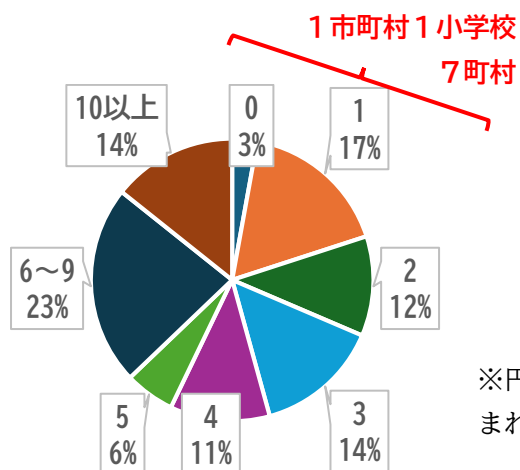
- 本県の学校数は小学校、中学校、高等学校では減少傾向となっています。特に小学校はここ10年で23.6%の減少となっています。



(資料) 「学校基本調査」 (文部科学省) より作成

- 令和5年度においては、市町村の小学校数は6割以上が5校以下となっており、1市町村1小学校は7町村となっています。今後も統廃合や義務教育学校への移行が進む見込みです。

### 山形県内の各市町村の小学校数 (令和5年度)



※円グラフの小学校数に、義務教育学校は含まれていません。

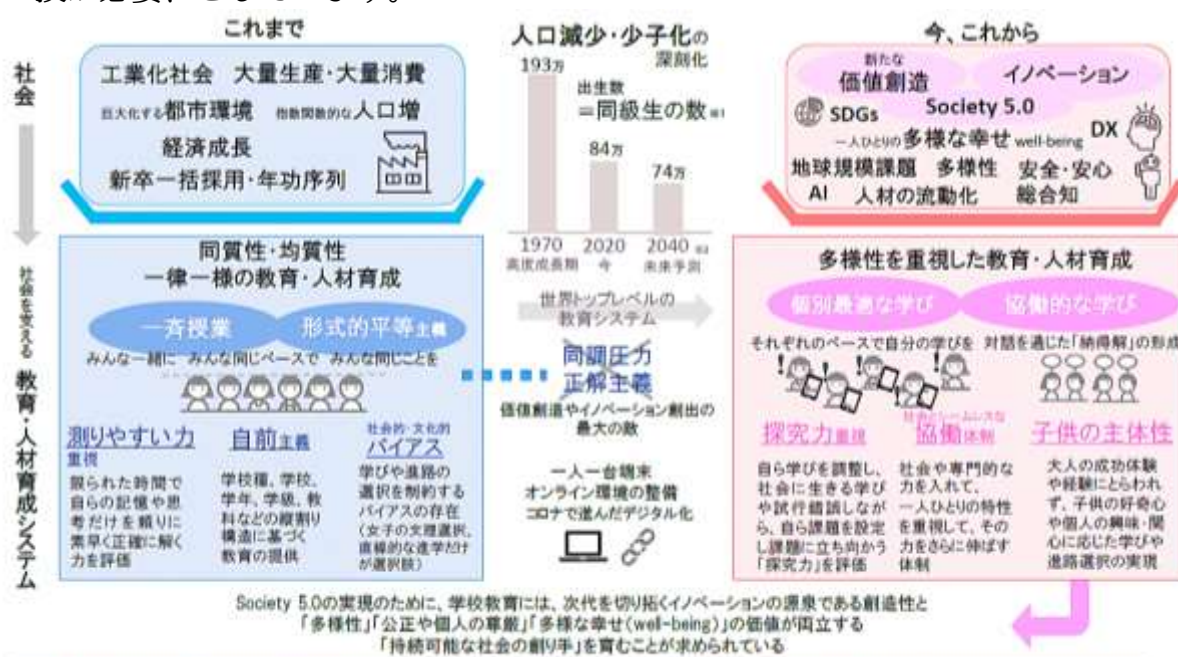
(資料) 「学校基本調査」 (文部科学省) より作成

## (3) グローバル化の進展と国際環境の複雑化

- 資本や労働力の国境を越えた移動が活発化し、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大し世界における経済的な結びつきが深化するグローバル化が進展しています。
- VUCAと言われる時代を象徴する事態であるロシアのウクライナ侵攻や中東情勢の変化等、国際社会の不安定化が進行しています。

#### (4) Society 5.0（超スマート社会）の到来

- AI、IoT<sup>4</sup>、ロボット等の技術革新がこれまでにないスピードで進展しています。政府は、目指す未来社会像 Society5.0 として、「持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（Well-Being）を実現できる社会」と設定しています。
- 政府は、社会構造の変化の中で新しい価値を生み出すのは「人」、これからは人と違う特性や興味を持っていることが新しい価値創造・イノベーションの源泉であり、「Well-Being」を実現できる「創造性」あふれる社会に向けた学びへの転換が必要、としています。



(出典) 表1 令和2年(2020)人口動態統計 表2 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年度推計)における出生・死亡・中位仮定による推計値」

(資料) 「Society 5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」(内閣府)  
(<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kyouikujinzai/index.html>) を加工して作成

#### ● 2040 年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- 一人一人の生産性の向上と多様な人材の社会参画を促進する必要
- 社会課題の解決と経済成長を結び付けて新たなイノベーションにつながる取組みを推進
- 一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、「持続可能な社会の創り手」になることを目指す
- Society 5.0 においては、「主体性」、「リーダーシップ」、「創造力」、「課題設定・解決能力」、「論理的思考力」、「表現力」、「チームワーク」などの資質・能力を備えた人材が期待されている

(資料) 「教育振興基本計画」(文部科学省)

<sup>4</sup> Internet of Things の略称。「モノのインターネット」を意味し、家電製品・車・建物など、様々な「モノ」をインターネットとつなぐ技術のこと。

## (5) ウェルビーイングの重視

- OECD<sup>5</sup>は、OECDラーニング・コンパス（学びの羅針盤）2030 において、個人のウェルビーイングと社会のウェルビーイングに向けた方向性を示しています。

### OECDラーニング・コンパス（学びの羅針盤）2030



OECD Conceptual learning framework LEARNING COMPASS 2030 (2019年5月)をもとに作成

(資料)「次期教育振興基本計画について(答申) 参考資料・データ集」(文部科学省)

- G7 富山・金沢教育大臣会合（令和5年5月）において、自由や平和、民主主義、子どもたち一人ひとりのウェルビーイングといった普遍的価値を保証する社会を実現するための教育の重要性を再確認し、共有しました。

### 2023年G7教育大臣会合 富山・金沢宣言(概要)

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>1. 基本的な考え方 ～教育の普遍的価値の再確認～</b><br>G7各国間で自由・平和、法の支配と民主主義の価値観を共有しつつ、以下の基本的考え方に基づいて、各国で教育政策を進めていくことで合意した。<br>・「民主主義や自由、法の支配や平和の礎」としての教育の普遍的価値を改めて共有しつつ、持続可能な社会の創り手を目指す。<br>・コロナ禍やウクライナ侵略で停滞した国際的な人的交流の促進に向けて協働して取り組む。<br>・ウクライナも含め危機的な状況にある子供（特に女子）や学生が質の高い教育にアクセスできるよう取り組む。<br>・生成AIを含めた近年のデジタル技術の急速な発展が教育に与える正負の影響を認識する。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <b>2. G7が目指す取組の方向性</b><br><b>① コロナ禍を経た学校の役割の発揮とICT環境整備</b><br>・コロナ禍を契機に明らかになった学校の役割が今後も継続して効果を発揮し、多様で包摂的な社会の基盤形成に資するよう取り組む。<br>・自然体験・文化芸術体験活動の機会を充実することで、子供の社会情動スキルの向上を図る。<br>・対面による教育に加え、リアルとデジタルを融合した教育の促進に向け、ICT環境の整備するとともに、教師のICTスキルの向上に取り組み、情報活用能力に係る教育を充実させる。                                                       | <b>② 全ての子どもたちの可能性を引き出す教育の実現</b><br>・デジタルの活用を含めた一人一人の子供に最適な学びを進めるほか、多様な他教員士が学び合う機会を確保し、子供たちのウェルビーイングの向上に寄与する。<br>・各国・地域の事情に応じて、少人数学級の推進や教師が担う業務の適正化、処遇を含む働きやすい労働条件の整備などを推進する。これらを通じて、能力ある優れた教師の確保・資質能力の向上や学校の指導・運営体制の整備を行う。<br>・特別支援教育において、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に協働的に学ぶための環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を同時に進める。 |
| <b>③ 社会課題の解決とイノベーションを結び付けて成長を生み出す人材の育成</b><br>・イノベーションと持続可能な経済成長を促し、社会課題の解決にもつなげる取組を支援する。<br>・全ての子ども、若者にSTEAM教育等の教科等横断的な教育を推進するとともに、デジタル・グリーン等の成長分野の人材育成や職業教育を推進する。<br>・より広範な社会的背景と結びついた教育システムを構築するとともに、子供たちや若者、大人に必要な支援と多様な教育機会を提供する。                                                                                    | <b>④ 国際社会の連携に向け、新たな価値を創造するための国際教育交流の推進</b><br>・初等・中等・高等教育や職業教育におけるG7各国間の生徒・学生の人的交流をコロナ禍前の水準に回復し、更に拡大させる。<br>・大学間の国際ネットワークの推進・深化を通じた質の高い国際交流・国際協働関係の強化を図る。<br>・ICTを活用した交流の促進、国境を越えたオンライン学習コンテンツの共有などを推進する。                                                                                                      |
| <b>3. G7における認識の共有</b><br>○人への投資の重要性を認識し、今後、G7においてハイレベル政策対話の継続的な実施に向け合意。<br>○調和と協調に基づくウェルビーイングの考え方について確認。                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

(資料)  
「2023年G7教育大臣会合 富山・金沢宣言(概要)」  
(文部科学省)

<sup>5</sup> 経済協力開発機構。経済成長や開発援助、自由貿易の拡大を目的とする国際機関。OECDの国際報告書では、well-beingを「生徒が幸福で充実した人生を送るために必要な心理的、認知的、社会的、身体的な働き(functioning)と潜在能力(capabilities)である」と定義している。

- 政府が策定した新たな教育振興基本計画においては、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総括的な基本方針の一つとして掲げ、「ウェルビーイングの獲得的要素<sup>6</sup>と協調的要素<sup>7</sup>を調和的・一体的に育む日本発のウェルビーイングの実現を目指すことが求められる」としています。

#### ● 日本社会に根差したウェルビーイングの向上

- ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念
- 我が国においては、ウェルビーイングの獲得的要素と協調的要素を調和的・一体的に育む日本発のウェルビーイングの実現を目指すことが求められる
- 日本社会に根差したウェルビーイングの要素としては、「幸福感（現在と将来、自分と周りの他者）」、「学校や地域でのつながり」、「協働性」、「利他性」、「多様性への理解」、「サポートを受けられる環境」、「社会貢献意識」、「自己肯定感」、「自己実現（達成感、キャリア意識など）」、「心身の健康」、「安全・安心な環境」などが挙げられる

（資料）「教育振興基本計画」（文部科学省）

### （6）こども政策の変化

- 政府においては、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、「こども基本法」を制定しました（令和4年6月成立、令和5年4月施行）。
- こども政策の新たな司令塔として、こども家庭庁を創設しました（令和5年4月）。また、こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること等を基本的な方針とする「こども大綱」（令和5年12月）を策定し、幅広いこども政策の具体的な取組みを一元的に示したアクションプランとして「こどもまんなか実行計画」（令和6年5月）を策定しました。

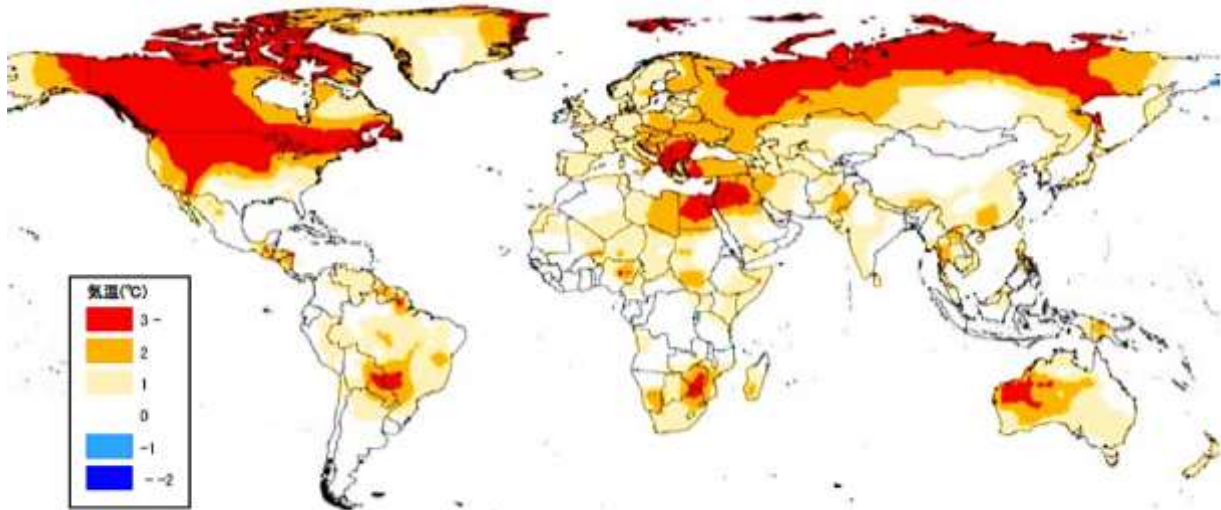
### （7）気候変動と自然災害

- 地球温暖化による継続的な気候変動は、気象現象にも大きな影響を及ぼしています。大雨や短時間強雨の発生頻度は増加傾向であり、風水害や土砂災害が頻発し、被害規模も拡大傾向となっています。

<sup>6</sup> 自尊感情や自己効力感等、個人が獲得・達成する能力や状態に基づく要素。

<sup>7</sup> 利他性や協働性、社会貢献意識等、人とのつながり・関係性に基づく要素。

## 平均気温の分布の変化（2010 年から 2050 年への変化）



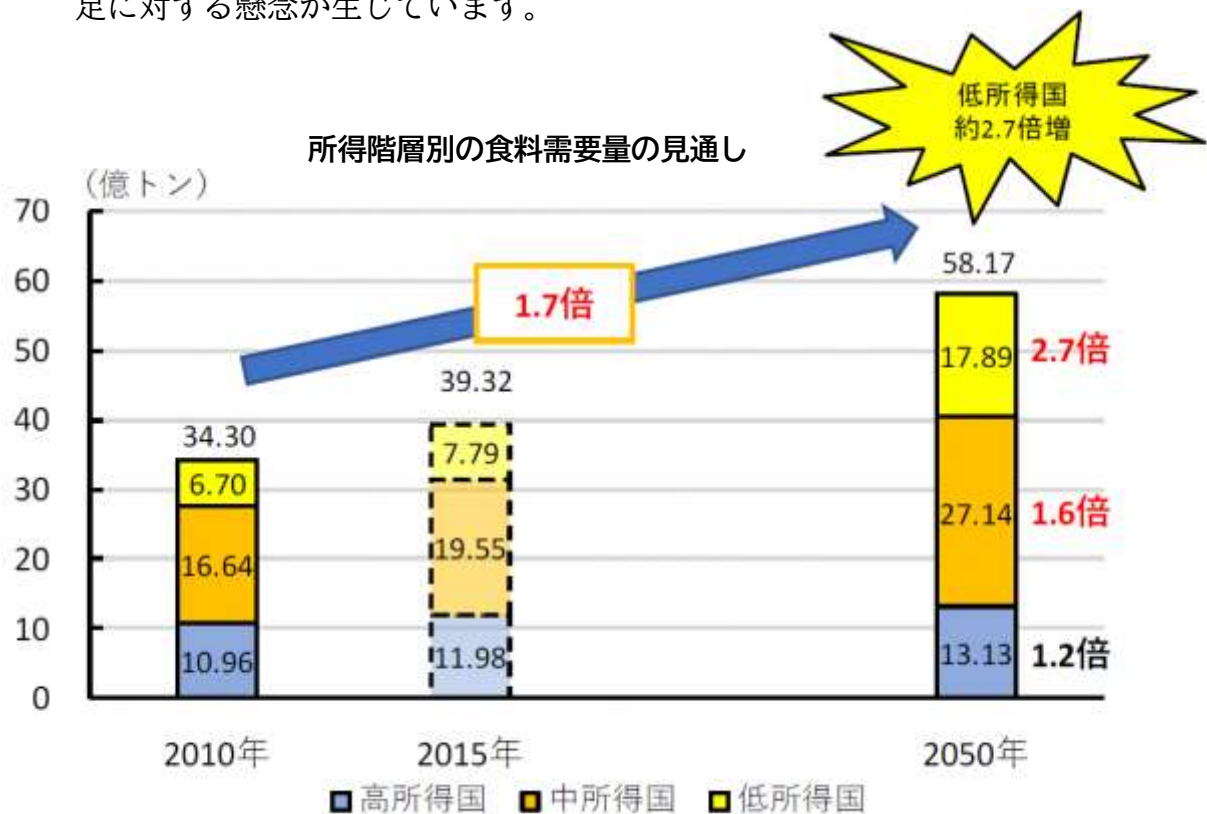
（資料）「2050 年における世界の食料需給見通し」（農林水産省）

## 平成 28 年以降に発生した主な災害



（資料）「防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策による取組事例集」（内閣官房）

- 世界人口の増加や新興諸国の成長を背景に、食料・水・エネルギー等の資源不足に対する懸念が生じています。



(資料) 「2050 年における世界の食料需給見通し」 (農林水産省)

- こうした中、地球環境への意識が世界的に高まり、平成 27 年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (SDGs<sup>8</sup>)」について、国内外で関心が高まっています。

<sup>8</sup> Sustainable Development Goals の略。先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030 年を期限とする包括的な 17 の目標。「誰一人取り残さない (no one left behind)」社会の実現を目指し、先進国も含めて国際社会全体で取り組むこととされており、政府組織のみならず社会のあらゆる主体が積極的な役割を果たすことが期待されている。

## 2 本県の教育に係る現状と課題（6教振（後期計画）に基づく整理）

6教振（後期計画）は、「人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり」を基本目標に掲げ、目指す人間像を『いのちをつなぐ人』『学びを生かす人』『地域をつくる人』とし、他者を尊重し自己を大切に思う自尊感情の更なる育成や主体的・協働的な学びによる確かな学力の育成、地域課題を発見・解決する力の育成等に重点的に取り組んできました。

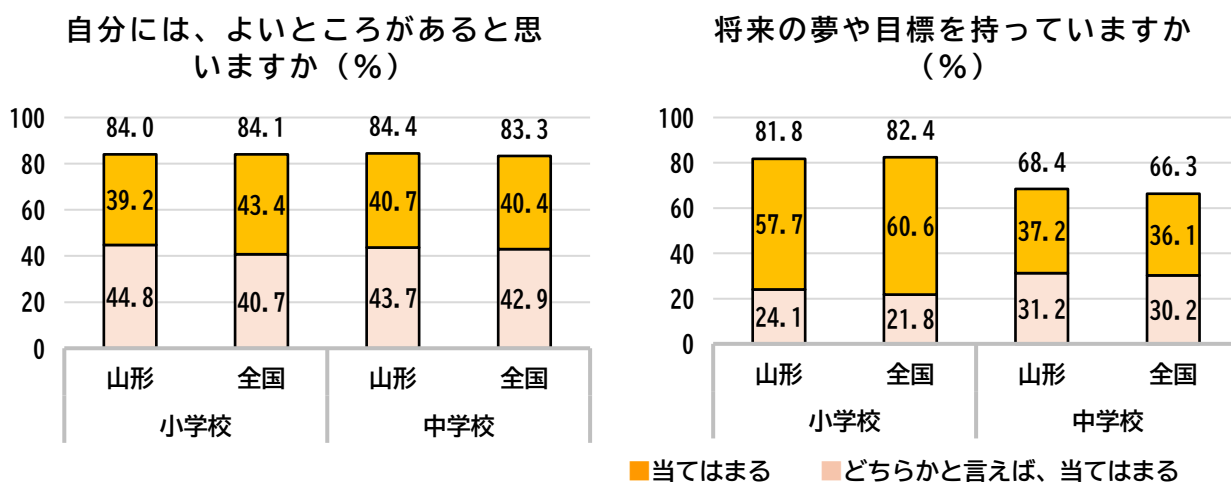
### （１）「いのち」を大切にし、生命をつなぐ教育を推進する

#### 【主な取り組み】

- ・ 地域と連携した成長段階に応じた多様な体験や先進的・意欲的な取り組み事例の普及等により、自己肯定感の向上等を図る「いのちの教育」を推進してきました。
- ・ いじめ解決支援チームの学校訪問やスクールソーシャルワーカー<sup>9</sup>（以下「SSW」という。）の派遣、スクールカウンセラー<sup>10</sup>（以下「SC」という。）の学校への配置、全学校でのいじめアンケート（年２回）及び24時間体制の子どもSOSダイヤル等、相談体制を充実強化してきました。
- ・ 家庭科の授業における本県独自教材等の活用により、生命を次代につなぐ意識を啓発してきました。

#### 【現状と課題】

- 自分には良いところがあると思う児童生徒の割合、将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合はともに全国と比して同程度か高い状況となっています。
- 引き続き、自分らしく豊かに生きる力の育成に向けて、体験活動等による自尊感情・自己肯定感の向上及びキャリア教育の系統的な実施に取り組む必要があります。

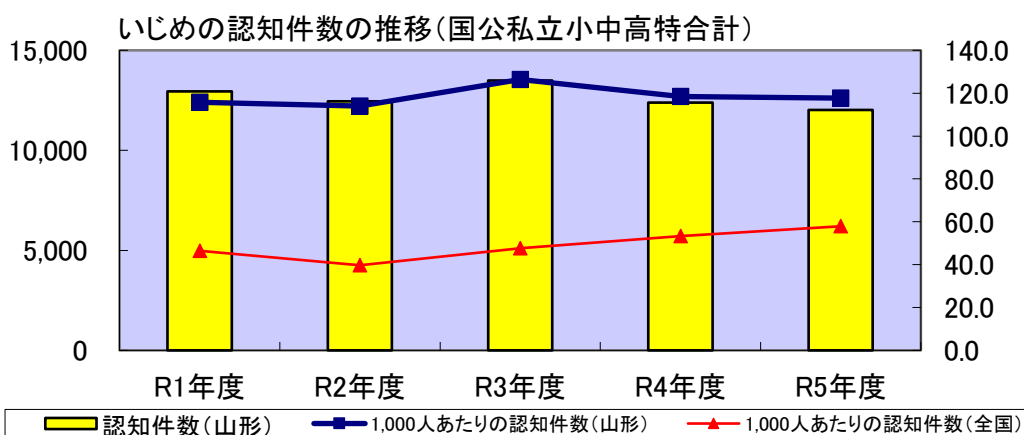


（資料）「令和6年度全国学力・学習状況調査」児童生徒質問調査（文部科学省）

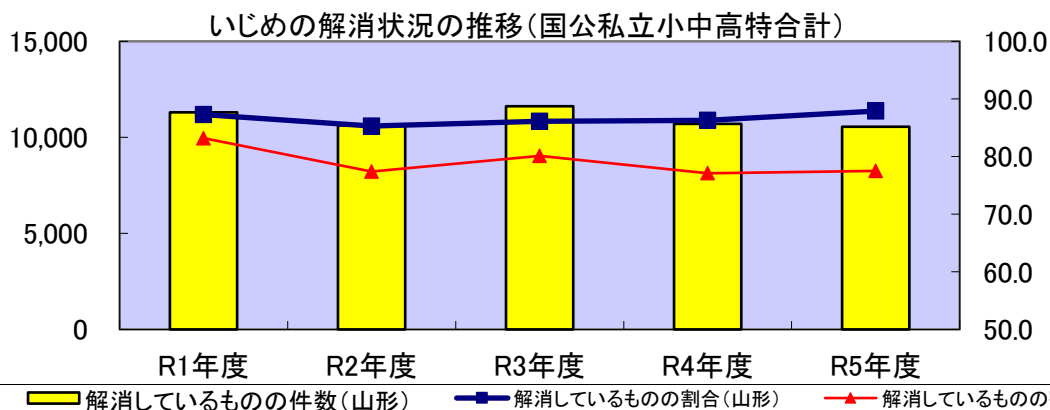
<sup>9</sup> 教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有する者。

<sup>10</sup> 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者。

- いじめ<sup>11</sup>の認知件数は、令和4年度以降減少傾向ではあるものの高い状態で推移しています。
- 当該年度にいじめが解消<sup>12</sup>している割合は、85%を超えています。
- いじめの認知件数の高止まり及び不登校児童生徒数の増加傾向にあることから、いじめ・不登校の未然防止の取組みを推進していくとともに、早期発見・早期対応に向けた相談体制等の充実を図る必要があります。



|                | R1 年度    | R2 年度    | R3 年度    | R4 年度    | R5 年度    |
|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 認知件数(山形)       | 12,943 件 | 12,445 件 | 13,492 件 | 12,393 件 | 12,021 件 |
| 千人あたりの認知件数(山形) | 115.7 件  | 114.0 件  | 126.4 件  | 118.4 件  | 117.7 件  |
| 千人あたりの認知件数(全国) | 46.5 件   | 39.7 件   | 47.7 件   | 53.3 件   | 57.9 件   |



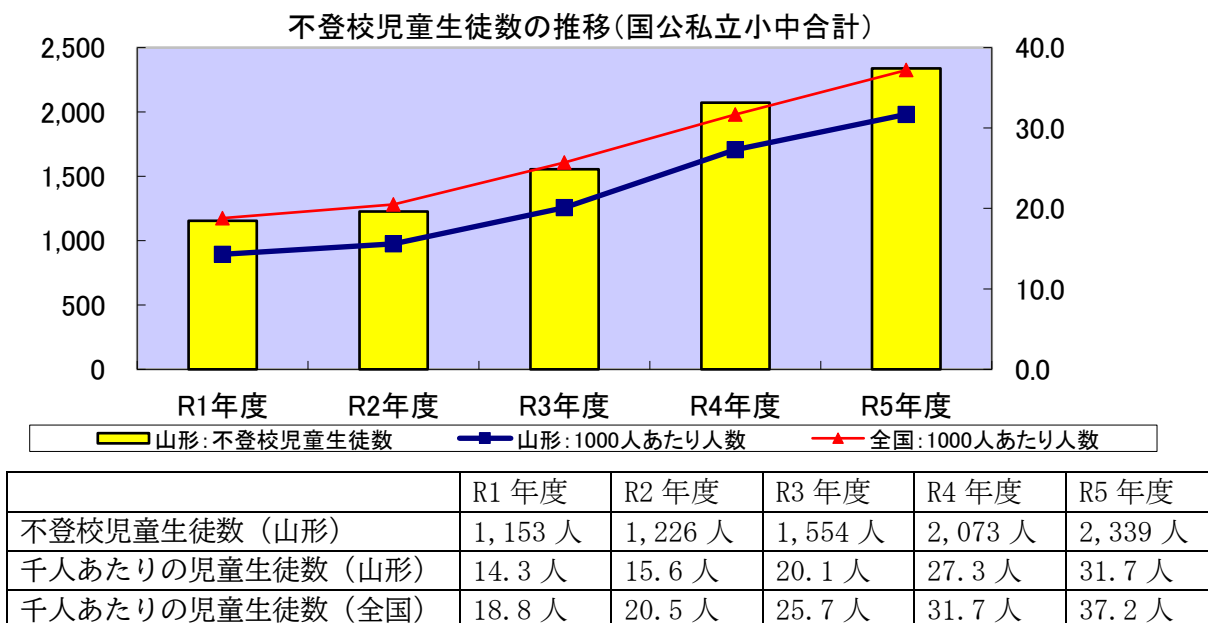
|                 | R1 年度    | R2 年度    | R3 年度    | R4 年度    | R5 年度    |
|-----------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 解消しているものの件数(山形) | 11,299 件 | 10,620 件 | 11,621 件 | 10,699 件 | 10,562 件 |
| 解消しているものの割合(山形) | 87.3%    | 85.3%    | 86.1%    | 86.3%    | 87.9%    |
| 解消しているものの割合(全国) | 83.2%    | 77.4%    | 80.1%    | 77.1%    | 77.5%    |

(資料) 全て「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省)

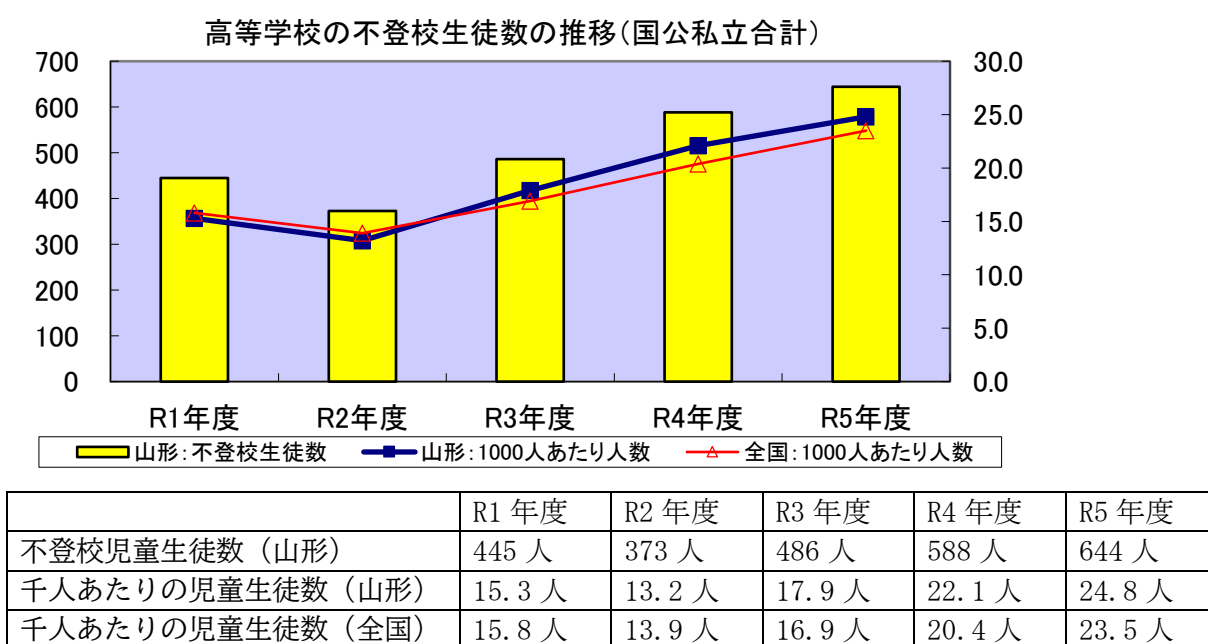
<sup>11</sup> いじめの定義は、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの(いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号))。

<sup>12</sup> いじめの解消の定義は、「いじめに係る行為が3か月止んでいること」「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2要件を少なくとも満たすこと(いじめの防止等のための基本的な方針(文部科学大臣決定平成25年10月))。

- 不登校児童生徒<sup>13</sup>数は、全国的に増加しており、本県の小中学校等における千人当たりの人数は、全国を下回っているものの増加傾向となっています。



- 高等学校の不登校生徒数も全国的に増加しており、本県においても増加傾向にあり、令和3年度以降、千人当たりの人数は全国を上回っています。



(資料) 全て「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省)

<sup>13</sup> 「不登校児童生徒」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にある者(ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く。)(児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省))

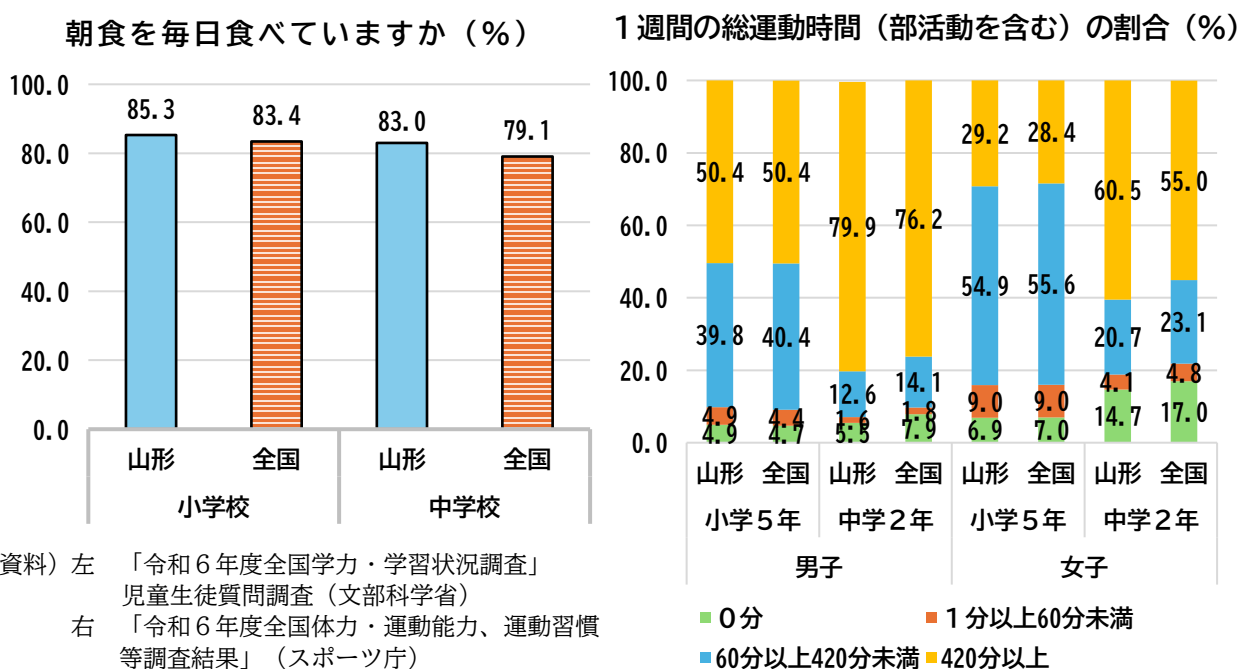
## (2) 豊かな心と健やかな体を育成する

### 【主な取り組み】

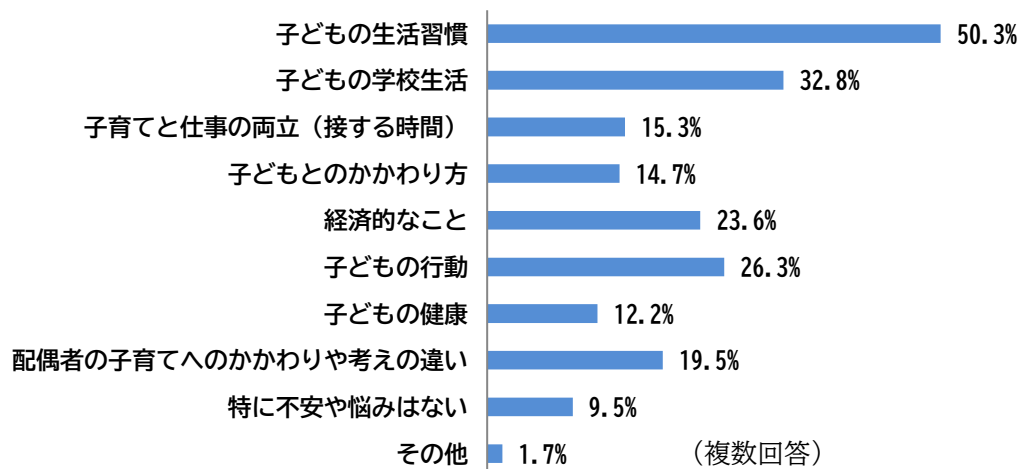
- ・ 家庭教育講座や研修会等による保護者への学習機会の提供、子育て経験者や退職教員等の地域における家庭教育支援者の育成、家庭教育電話相談等による保護者に対する相談体制の充実等、家庭教育支援に取り組んできました。
- ・ 「山形県子ども読書活動推進計画」に基づき、読書活動に関する理解と意義の普及や学校・家庭・地域の連携による社会全体での読書活動を推進するとともに、山形交響楽団等による学校における文化芸術活動を通じた豊かな心の育成に取り組んできました。
- ・ 医療機関等と連携した講演会の実施や栄養教諭を中心とした食育の推進、外部指導者派遣による保健体育授業の充実等、健やかな体の育成に取り組んできました。

### 【現状と課題】

- 毎日朝食を摂っている児童生徒の割合は全国平均を上回っています。
- 週 420 分以上（1 日 60 分以上）運動する小学 5 年生の割合は男女とも全国平均の近傍、中学 2 年生の割合は男女とも全国平均を上回っています。
- 生涯にわたる心身の健康増進を図るため、健康や食に関する教育の推進や運動に親しむ資質・能力を、家庭や地域と連携して、幼少期から育成していく必要があります。
- 学齢期の子を持つ保護者等の多くは、子どもの生活習慣について不安や悩みを持っていることから、子育てや家庭教育についての学習機会や相談機会の提供をより一層充実させていく必要があります。



### 子育てや家庭教育に関する「悩み」「不安」の内容



（資料）令和5年度県教育委員会調べ

### （3）社会を生き抜く基盤となる確かな学力を育成する

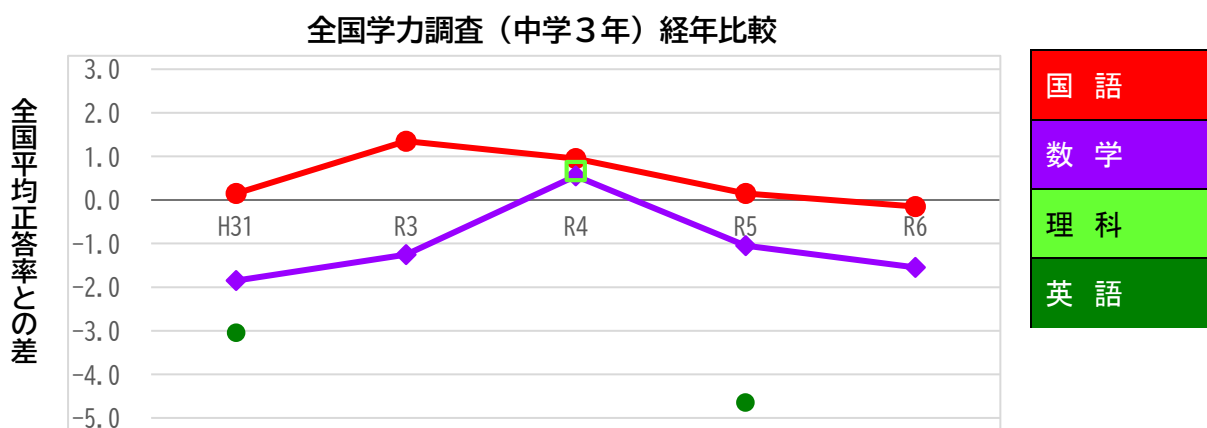
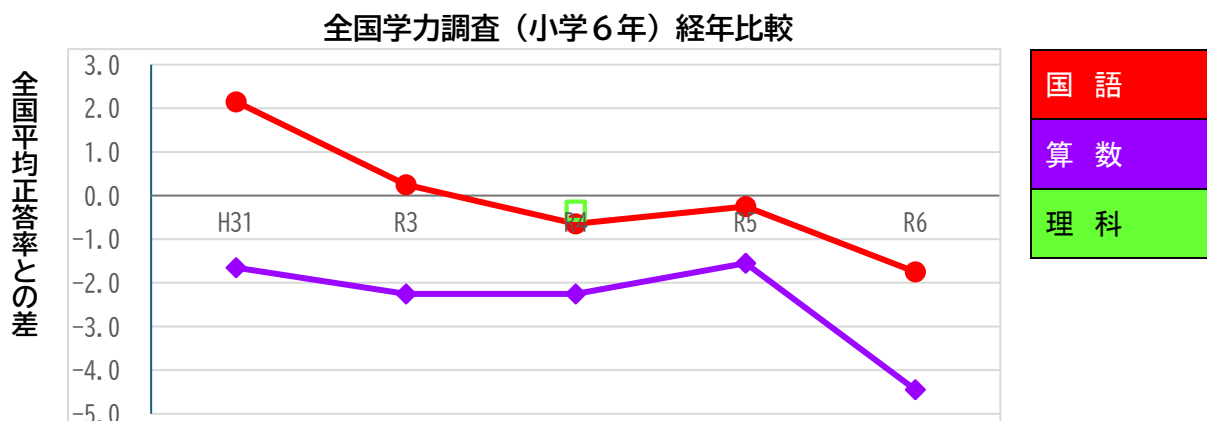
#### 【主な取組み（小中学校）】

- ・ 学力向上推進会議における有識者の意見を踏まえ、学力向上支援チームによる学校訪問や各学校におけるアクションプランの作成等、社会を生き抜く確かな学力の育成に向けた取組みを展開してきました。
- ・ 少人数学級編制「教育山形『さんさん』プラン」によるきめ細かな指導や授業改善のリーダーとなる教科担任マイスターの配置等により、授業改善の取組みを展開してきました。

#### 【現状と課題】

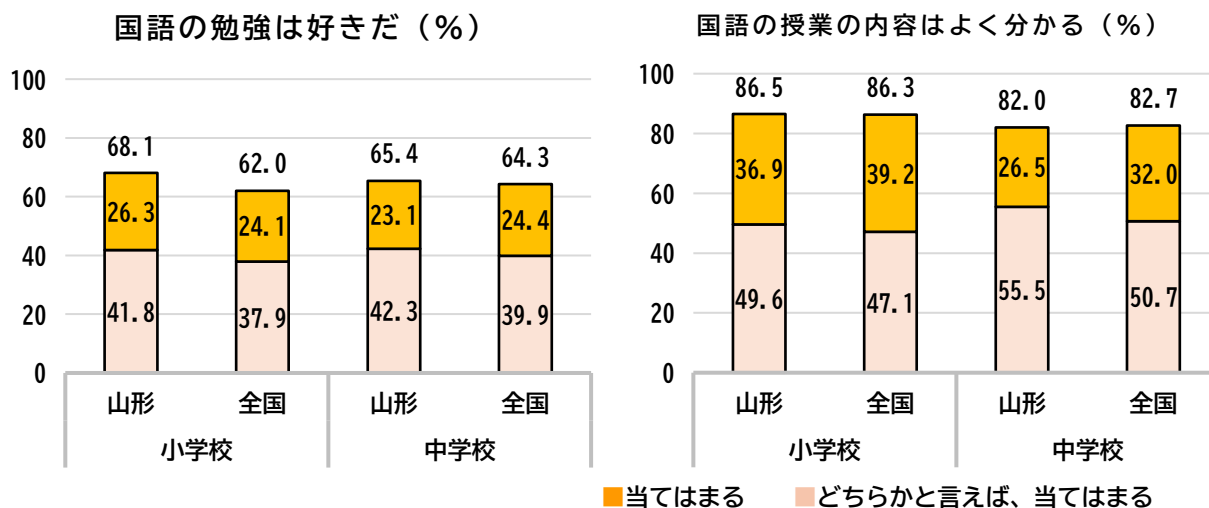
- 令和6年度全国学力・学習状況調査では、小学校は国語、算数ともに全国平均正答率を下回り、中学校は国語が全国平均正答率と同程度、数学が全国平均を下回る結果となりました。
- どの教科も全国との差が広がっており、ICT<sup>14</sup>活用や探究的な学び等による授業改善に一層取り組むことが必要となっています。
- 探究型学習については、児童生徒の主体性を重視する授業実践が広がってきた一方で、探究のプロセスに沿って授業を行うことが目的となる傾向も見られており、改めて確かな学力の育成につながるよう授業改善に取り組む必要があります。

<sup>14</sup> Information and Communication Technology の略。情報コミュニケーション技術、情報通信技術と訳される。IT（Information Technology：情報技術）と同義。教育場面においては、電子教材を活用した授業の実践やコンピュータによる情報管理などが考えられる。



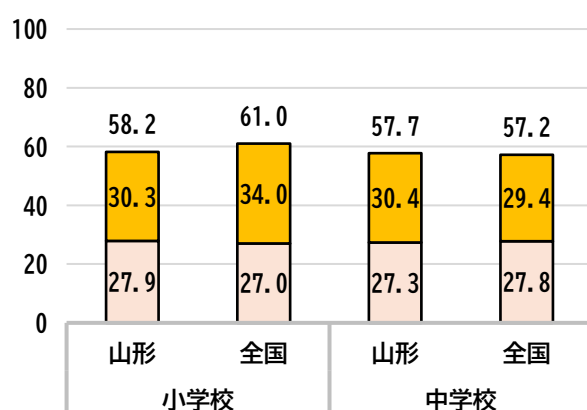
（資料）「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）

- 令和6年度全国学力・学習状況調査の児童生徒質問調査では、国語、算数・数学、英語の勉強が「好き」な児童生徒の割合は、小学校算数を除き、全国平均以上となっています。国語が「よく分かる」との回答は概ね全国平均であるものの、算数・数学、英語はともに全国平均より低い結果となりました。
- 引き続き、「好き」と「分かる」の好循環を目指し、身近な生活とつながる課題設定等、児童生徒の学びに向かう力を高める授業改善を推進していく必要があります。

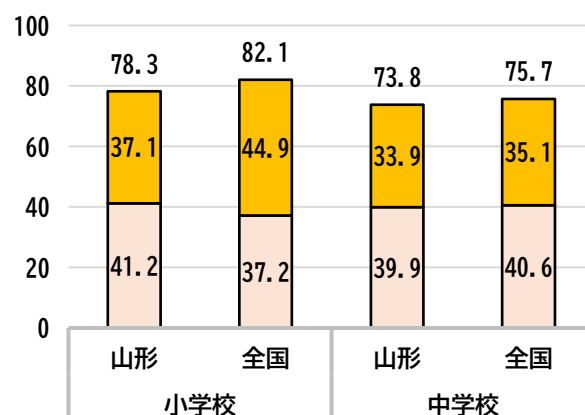


（資料）「令和6年度全国学力・学習状況調査」児童生徒質問調査（文部科学省）

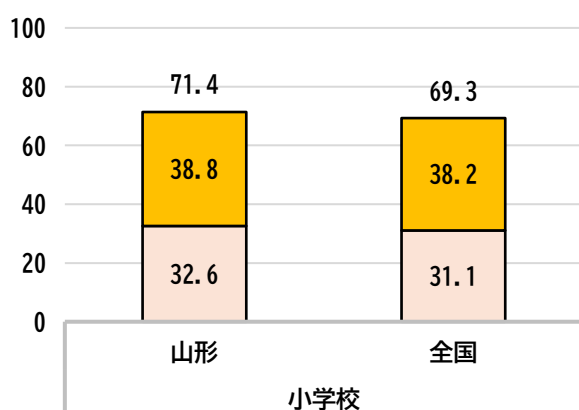
算数・数学の勉強は好きだ（％）



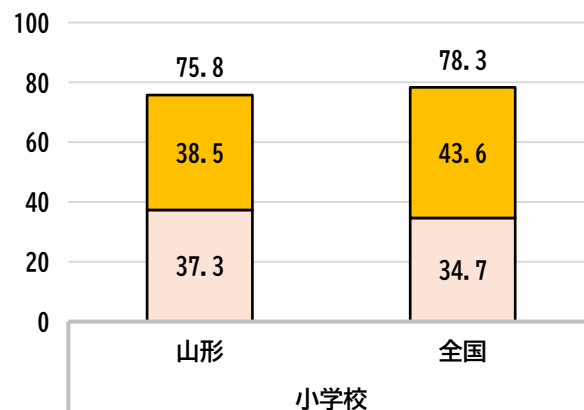
算数・数学の授業の内容はよく分かる（％）



英語の勉強は好きだ（％）



英語の授業の内容はよく分かる（％）



■ 当てはまる    ■ どちらかと言えば、当てはまる

（資料）「令和6年度全国学力・学習状況調査」児童生徒質問調査（文部科学省）

### 【主な取組み（高等学校）】

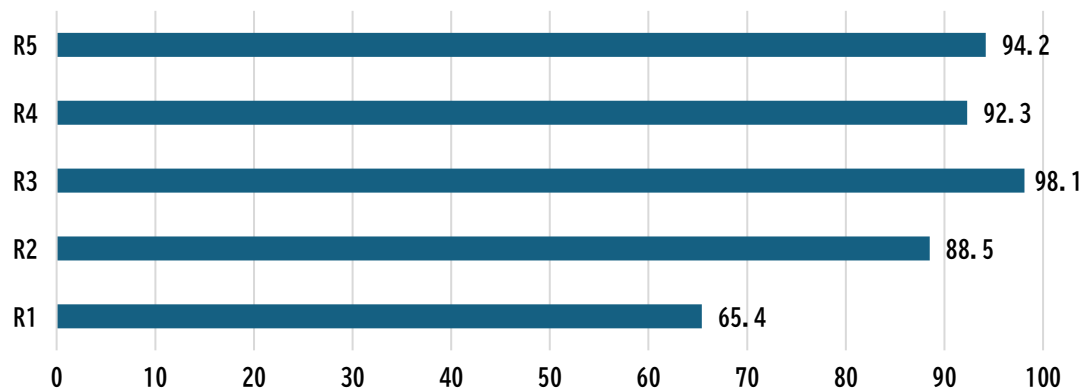
- ・ 産業界との協働等により全ての県立高等学校において探究型学習を展開するとともに、スーパーサイエンスハイスクール<sup>15</sup>（以下「SSH」という。）の指定拡大や高大連携の推進等、理数教育の充実を図ってきました。
- ・ 地元大学進学促進セミナーや地元大学キャンパスツアー、オンライン難関大学講座等を展開してきました。

### 【現状と課題】

- 地域課題の解決に向けた探究型学習に取り組む県立高等学校の割合は、令和5年度 94.2%と令和元年度の 65.4%から大幅に伸長しました。
- 引き続き、市町村や産業界との更なる連携の強化及びテーマ設定や研究の進め方に係る指導力向上を図る必要があります。

<sup>15</sup> 将来の国際的な科学技術人材の育成を図るため、文部科学省より指定を受け、理科・数学等に重点を置いたカリキュラムの開発や大学等との連携による先進的な理数系教育を実施する高等学校等。

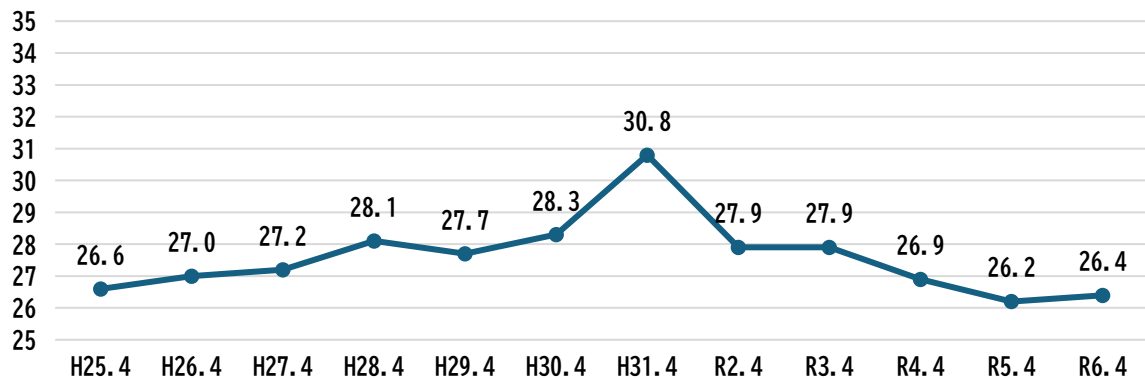
地域課題の解決に向けた探究型学習に取り組む県立高等学校の割合（％）の推移



（資料）県教育委員会調べ

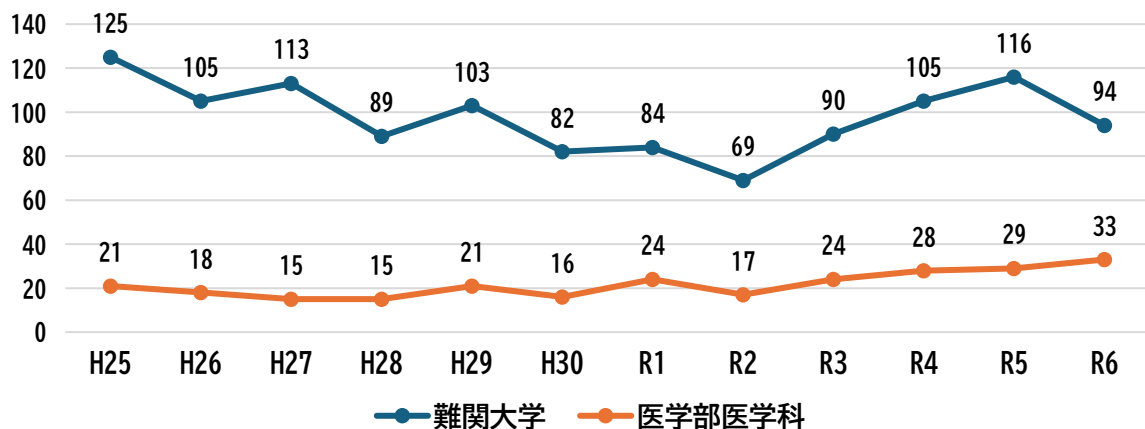
- 県内大学等への県内進学者の割合は減少傾向にある一方、難関大学等への進学者は増加傾向にあります。
- 引き続き、地元大学への理解促進及び難関大学に進学する高い志の育成を図るとともに、更なる学力の向上を図る必要があります。

県内大学への進学率（％）の推移



（資料）「学校基本調査卒業後の状況調査」（山形県）

県立高等学校卒業者の難関大学・医学部医学科現役合格者数の推移



（資料）県教育委員会調べ

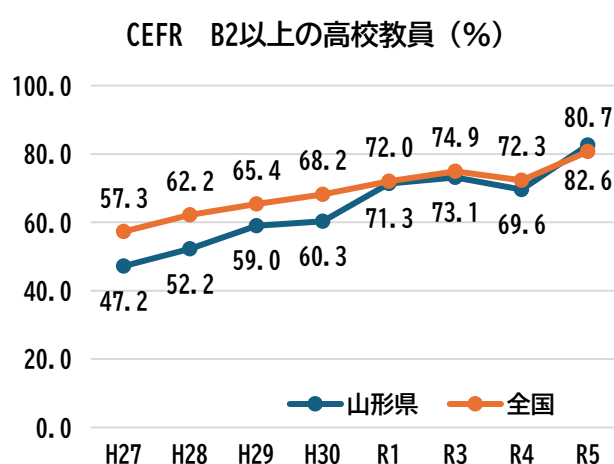
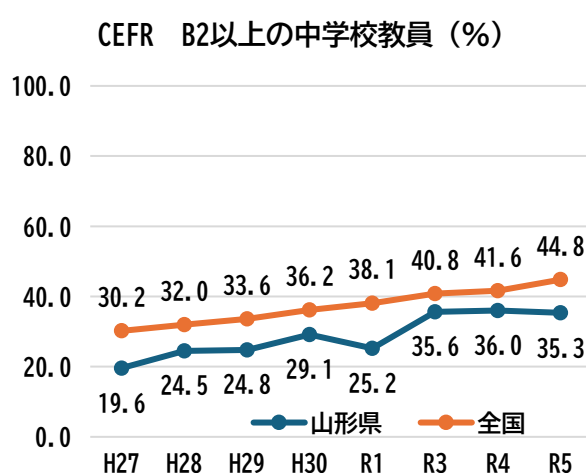
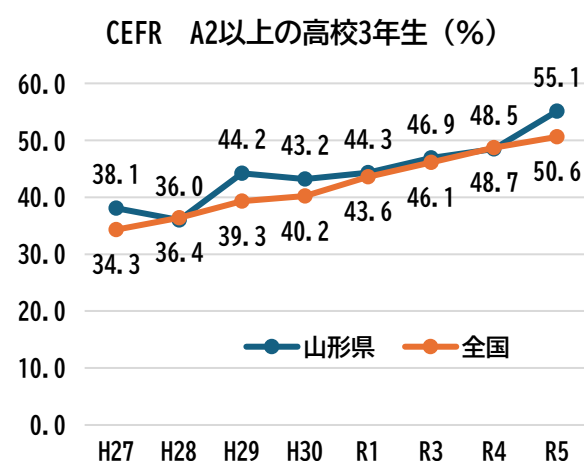
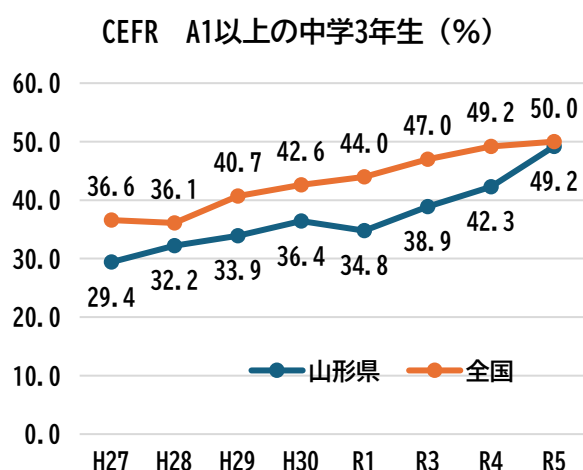
#### (4) 変化に対応し、社会で自立できる力を育成する

##### 【主な取組み（英語力）】

- ・ 英語ディベート大会への参加や海外の教育機関とのオンラインを活用した交流事業等により、語学力をはじめとするグローバル化に対応する実践力を育成してきました。

##### 【現状と課題】

- 令和5年度英語教育実施状況調査によると、英語力については、CEFR<sup>16</sup>A1レベル相当の中学生、A2レベルの高校生、B2レベルの高校英語担当教員については全国平均近傍であるものの、中学校英語担当教員は全国平均との差が大きい状況となっています。
- 生徒の英語力（話す、聞く、読む、書く）をバランス良く育成するとともに、授業改善の好事例を発信する等、教員の指導力向上を図る必要があります。



(資料) 「英語教育実施状況調査」 (文部科学省)

<sup>16</sup> 外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ言語共通参照枠。目安としては、A1レベルは英検3級相当、A2レベルは英検準2級相当、B2レベルは英検準1級相当。

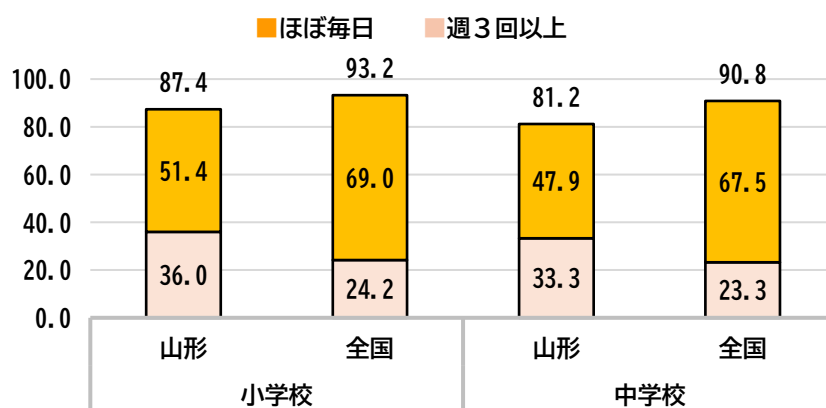
## 【主な取組み（ICT）】

- ・ 教育情報ネットワーク等の運用や学習者・教員用端末の整備等、学校におけるICT環境の整備を推進してきました。
- ・ 外部講師や校内ICT推進担当による研修の実施、県ICT教育先進校や県ICT教育推進委員による実践事例の普及等、教員のICT活用指導力の育成を推進してきました。

## 【現状と課題】

- 学校における無線LAN<sup>17</sup>の整備等、教育に係るハード面の取組み及び統合型校務支援システム<sup>18</sup>の整備については、全国同水準となっています。
- 教員のICT指導力は全国水準程度である一方、授業でのICT機器の利用頻度は全国と比して低い状況となっています。
- デジタル教科書<sup>19</sup>の普及、生成AIの利活用、個別最適な学びの推進や遠隔授業等に対応できる教育情報ネットワークの整備等のため、普通教室以外の教室や体育館等にも無線LAN環境を整備する必要があります。
- 生涯学習の推進を図る視点から、社会教育分野でのデジタル活用を推進していく必要があります。
- 学習の基盤となる資質・能力<sup>20</sup>として位置付けられる情報活用能力の育成のため、児童生徒の1人1台端末<sup>21</sup>の利活用の日常化を推進するとともに、教員の指導力向上を図る必要があります。

授業で、ICT機器をどの程度使用したか（％）



（資料）「令和6年度全国学力・学習状況調査」学校質問調査（文部科学省）

<sup>17</sup> 「Wi-Fi（ワイファイ）」とも呼ばれ、ケーブルをつなぐことなく無線でインターネットに接続できる方式。

<sup>18</sup> 「教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）・保健系（健康診断票、保健室来室管理等）・学籍系（指導要録等）・学校事務系など統合した機能を有しているシステム」を指し、成績処理等だけでなく、グループウェアの活用による情報共有も含め、広く「校務」と呼ばれる業務全般を実施するために必要となる機能を実装したシステム。

<sup>19</sup> 紙の教科書の内容の全部（電磁的記録に記録することによって変更が必要となる内容を除く。）をそのまま記録した電磁的記録である教材。

<sup>20</sup> 言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力。

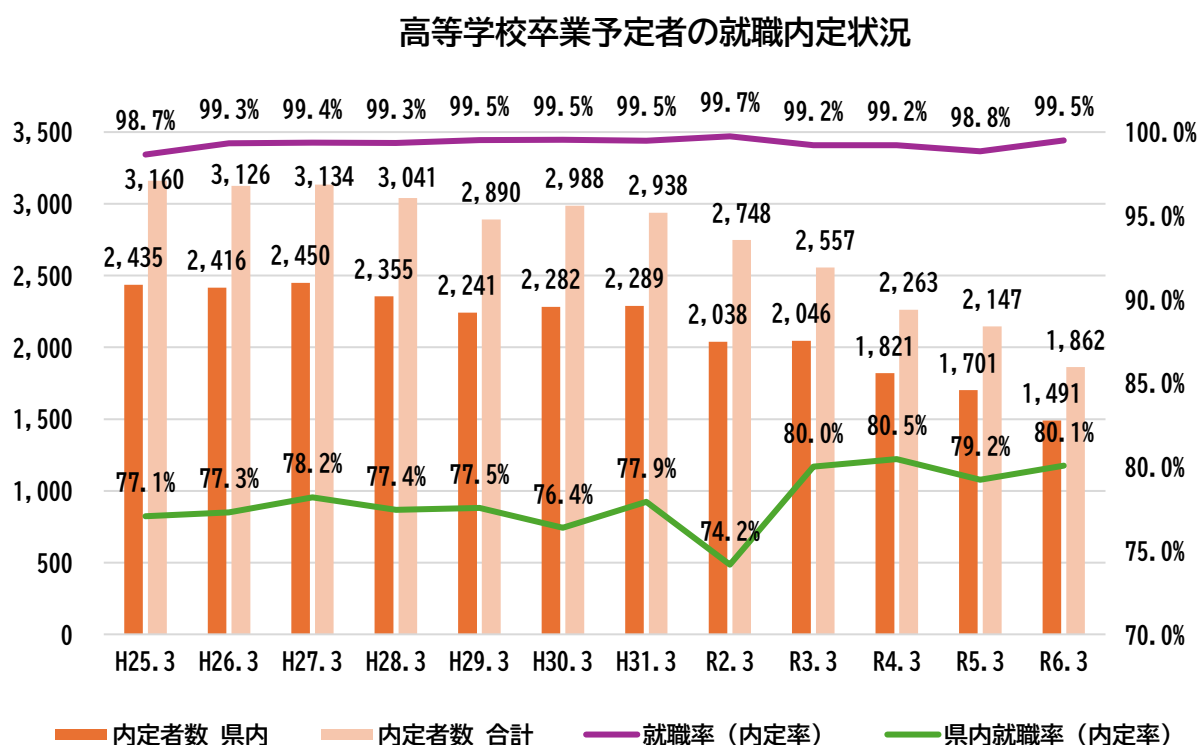
<sup>21</sup> GIGA スクール構想により、全ての児童生徒に貸与されたタブレット端末等のコンピュータ。

## 【主な取組み（キャリア教育）】

- ・ 「キャリア・パスポート<sup>22</sup>」の活用により、小中高等学校等を通したキャリア教育<sup>23</sup>を推進してきました。
- ・ 中・長期を含むインターンシップ<sup>24</sup>や外部人材の講演、ゼミ、研修等の取組みを展開してきました。

## 【現状と課題】

- 高校生の全就職内定者数に占める県内就職内定者数は約8割となっており、就職を希望している高校生の就職率は100%近傍となっています。
- 引き続き、発達障がい等の特別な支援が必要な生徒について、関係機関と連携しながら個別の支援を継続していく必要があります。



（資料）県教育委員会、県総務部調べ

<sup>22</sup> 児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として各教科等とも関連付けながら、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりする等、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと。

<sup>23</sup> 望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

<sup>24</sup> 企業や事業所で一定期間実際に業務を体験するプログラム。企業理解を深め、職業適性や将来設計について考えるきっかけにすることが主な目的の一つ。

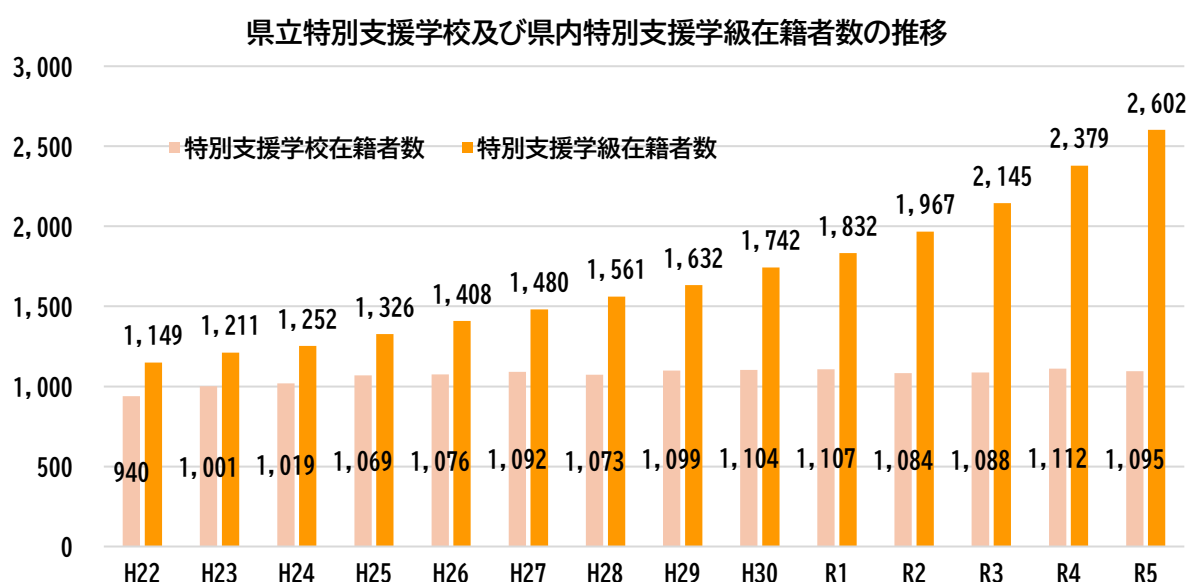
## (5) 特別なニーズに対応した教育を推進する

### 【主な取り組み】

- ・ 特別支援学校教諭免許状の保有率向上に向けて、管理職等への働き掛けによる免許法認定講習の受講を促進してきました。
- ・ 就学前から社会参加までの切れ目ない支援に向けて、連携協議会や各種研修会等において、引き継ぎツールとしての「個別の指導計画」の重要性等について理解促進を図ってきました。
- ・ 県内4地区に「就労支援コーディネーター<sup>25</sup>」を配置し、実習や就職先としての民間企業を開拓してきました。

### 【現状と課題】

- 特別支援学校における特別支援学校教諭免許状保有率は、未保有者への認定講習受講が促進され、全国の中でも高い水準となっています。
- 通級による指導を受けている子ども及び通常の学級における支援を要する子どもの「個別の指導計画」の作成割合は、95%以上となっています。
- 特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童生徒が増加傾向にあるため、引き続き、特別支援学校教諭免許状保有率の維持や教員研修の充実等、特別支援教育力の向上を推進していく必要があります。
- 引き続き、第4次山形県特別支援教育推進プランのもと、切れ目ない支援体制やインクルーシブ教育システムの構築を図る必要があります。



(資料) 「学校基本調査」 (文部科学省)

<sup>25</sup> 県内全域の実習先・就労先の拡大を図るため、これまで障がい者の受け入れが無い企業等に障がい者雇用に係る理解を促進し、障がいのある生徒の実習先・就労先の確保に係る業務を行う者。

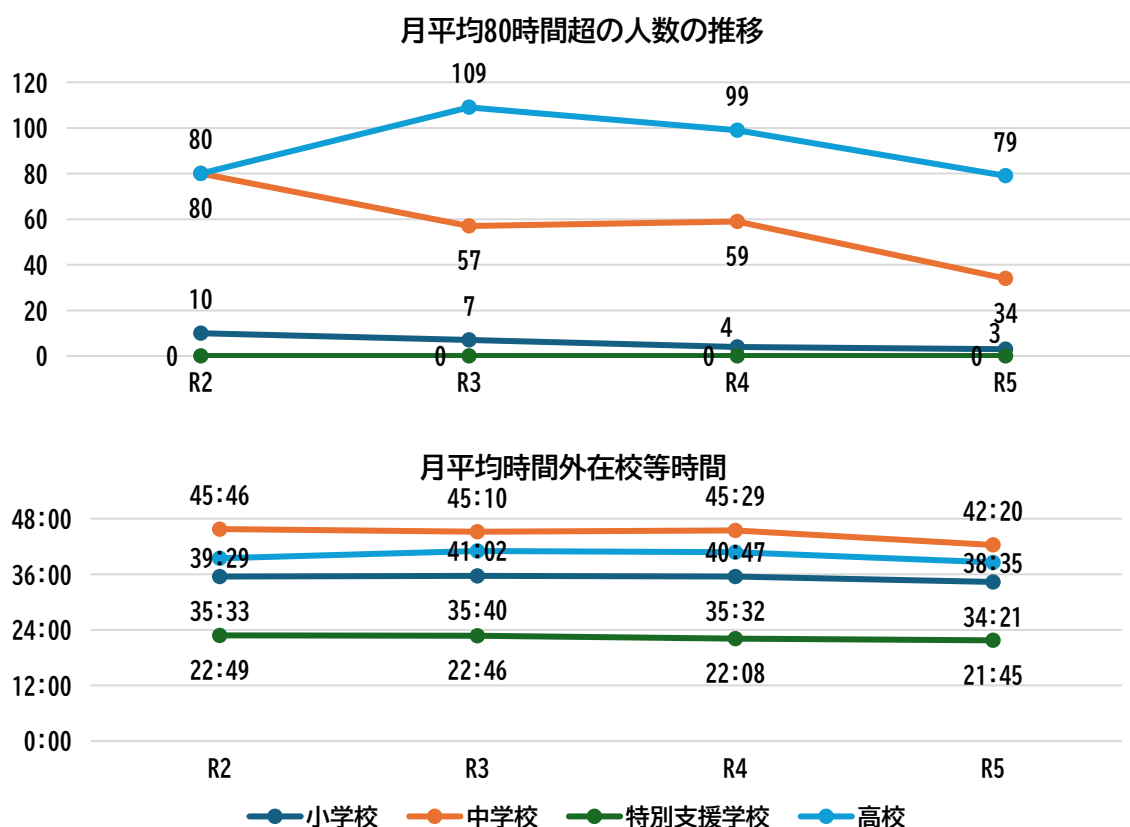
## (6) 魅力にあふれ、安心・元気な学校づくりを推進する

### 【主な取組み（働き方改革）】

- ・ 「山形県公立学校における働き方改革プラン<sup>26</sup>」、「山形県における部活動改革のガイドライン<sup>27</sup>」等に基づき教職員の働き方改革を推進するとともに、メンタルヘルス対策をはじめとした心身の健康管理を推進してきました。
- ・ 本県の講師や他県等の現職教員、元正規採用教員等の多様なキャリアに応じた特別選考や大学新卒者を対象とした大学推薦等により教員の確保に取り組むとともに、新採教員等への研修支援を実施してきました。

### 【現状と課題】

- 令和5年度における時間外在校等時間が月平均 80 時間を超える教員数は、全校種合計で、取組み前の令和元年度の 975 名から 88.1%減少し 116 名となっています。
- 引き続き、PDCAサイクルの構築により、「更なる意識改革」を進めるとともに、「長時間勤務の要因への対応」として、外部人材の配置等の支援を推進していく必要があります。



(資料) 県教育委員会調べ

<sup>26</sup> 教職員の心身の健康保持、ワークライフバランスの実現、活き活きと働ける職場環境づくりによる教育活動の充実に向け、時間外在校等時間に関する目標や具体的な取組み等を示したプラン。

<sup>27</sup> 「生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の構築」と「教員の働き方改革の推進」の両立に向け、中学校の休日部活動の段階的な地域のクラブ活動への移行について、基本的な考え方や体制・環境整備等を示したもの。

- 近年の教員選考試験における志願倍率（志願者数/募集人数）は、小学校が平成25年度採用では5.2倍だったものが令和6年度採用では1.3倍、中学校は同じく9.5倍が2.7倍、高等学校は13.3倍が5.5倍と大幅に低下しています。
- 大学と連携した教員養成を推進するとともに、多様な選考試験の実施による志願者の確保に取り組む必要があります。
- 社会状況の急速な変化に伴い多様化する教育課題に対応した研修や大量に採用された世代の退職により増加した若手教員を対象とした研修等、教職員研修の更なる充実が求められます。

#### 教員選考試験の志願倍率

|        | H25 年度採用           | H30 年度採用           | R5 年度採用          | R6 年度採用          |
|--------|--------------------|--------------------|------------------|------------------|
| 小学校    | 5.2 倍(411/80 人)    | 2.6 倍(362/140 人)   | 1.4 倍(255/185 人) | 1.3 倍(236/185 人) |
| 中学校    | 9.5 倍(475/50 人)    | 5.2 倍(338/65 人)    | 3.1 倍(263/85 人)  | 2.7 倍(229/85 人)  |
| 特別支援学校 | 3.2 倍(81/25 人)     | 3.6 倍(72/20 人)     | 1.2 倍(29/25 人)   | 1.6 倍(40/25 人)   |
| 高等学校   | 13.3 倍(333/25 人)   | 8.8 倍(265/30 人)    | 5.7 倍(201/35 人)  | 5.5 倍(94/35 人)   |
| 計      | 7.2 倍(1,300/180 人) | 4.1 倍(1,037/255 人) | 2.3 倍(748/330 人) | 2.1 倍(699/330 人) |

（資料）県教育委員会調べ

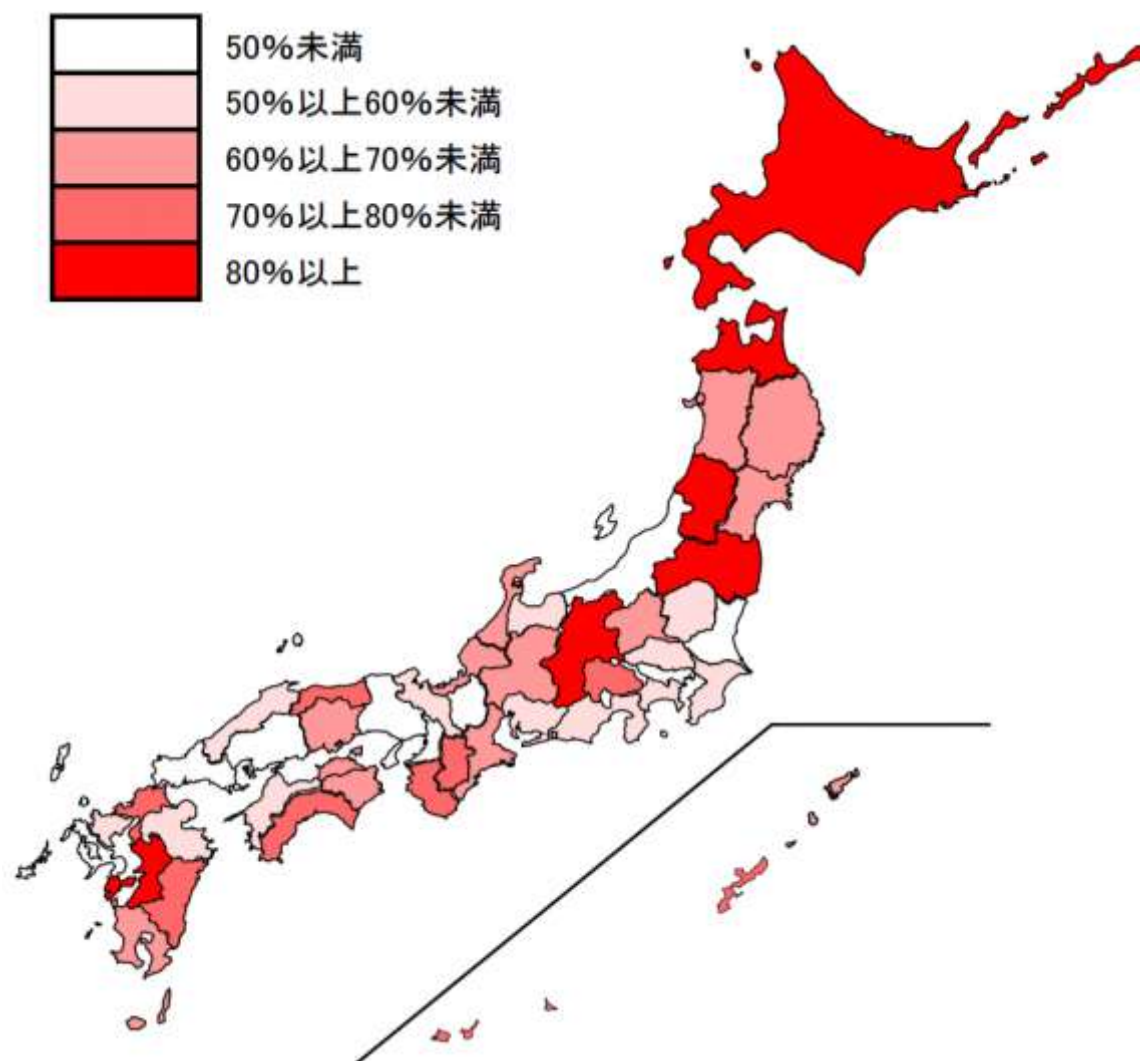
#### 【主な取組み（県立学校の魅力化）】

- ・ 県立高等学校や特別支援学校の計画的な修繕・整備、小規模校におけるキャンパス制の導入や産業系高等学校におけるフューチャープロジェクトの展開等、県立学校の魅力化・活性化を推進してきました。
- ・ 県立東桜学館中学校・高等学校及び県立致道館中学校・高等学校の2校の併設型中高一貫教育校を設立し、6年間の一貫した教育課程や学習環境の下で、生徒一人ひとりの個性をより重視した教育を推進してきました。

#### 【現状と課題】

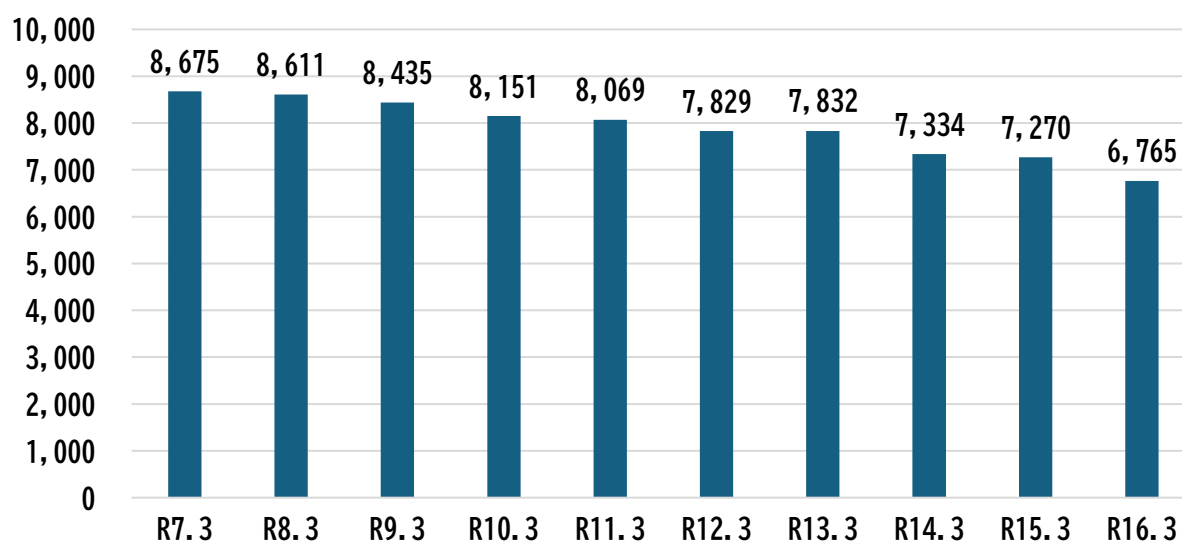
- 本県の市町村のうち公立高等学校の立地が0ないし1であるものは、8割の28市町村であり、全国の中でも高い状況となっています。
- 人口減少に伴い中学校卒業生が減少傾向にある中、県立高等学校の入学者の定員に対する充足率も低下傾向となっています。
- 引き続き、新しい時代に対応した学校づくり、教育の質的向上と学校の活力の保持を図っていく必要があります。
- 小規模校の活性化のために、学校の魅力を発信するとともに、県外生受入れ等を継続していく必要があります。

# 公立高等学校の配置（公立高等学校の立地が0ないし1である市区町村）



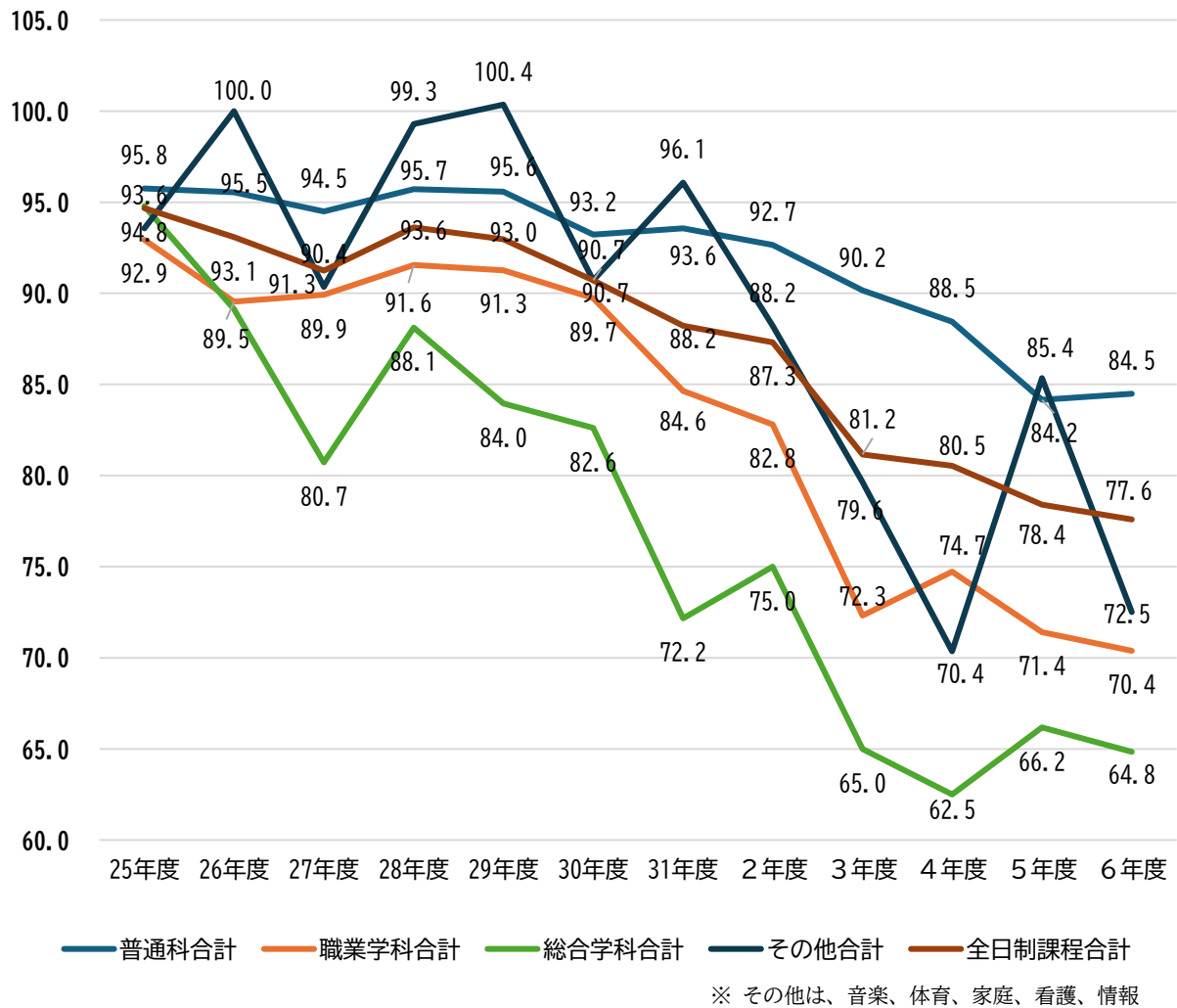
（資料）第15回高等学校教育の在り方ワーキンググループ参考資料「高等学校教育の現状」（文部科学省）

## 中学校卒業生数の見込み（山形県）



（資料）県教育委員会調べ

公立高等学校（全日制）学科別充足率（％）の推移



（資料） 県教育委員会調べ

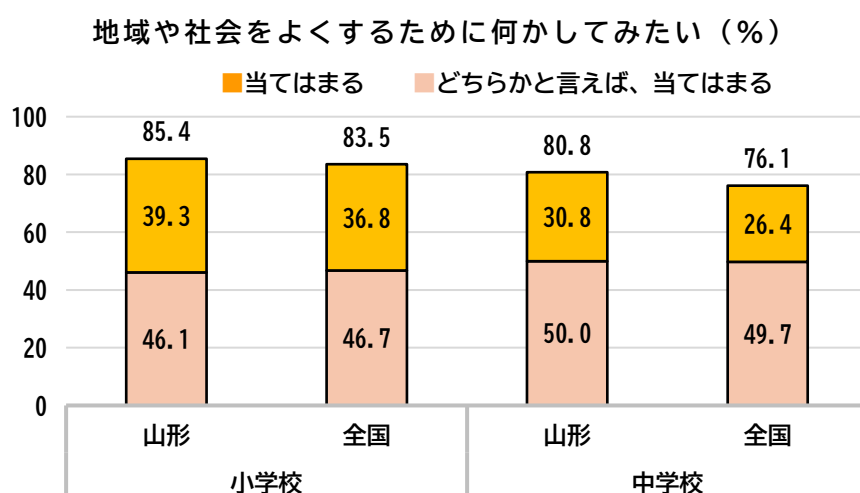
## (7) 郷土に誇りを持ち、地域社会の担い手となる心を育成する

### 【主な取り組み】

- ・ 「郷土 Yamagata ふるさと探究の広場<sup>28</sup>」により、地域学習の成果を収集・発信し、児童生徒の探究的な学びを推進するとともに、郷土愛の醸成を図ってきました。
- ・ 子ども伝承活動「ふるさと塾<sup>29</sup>」の出前講座の展開や「未来に伝える山形の宝<sup>30</sup>」の登録推進等、地域の文化財や伝統文化の総合的な保存・活用の取組みを促進してきました。
- ・ 郷土を知る情報ポータルサイト「ふるさとやまがた発見ナビ<sup>31</sup>」により情報を発信するとともに、公民館等において、中学生が小学生向けに地域の魅力を体験できる講座を企画・運営すること等により郷土愛の育成を図ってきました。

### 【現状と課題】

- 総合的な学習・探究の時間等を活用して、地域や社会への理解、問題意識の醸成を図る機会の創出により、地域や社会をよくしたいと思う児童生徒の割合は、全国と比して高い状況となっています。



（資料）「令和6年度全国学力・学習状況調査」  
児童生徒質問調査  
（文部科学省）

- 「ふるさと塾」の活動へ参加する団体数が増加傾向にある等、地域文化について学ぶ取組みや保存・活用の取組みは一定程度進捗しています。

<sup>28</sup> 学校における郷土愛につながる探究的な学びの実践事例を発信するサイト。各学校で活用していくことで児童生徒の郷土愛を醸成することを目的としている。

<sup>29</sup> 子どもの郷土愛の醸成、地域コミュニティの活性化、地域文化の保存・伝承を通じて、子どもの社会力の育成を目指し、親から子、子から孫の代へ、「ふるさと山形」のよき生活文化や知恵、民俗芸能などの素晴らしい地域文化を教え合い、学び合いながら、伝承していく活動を推進する取組み。

<sup>30</sup> 地域にのこる有形・無形の様々な文化財を保存・活用する取組みを登録し推進することで、文化財の保護を図るとともに、郷土に対する誇りと愛着を育み、地域活性化や新たな交流の拡大につなげていく取組み。

<sup>31</sup> 探究型学習等を行う際に手軽に地域を知ることができ、地域の魅力を発見することのできるポータルサイト。



- 今後も、郷土を知り、体験する取組みをさらに推進することで、子どもたちが郷土について学ぶ機会を充実させる必要があります。

## (8) 活力あるコミュニティ形成に向け、地域の教育力を高める

### 【主な取組み】

- ・ コミュニティ・スクール<sup>32</sup>と地域学校協働活動<sup>33</sup>の一体的な取組み等を通して、地域社会全体で教育活動を推進する取組みを推進してきました。
- ・ 山形方式の「ＹＹボランティア<sup>34</sup>」による青少年ボランティア活動や地域活動に取り組む青少年リーダーの養成等を通して、青少年の地域力を育成してきました。
- ・ 知の拠点としての県立図書館をはじめとする社会教育機関等の機能向上を図り、地域における身近な学びの場づくりを促進する等、地域の教育力を高める生涯学習環境の充実に向けた取組みを推進してきました。

### 【現状と課題】

- コミュニティ・スクールの導入率は全国平均を上回るものの、地域学校協働本部の整備率は全国平均より低い状況となっています。
- 引き続き、学校・家庭・地域の連携強化やより多様な組織・団体等との連携に向けた体制整備を促進するとともに、核となる人材の発掘・育成を推進する必要があります。
- 高校３年生までにボランティア活動に参加した生徒数及び公民館等で開催されている各種事業・講座等への参加人数は、コロナ禍における中断や猛暑等の影響もありコロナ禍前の水準に達していません。
- 「山形方式」のボランティア活動を活かしつつ、児童生徒が地域活動に目を向け、その良さを再認識し、地域の魅力を発信していく機会を提供するとともに、児童生徒と地域住民等との相互交流を促進し、地域で活動する人材の育成に取り組む必要があります。

<sup>32</sup> 地方教育行政の運営に関する法律第 47 条の 5 に規定する学校運営協議会を設置する学校のこと。学校運営や学校の課題解決に、保護者や地域住民が参画できるもの。

<sup>33</sup> 学校と地域がパートナーとなり、地域の大人、民間企業、団体・機関等幅広い地域住民の参画により、社会全体で未来を担う子どもたちを支え、地域を活性化する活動のこと。

<sup>34</sup> 「山形ヤング(Yamagata Young)ボランティア」の意味で、各市町村や地域の方によって運営され、地元の青少年が学校の枠を越えて集まるボランティアサークルによる活動。このような地域主体のボランティア活動の在り方は全国でも珍しく、「山形方式」として高い評価を受けている。



## (9) 地域に活力を与える文化とスポーツを推進する

### 【主な取組み（文化）】

- ・ 県民誰もが、生涯を通じて、文化を鑑賞し、参加し、創造することで、喜びや感動、心の安らぎを享受できるよう、県民が文化に親しむ環境づくり及び文化を活用した地域活性化を促進してきました。

### 【現状と課題】

- 急激な少子高齢化により、文化芸術の担い手や鑑賞者の確保が課題となっており、地域の伝統行事や文化芸術活動への関わりが減少しています。
- 地域に対する誇りと愛着を育み、地域に活力を与えるため、引き続き、文化の担い手（演じる・鑑賞する・運営する）の育成や文化活動の発表の場の確保及び文化に触れる機会の拡大を推進する必要があります。

### 【主な取組み（スポーツ）】

- ・ 県民誰もがライフステージに応じて楽しめるスポーツ環境の整備を進めるとともに、オリンピックや国際大会等のトップレベルで活躍するアスリートの発掘・育成等や競技力の向上に向けた取組みを推進してきました。

### 【現状と課題】

- 競技スポーツについて、インターハイの入賞数は夏季大会 40 以上、冬季大会 15 以上を概ね維持しているものの、国際大会や全国大会での更なる活躍に向けては、競技種目に応じた持続的な競技力向上に取り組む必要があります。
- 引き続き、県内競技団体について、競技力向上に向けた継続的な支援を実施するとともに、次世代を担うアスリートの発掘・育成等の取組みを推進する必要があります。

### 第3章 第7次山形県教育振興計画について

#### 1 目標

- ここまで見てきたとおり、この10年間、人口減少の加速化、気候変動と自然災害の激甚化、グローバル化の進展と国際環境の複雑化等により、いわゆるVUCAの時代を迎え、ウェルビーイングが重視され、Society5.0や包摂性のある社会・共生社会の実現が求められる等、社会経済状況は大きく変化してきています。
- 本県においては、6教振における「人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり」の基本目標の実現に向け、探究型学習の拡大・浸透や併設型中高一貫教育校の設立等の取組みを進めてきましたが、一方で、不登校児童生徒の増加や教員志願者の確保、授業等での更なるICTの活用等の課題が見えてきました。
- これらの社会の現状を踏まえ、課題に対応していくためには、予測困難な時代を生き抜くための変化に対応できる力の育成、多様な個人を尊重し包摂社会に寄与する態度・姿勢の育成、DXや少子化、地域との連携等、様々な変化に対応した学びの環境整備を行い、誰もが生涯学び続け、変化に柔軟に対応し、未来を切り拓いていく力を育む必要があります。
- このような中、政府においては、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げた新たな教育振興基本計画が策定されました。
- ウェルビーイングとは、個人の幸せはもとより、多様な個性が集まった社会全体が将来にわたって良い状態にあることを意味します。ウェルビーイングを目指すためには、互いの個性や価値観を認め合いながら、県民一人ひとりが、社会全体の幸福に関わる当事者として、持てる力を活かし前向きにチャレンジすることが重要であり、このような取組みを続けることで持続可能な社会の実現につながるものと考えます。

これらを踏まえ、本県教育の目標を

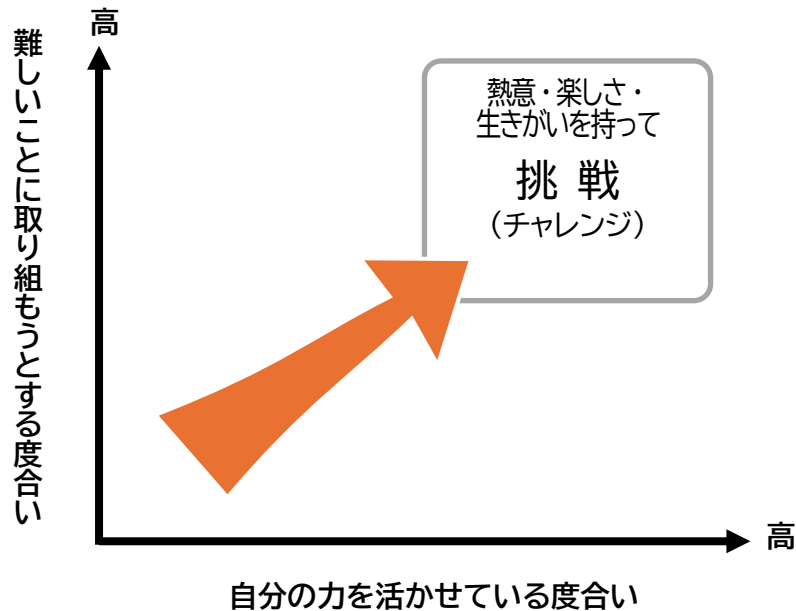
**ウェルビーイングを目指し、  
多様性あふれる持続可能な社会の実現を担う山形の人づくり**

と掲げ、教育内容や指導・支援体制の充実、教育環境の整備等、学校・家庭・地域が一体となった教育を展開します。

## 【ウェルビーイングを目指すために】

- 個人の幸せだけでなく、社会が幸せを感じられるためには、県民みんなが、自分の力を活かし、難しいことにも前向きに取り組もうとしながら、熱意・楽しさ・生きがいを持って「挑戦（チャレンジ）」していることが重要です。

<イメージ図>



## 【目指す社会】

- 目標で目指す「ウェルビーイング」が実現した社会の姿を、目指す社会として示します。
- ◎ 異なる立場や考え、価値観を持った人々が豊かに生き活きと暮らす中で、
  - 子どもは、学校の中だけでなく、社会の中で交流し、ワクワク感（意欲、興味、関心）を持って自ら選択し学び合っている。
  - 大人・家庭は、互いを尊重する姿を見せ、子どもの試行錯誤を見守り、挑戦できる環境をつくっている。
  - 地域等は、一人ひとりの違いや個性を認め、それぞれに応じた多様な学びの場や安全・安心な環境を提供している。

## 2 県民の皆様へ（メッセージ）

### （1）目指すべき行動や考え方等

- 目標を実現するためには、県民一人ひとりが自分事としてとらえ、家庭・地域が当事者としてそれぞれの役割を果たしながら前向きに取り組むことが大切になります。
- そこで、「子どもたち」「保護者、家庭の皆様」「地域、企業・NPOの皆様」に向けて、目指すべき行動や考え方等を例示します。

#### ● 子どもたちへ

- ・ 地域や社会で色々な人と交流する
- ・ 学ぶ楽しさや意味を知る
- ・ 失敗を恐れず、様々なことをやってみる
- ・ 自分を大切にするとともに、他者を尊重する など

#### ● 保護者、家庭の皆様へ

- ・ 家庭は子どもの学びや社会性を育む原点となる
- ・ 子どもが自分で育つ力を信じ、遠くから見守りながら困った時は手を差し伸べる
- ・ 家庭は子どもが安らげる場所となる など

#### ● 地域、企業・NPOの皆様へ

- ・ 画一的な学びから個別最適な学びへの変化を認識する
- ・ 学びの場は学校以外に広がり、地域や企業、社会全体が主体的に参画し提案する
- ・ 子どもの健康や成長を見守る など

## (2) 県民みんなでチャレンジ

- 目標の実現に向けて、4つの重点的な取組みを「県民みんなでチャレンジ」として掲げ、県民の皆さんと共に取り組んでいきます。

### チャレンジ1 体験

### ワクワク無限大

#### 具体的な場面

- |           |          |                 |         |
|-----------|----------|-----------------|---------|
| ○自然体験     | ○職場体験    | ○宿泊体験、体育祭等の学校行事 |         |
| ○工場見学     | ○ものづくり体験 | ○起業体験           | ○デジタル体験 |
| ○科学等の実験   | ○海外交流    | ○多文化交流          | ○地域間交流  |
| ○文化芸術体験   | ○スポーツ体験  | ○健康づくり体験        | ○食体験    |
| ○ボランティア活動 | ○地域行事    | ○オープンスクール       | など      |

#### ● 子どもたち

- ・ワクワク、ドキドキ、感動を実感する
- ・失敗も前向きにとらえ、再チャレンジする

#### ● 家庭

- ・子どもと一緒に挑戦し、一緒に楽しむ
- ・子どもたちを様々な体験に送り出す

#### ● 地域の大人

- ・リアルな体験の機会を提供、誘導する
- ・多様な体験に挑戦し、得たものを子どもに還元する

#### ワクワク体験施策パッケージ

- 子どもへ多様な体験の提供
  - ・自然体験や多文化交流、スポーツ・文化芸術体験等、多様な体験活動等の提供 など
- 家庭への体験参加支援
  - ・親子での自然観察や野外活動等、体験活動の充実 など
- 企業・団体等への支援
  - ・教育活動の協力企業に対する認証等、インセンティブの付与 など

## チャレンジ2 探 究

「なんで？」を大切に

### 具体的な場面

- |            |             |             |
|------------|-------------|-------------|
| ○地域の課題解決活動 | ○起業体験       | ○幼児の遊び      |
| ○ものづくり体験   | ○授業や家庭学習    | ○科学等の実験     |
| ○語学の習得     | ○文化芸術体験     | ○部活動やスポーツ活動 |
| ○食や健康の研修   | ○SDGsへの取り組み | など          |

#### ● 子どもたち

- ・興味のあることにのめりこみ、調べる
- ・当たり前を「なんでだろう？」と考える

#### ● 家庭

- ・子どもと一緒に調べたり、深く考えたりする
- ・子どもの試行錯誤を見守り、支える

#### ● 地域の大人

- ・探究の機会、必要な情報や資機材を提供する
- ・交流や活動の中で、子どもたちからも学ぶ

### なぜなぜ探究施策パッケージ

- 子どもたちの探究心の醸成
  - ・学校での探究学習やSTEAM教育の拡大
  - ・企業・団体等と学校等との連携・協働による地域の課題解決
  - ・課題発見、ICT活用による分析・まとめ・発表等、探究学習のサポートを行う大学との連携拡大 など
- 家庭の探究学習への理解促進
  - ・探究学習の意義・実践等に関する情報の発信 など
- 企業等や大学との連携
  - ・探究学習や起業体験活動等のサポートを行う大学との連携協定の締結 など

## チャレンジ3 尊重

## みんなが主役で応援団

### 具体的な場面

- 家族等とのコミュニケーション
- 異年齢の人との交流
- グループ学習
- 多文化交流
- 支援を要する人たちとのふれあい
- 生徒会活動等の自治的な活動
- 人権教育や道徳の授業

など

### ● 子どもたち

- ・自分の思いや考えを大切に自己決定し、行動する
- ・相手を大切に考えながらコミュニケーションをする

### ● 家庭

- ・子どもの話を聞き、一緒に悩み考え、成長する
- ・子どもが成長を実感し、つまずきを受け止める声かけをする

### ● 地域の大人

- ・様々な事情を持つ人や支援を要する人を支える環境を作る
- ・子どもの模範となりながら心身の成長を支える

### 多様性尊重施策パッケージ

- 子どもの多様性の尊重
  - ・リアル・オンラインの国際交流等、多文化共生に関する学習の充実
  - ・夜間中学の設置検討等、学び直しが必要な方々への対応
  - ・発達障がい児や医療的ケア児の支援等、特別支援教育の推進 など
- 家庭教育等への支援
  - ・子育ての悩みや家庭教育についての相談機会の提供 など
- 地域の取組みへの支援
  - ・子どもの見守り活動等、地域学校協働活動の推進
  - ・フリースクール等、民間団体との連携 など

## チャレンジ4 協働

## みんな笑顔で

### 具体的な場面

- |               |             |              |
|---------------|-------------|--------------|
| ○地域の課題解決活動    | ○他学年との交流    | ○運動会等の学校行事   |
| ○生徒会等の自治活動    | ○部活動やスポーツ活動 | ○互いに学び合う協働学習 |
| ○ボランティア活動     | ○防災への取組み    | ○地域学校協働活動    |
| ○地域の伝統や文化的な行事 |             | など           |

### ● 子どもたち

- ・地域イベントやボランティアに積極的に参加する
- ・楽しみながら、これまでの学びや経験を活かす

### ● 家庭

- ・地域活動に参加し、いきいきとした姿を見せる
- ・家庭の手伝いなど、役割をもたせる

### ● 地域の大人

- ・地域活動に子どもたちの意見を取り入れる
- ・活動の中で、自分の良さや得意分野を最大限活かす

### みんな笑顔施策パッケージ

- 子どもが協働する機会の創出
  - ・多様な形態で学び合いやコミュニケーションができる協働学習、地域の伝統文化や行事についての学習の展開
  - ・企業・団体等と連携したボランティア等、体験機会の充実 など
- 家庭との協働
  - ・PTA等による学校・家庭・地域の協働活動への支援 など
- 地域との協働
  - ・教育活動や地域活動等への協力人材・企業等の発掘とマッチング
  - ・地域と連携した防災・減災への取組みの推進 など

### 教育DX施策

- 統合型校務支援システムのクラウド化
- 教育情報ネットワークの統合及び高速化
- 教育データの分析・活用
- 遠隔教育の展開                      など

### 教育環境施策

- 教員等の指導体制の充実
- 時代の変化に対応した学校施設設備の整備
- 学校安全の推進                      など

## ● 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）

- DXに至るには、一般的に「デジタイゼーション」、「デジタルライゼーション」、「デジタルトランスフォーメーション（DX）」の3段階がある
  - ・ デジタイゼーション：紙の書類などアナログな情報のデジタル化  
例）紙のプリントをデジタル化して配信すること など
  - ・ デジタルライゼーション：サービスや業務プロセスのデジタル化  
例）推奨されたデジタル教材を参考に教材の最適な選択を行うこと など
  - ・ デジタルトランスフォーメーション：デジタル化でサービスや業務、組織の変革  
例）教育データに基づく教育内容の重点化と教育リソースの配分の最適化 など
- 教育DXを推進していくためには、①教育データの標準化などの共通的なルールの整備、②基盤的ツールの開発・活用、③教育データの分析・利活用について可能な部分から着手することが重要
- DXの推進に当たっては、デジタル機器・教材の活用はあくまで手段であり、デジタルも活用して問題解決や価値創造ができる人材の育成が重要

（資料）「教育振興基本計画」（文部科学省）

### 3 施策の概要

#### (1) 施策の体系

目標の実現に向け、3つの方針を柱として、8つのアクション・19の施策を体系化し、それぞれの施策について今後の方向性を示すとともに、主な取組みを示します。

#### (2) 体系図



## 第4章 今後5年間に取り組む施策

### 方針Ⅰ 一人ひとりが自分らしく可能性にチャレンジできる学びを実現する

#### アクション 1

##### 自ら考え、主体的に行動する力を育む

- 様々な体験を通し自分の興味関心を見つけ、行動する経験を積み重ねることで、主体的に学び続ける

#### 1 確かな学力の育成

##### 【施策の方向性】

- 基礎的・基本的な知識・技能や思考力・判断力・表現力等の資質・能力の育成等、学習指導要領の趣旨・内容の確実な定着に向けて、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。
- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、自分の興味関心に基づいて主体的に学びを追究する探究学習を推進します。
- 生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、幼児教育の内容の改善・充実を図るとともに、小学校以降の教育との連続性・一貫性の確保を図ります。
- 地域の未来を担う人材の育成や、社会の新たな価値の創出に欠かせない役割を果たす高等教育の充実を図ります。

##### 【主な取組み】

##### (1) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

- ・ 1人1台端末の活用や自ら学びを進める学習、多様性を尊重しながら学ぶ異学年協働による学習の展開等、授業改善を推進します。
- ・ 少人数やチームティーチングによる個に応じたきめ細かな指導の充実等により、児童生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばします。
- ・ 小学校において、質の高い授業による学習内容の理解度・定着度の向上、多面的な児童理解による心の安定等を図るため、教科担任制を推進します。
- ・ 全国学力・学習状況調査等のデータ分析を通じた各市町村や学校への支援を行う等、確かな学力の育成に向けた取組みを県全体に展開します。

- ・ 教員対象の研修会を全県及び地区別に開催し、指導事項の伝達、好事例の共有等により、教員の指導力向上を図ります。
- ・ 文部科学省の定数改善や市町村の状況、多様化する教育課題等を踏まえ、「教育山形『さんさん』プラン」の今後の展開の在り方を検討します。

## （２）探究学習の拡大

- ・ 各教科等の学習においては、授業のまとまりの中で、「習得・活用・探究」のバランスの工夫による授業改善を図るとともに、情報収集、整理分析やまとめ・発表の場面における１人１台端末の積極的な活用等、ＩＣＴの効果的な活用を推進します。
- ・ 総合的な学習・探究の時間等においては、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントの充実に向けて、地域の人材、企業やＮＰＯ等と連携し、地域に根差した学習を推進します。
- ・ 大学教授や先進校教員を招聘した教員対象の研修会や探究学習に関する情報発信等を通して、教員や保護者等への探究学習の理解促進を図ります。
- ・ 探究学習の成果について、学校種を越えた互いに学び合う機会の創出等、探究学習を県全体に展開します。

## （３）幼児教育の推進

- ・ 幼稚園教育要領等の着実な実施により、教師や友達との関わりを含めた環境を意図的・計画的に構成し、幼児の自発的な活動としての遊びを通じた指導の充実を図ります。
- ・ 幼児教育センターの設置による幼児教育アドバイザーの育成・派遣、幼保小の連携による架け橋プログラム<sup>35</sup>の取組みや研修機会の充実等を通じ、幼児教育の質の向上を図ります。

## （４）高等教育の充実

- ・ 県立高等教育機関において、保健医療、栄養、農林業等の分野で地域のニーズに対応した専門知識と専門技術を有する人材を育成します。
- ・ 県内の高等教育機関、産業界等及び自治体が連携する「やまがた社会共創プラットフォーム<sup>36</sup>」に参画し、取組みを推進します。

<sup>35</sup> 子どもに関わる大人が立場を越えて連携し、架け橋期（義務教育開始前後の５歳児から小学校１年生の２年間）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人ひとりの多様性に配慮した上で全ての子どもに学びや生活の基盤を育むことを目指すもの。

<sup>36</sup> 様々な知的資源を有する山形県内の高等教育機関と、地元の産業界、金融界、医療界、山形県及び県内自治体が密接に連携し、地域の課題解決と新たな価値の創出に取組み、個人及び地域社会のウェルビーイング（幸福）に貢献し、地域の持続的発展を目指すもの。

## 2 キャリア教育の充実

### 【施策の方向性】

- 各学校段階を通じて、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通し、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力<sup>37</sup>を育成します。
- 幅広い職業を知るとともに働く意義を実感するため、地元企業等と連携した職場体験や就業体験（インターンシップ）をもとに、職業実践力を育成します。
- 県内大学への進学や県内への就業により、県内で自己実現を図り、活躍する人材を育成します。

### 【主な取組み】

#### （１）社会的・職業的自立に向けた資質・能力の育成

- ・ 社会性、自己理解や課題解決力等の社会で求められる資質・能力について、学校の教育活動全体を通して体験的・実践的に育成します。
- ・ 学習や活動を記録するキャリア・パスポートを活用し、学びと自己の将来とのつながりを見通す力を育成します。

#### （２）職業実践力の育成

- ・ 地元企業や大学等と連携して、農業、製造業やサービス業等、幅広い分野での職場体験・インターンシップを実施します。
- ・ 県内の各分野で活躍するスペシャリストによる講話やゼミを実施します。
- ・ 将来のキャリアプランの実現に向けて、高等学校在学中の資格取得を支援します。
- ・ 専門学校が企業と連携して実践的で質の高い教育を行う取組みを支援します。

#### （３）県内で活躍する人材の育成

- ・ 県内の優れた企業や技術について、「ものづくりガイドブック<sup>38</sup>」の活用等による小中学生への周知・啓発により、地元産業への理解促進及び県内定着への意識醸成を図ります。

<sup>37</sup> 「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の基礎的・汎用的能力。

<sup>38</sup> 山形のものづくりの歴史や身のまわりや日本、世界の生活を支える山形のものづくり企業を紹介したもの。

- ・ 県内大学等と連携した地元大学進学促進セミナー、医進塾等の開催により、県内高等学校から県内大学への進学を推進します。
- ・ 将来の県内産業を支える担い手づくりに向け、地域企業と連携したセミナーや企業見学等を実施し、県内就業を推進します。

## 【指標】

| No. | 指 標                                                                                                                         | 現状値                                                           | 指標値                                     |                                         |                                         |                                         |                                         |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
|     |                                                                                                                             |                                                               | R 7                                     | R 8                                     | R 9                                     | R10                                     | R11                                     |
| ①   | 国語、算数・数学の勉強が「好き」な児童生徒の割合                                                                                                    | 国 小6：68.1%<br>中 3：65.4%<br>算 小6：58.1%<br>数 中3：57.7%<br>(R6.4) | 国小6:70%<br>中3:70%<br>算小6:65%<br>数中3:65% | 国小6:70%<br>中3:70%<br>算小6:65%<br>数中3:65% | 国小6:70%<br>中3:70%<br>算小6:65%<br>数中3:65% | 国小6:70%<br>中3:70%<br>算小6:65%<br>数中3:65% | 国小6:70%<br>中3:70%<br>算小6:65%<br>数中3:65% |
| ②   | 国語、算数・数学の内容が「分かる」と思う児童生徒の割合                                                                                                 | 国 小6：86.5%<br>中 3：82.0%<br>算 小6：78.3%<br>数 中3：73.8%<br>(R6.4) | 国小6:90%<br>中3:85%<br>算小6:85%<br>数中3:75% | 国小6:90%<br>中3:85%<br>算小6:85%<br>数中3:75% | 国小6:90%<br>中3:85%<br>算小6:85%<br>数中3:75% | 国小6:90%<br>中3:85%<br>算小6:85%<br>数中3:75% | 国小6:90%<br>中3:85%<br>算小6:85%<br>数中3:75% |
| ③   | 「授業が、自分にあった教え方、教材、学習時間などになっていた」と思う児童生徒の割合                                                                                   | 小6：85.1%<br>中3：82.0%<br>(R6.4)                                | 小6:85.6%<br>中3:82.5%                    | 小6:86.1%<br>中3:83.0%                    | 小6:86.6%<br>中3:83.5%                    | 小6:87.1%<br>中3:84.0%                    | 小6:87.6%<br>中3:84.5%                    |
| ④   | 「授業や学校生活で、友達や周りの人の考えを大切にしてお互いに協力しながら課題の解決に取り組んでいる」と思う児童生徒の割合                                                                | 小6：91.4%<br>中3：93.4%<br>(R6.4)                                | 小6:91.9%<br>中3:93.9%                    | 小6:92.4%<br>中3:94.4%                    | 小6:92.9%<br>中3:94.9%                    | 小6:93.4%<br>中3:95.4%                    | 小6:93.9%<br>中3:95.9%                    |
| ⑤   | 「授業中に課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」と思う児童生徒の割合                                                                                 | 小6：81.5%<br>中3：82.6%<br>(R6.4)                                | 小6:82.0%<br>中3:83.1%                    | 小6:82.5%<br>中3:83.6%                    | 小6:83.0%<br>中3:84.1%                    | 小6:83.5%<br>中3:84.6%                    | 小6:84.0%<br>中3:85.1%                    |
| ⑥   | 地域や外部機関と連携して探究学習に取り組む小中高等学校の割合                                                                                              | R7 新規調査                                                       | 小 80%<br>中 80%<br>高 80%                 | 小 85%<br>中 85%<br>高 85%                 | 小 90%<br>中 90%<br>高 90%                 | 小 95%<br>中 95%<br>高 95%                 | 小 100%<br>中 100%<br>高 100%              |
| ⑦   | 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合                                                                                                        | 小6：81.8%<br>中3：68.4%<br>(R6.4)                                | 小6:83.0%<br>中3:68.9%                    | 小6:84.0%<br>中3:69.4%                    | 小6:85.0%<br>中3:70.0%                    | 小6:85.0%<br>中3:70.0%                    | 小6:85.0%<br>中3:70.0%                    |
| ⑧   | 職場見学・職場体験等を行っている小中高等学校の割合                                                                                                   | 小 90.1%<br>中 97.9%<br>高 98.1%<br>(R5)                         | 小 92%<br>中 98%<br>高 100%                | 小 94%<br>中 99%<br>高 100%                | 小 96%<br>中 100%<br>高 100%               | 小 98%<br>中 100%<br>高 100%               | 小 100%<br>中 100%<br>高 100%              |
| ⑨   | 全国学力・学習状況調査における正答率が全国平均以上の科目数<br>※年度ごとの実施科目<br>R7 国、算・数、理<br>R8 国、算・数、英（中のみ）<br>R9 国、算・数<br>R10 国、算・数、理<br>R11 国、算・数、英（中のみ） | 4科目中0科目<br>(R6.4)                                             | 6科目中4科目                                 | 5科目中4科目                                 | 4科目中3科目                                 | 全科目（6/6）                                | 全科目（5/5）                                |

## アクション 2

### 新たな価値を創造する力を育む

- 時代の変化を敏感にとらえ、自由な発想で果敢に挑戦し、失敗しても諦めずに創意工夫する

## 3 グローバル社会の人材育成

### 【施策の方向性】

- コミュニケーションを伴った実践的な英語力を育成するため、小学校段階から系統的な外国語教育の充実を図ります。
- 異なる文化・価値を乗り越えて関係性を構築するための多文化共生に関する学習を展開します。
- 今後一層のグローバル社会の進展を見据え、多様な価値観に直接触れ、新たな価値の創造につなげられるよう海外との交流を拡大していきます。

### 【主な取り組み】

#### (1) 外国語教育の充実

- ・ 外国語指導助手（A L T）や地域に在住する外国人、地域の外国語教育に携わる人材等との連携や I C T の活用による、コミュニケーション能力を高める英語教育を推進します。
- ・ 英語ディベート大会や英語弁論大会等への参加を促す等、向上した英語力の発表機会の情報を提供します。
- ・ 小中高等学校等の英語教員が相互に授業参観や意見交換をする等、学校種間の連携により、系統的・継続的な英語教育を推進します。
- ・ 教員を対象とした英語資格・検定試験の受験の奨励等、教員の英語力向上を図ります。

#### (2) 多文化共生に関する学習の展開

- ・ 道徳や特別活動、総合的な学習・探究の時間等において、他国の文化を尊重し、国際的視野に立った世界平和と人類発展等を目指し、多文化共生に必要な資質・能力を育成します。

- ・ 小中高等学校等において、異なる文化・価値に実際に触れる機会として、外部団体等と連携を図りながら、大学の留学生や地域に在住する外国人の方々等との交流を推進します。

### (3) 海外との交流の拡大

- ・ オンラインによる外国人講師との英会話体験等による交流を通し、多様な価値観に触れる機会を創出します。
- ・ ICT活用による海外との交流について、希望する県内の高等学校と海外の学校等とのマッチングを図ります。
- ・ 産業系高等学校の生徒が海外の高等学校等と交流する機会を創出する等、グローバル産業人材を育成します。

#### ● 産業系高等学校の生徒による台湾訪問の様子（令和6年度）



国立台湾大学付属農場での研修



国立大湖農工職業学校体験実習  
（食品加工）



国立台湾博物館見学



台湾の有機野菜農場での研修

## 4 イノベーションを担う人材育成

### 【施策の方向性】

- 予測困難な時代において多様な知を持ち寄って課題解決を図る資質・能力を育成するため、STEAM教育<sup>39</sup>や理数教育を推進します。
- 起業家精神や起業家的資質・能力<sup>40</sup>を育成するため、起業家教育（アントレプレナーシップ教育<sup>41</sup>）を展開します。

### 【主な取組み】

#### （１）STEAM教育の推進

- ・ 総合的な学習・探究の時間等において、学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力等を育成するため、教科等横断的な学習を推進します。
- ・ 理科・算数・数学に興味関心の高い小中学生を対象とした科学的思考力や論理的思考力、情報活用能力を伸ばすプログラムの推進等、大学等との連携による理数教育を推進します。
- ・ 課題発見・解決に向けてデザイン思考<sup>42</sup>の考え方を取り入れる等、大学と連携した新たな価値を創造する学習を推進します。
- ・ SSHに指定されている高等学校においては、大学等の高等教育機関や企業との連携により、レベルの高い理数分野を中心とした探究学習を推進します。
- ・ 学習成果の発表の機会として、科学の甲子園等の各種コンテストの情報を提供し、参加を促進します。

#### （２）起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の展開

- ・ 学校教育の様々な機会をとらえて、チャレンジ精神、創造性、探究心、実行力、リーダーシップ、コミュニケーション力等の起業につながる資質・能力を育成します。

<sup>39</sup> 科学(Science)、技術(Technology)、工学(Engineering)、リベラルアーツ・教養(Arts)、数学(Mathematics)を活用した文理融合の課題解決型学習。

<sup>40</sup> 起業家精神は、チャレンジ精神、創造性、探究心等。起業家的資質・能力は、情報収集・分析力、実行力、リーダーシップ、コミュニケーション力等。

<sup>41</sup> 急激な社会環境の変化を受容し、新たな価値を生み出していく精神（アントレプレナーシップ）を備えた人材の創出のための教育の総称。

<sup>42</sup> 問題解決のプロセスとして、共感（情報収集・ニーズの理解）、定義（課題の定義）、発想（アイデア発想）、試作、検証のサイクルで考える思考法。生活者の視点から課題の本質を見出し、人々の経験を豊かにするために解決策を考える人間中心の思考。

- ・ 大学等から起業に至るノウハウを学ぶとともに、地元企業等と連携して実際に起業を目指す体験活動を実施する等により、山形の未来を担うイノベーターを生み出す起業家精神を育成します。
- ・ 起業家教育（アントレプレナーシップ教育）について、幅広く情報を収集し、教員対象の各種研修会等において実践事例等を周知することにより、普及拡大を図ります。

## 【指標】

| No. | 指 標                                                                            | 現状値                            | 指標値                  |                      |                      |                      |                      |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
|     |                                                                                |                                | R 7                  | R 8                  | R 9                  | R10                  | R11                  |
| ⑩   | 「自分と違う意見について考えるのは楽しい」と思う児童生徒の割合                                                | 小6：74.9%<br>中3：78.0%<br>(R6.4) | 小6:77.0%<br>中3:79.0% | 小6:78.0%<br>中3:79.5% | 小6:79.0%<br>中3:80.0% | 小6:80.0%<br>中3:80.5% | 小6:80.0%<br>中3:80.5% |
| ⑪   | 「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気づいたりすることができる」と思う児童生徒の割合                         | 小6：86.6%<br>中3：88.4%<br>(R6.4) | 小6:87.1%<br>中3:88.9% | 小6:87.6%<br>中3:89.4% | 小6:88.1%<br>中3:89.9% | 小6:88.6%<br>中3:90.4% | 小6:89.1%<br>中3:90.9% |
| ⑫   | 「授業で学んだことを、次の学習や実生活に結びつけて考えたり生かしたりしている」と思う児童生徒の割合                              | 小6：85.6%<br>中3：81.0%<br>(R6.4) | 小6:86.1%<br>中3:81.5% | 小6:86.6%<br>中3:82.0% | 小6:87.1%<br>中3:82.5% | 小6:87.6%<br>中3:83.0% | 小6:88.1%<br>中3:83.5% |
| ⑬   | CEFR A1 レベル相当以上の英語力を取得または有すると思われる中学生及び CEFR A2 レベル相当以上の英語力を取得または有すると思われる高校生の割合 | 中 49.2%<br>高 55.1%<br>(R5)     | 中 51%<br>高 56%       | 中 54%<br>高 58%       | 中 57%<br>高 60%       | 中 60%<br>高 60%       | 中 60%<br>高 60%       |
| ⑭   | 大学や企業等と連携した起業家教育の取組みに参加した高校生の数（累積）                                             | R7 新規調査                        | 40 人                 | 80 人                 | 120 人                | 160 人                | 200 人                |

## アクション 3

### 互いを尊重し前向きに生きる心と体を育む

- 豊かな心、健やかな体を育み、互いを尊重し、社会の一員として自分の意志を持ち前向きに行動する

## 5 豊かな心の育成

### 【施策の方向性】

- 自然や他者とのつながりや関わりの中で、たくましさや思いやり、自己肯定感を育成するため、体験学習の充実を図ります。
- 郷土を愛し豊かに生きる児童生徒を育成するため、大人も子どもも郷土の伝統や文化の良さを実感・体感できる機会を創出し、感性や郷土愛の醸成を図ります。
- 自己の生き方を考え、自立した人間として他者と共に生きる基盤をつくる道徳教育の充実を図るとともに、個人の尊厳を守り自他を尊重する態度を育成する人権教育の充実を図ります。
- 全ての児童生徒が安心して主体的に活動できるよう、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を推進する等、生徒指導の充実を図ります。
- 自ら本に親しむ、読書好きな子どもの育成を目指し、家庭・地域・学校等、社会全体で多様な子どもの読書活動を推進します。
- 児童生徒が自ら地域の課題に向き合い、具体的な行動を起こす等、地域社会に貢献する意欲を醸成するため、地域活動・ボランティア活動の充実を図ります。

### 【主な取組み】

#### (1) 体験学習の充実

- ・ 子どもの学びに貢献する意欲のある企業・団体等と連携・協働し、学校や地域、身近な自然等の多様なフィールドで、子どもが様々な体験を通して成長する機会を提供します。
- ・ 青少年教育施設において、地域の企業・団体等と連携・協働し、地域の特性を生かした体験活動や魅力あるイベントを実施します。
- ・ 学校等と企業等をつなぐ情報共有サイトにおいて、企業の支援内容等を紹介し、学校の授業や放課後の活動、PTA活動、子ども会活動等で活用を促進します。

- ・ 教育支援活動に意欲的な企業等であることを県民に広く周知し、社会全体で教育活動に参画していく意識の醸成を図ります。

## （２）感性や郷土愛の育成

- ・ 子どもと共に郷土の魅力に触れ、体験できる機会を増やすことで、全世代にわたる郷土愛の育成を推進します。
- ・ 学校における地域の課題解決学習や地域の魅力を探る学習の事例、郷土を知るための教材作成、情報ポータルサイトのコンテンツ充実等、郷土への誇りや愛着を醸成する情報発信を展開します。
- ・ 子どもの郷土愛や豊かな感性を育むため、県立図書館において地域の歴史や文化をテーマにした子ども向けの図書資料の展示、読み聞かせ等の取組みを実施します。
- ・ 文化芸術団体や社会教育機関と連携することにより、文化芸術や地域の行事等に触れたり、体験したりする機会を拡充します。
- ・ 山形県民の歌「最上川」・スポーツ県民歌「月山の雪」、花笠踊り、方言等を、様々な場面で活用したり学習と関連付けたりする等、郷土への誇りや愛着の醸成を推進します。

## （３）道徳教育・人権教育の充実

- ・ 地域の実態や課題に応じた特色ある道徳教育の実践事例等を全県に情報発信し、質の高い道徳教育の展開を推進します。
- ・ 山形地方法務局や山形県人権擁護委員会等の関係機関と連携し、人権教育に関する取組みを実施します。

## （４）いじめへの対応等、生徒指導の充実

- ・ いじめの未然防止に向けて、学校における「居場所づくり」「絆づくり」等の取組みを実施するとともに、警察や家庭等と連携したネットトラブル防止の取組みを実施します。
- ・ いじめの早期発見に向けて、本県独自のいじめ発見調査アンケートと面談の実施、１人１台端末の活用、24 時間対応いじめに関する電話・メール相談等、児童生徒や保護者が相談しやすい環境づくりに取り組みます。
- ・ いじめの早期解消に向けて、ＳＣ・ＳＳＷ等の外部専門家や市町村の福祉部局や警察等の関係機関と連携し、組織的かつ迅速に対応します。

- ・ 生徒指導提要<sup>43</sup>を踏まえ、全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことを尊重して支援していく発達支持的生徒指導<sup>44</sup>を推進します。
- ・ いじめや生徒指導全般に関する研修会や会議の開催等により、県内全体の生徒指導に関する情報を共有するとともに取組みの周知・徹底を図ります。

## （５）読書活動の充実

- ・ 子どもの視点に立った読書活動を推進するため、家庭・地域・学校等において、多様な子どもの発達段階に応じた個別最適な読書活動の取組みの充実を図ります。
- ・ 公立図書館（室）のイベント等を通して、子どもの読書活動に関わる全ての大人に対し、子どもの読書活動の重要性や意義についての理解促進を図ります。
- ・ アクセシブルな書籍<sup>45</sup>の充実や企業・団体等との連携による様々な読書支援ツール等の展示会・利活用体験等を通して、多様な読書活動についての普及啓発を図ります。
- ・ 子どもの視点に立ったサービスの改善や本・資料の充実を図るため、県立図書館において、子どもの意見を取組みに反映させるためのアンケートを実施する等、子どもの読書への関心の向上を図り、多様な読書活動を推進します。
- ・ 貴重な資料の電子化や電子書籍を充実させる等、デジタル社会に対応した読書環境の整備を推進します。

## （６）地域活動・ボランティア活動の充実

- ・ 子どもたちの地域活動・ボランティア活動への関心を高めるため、これらの活動を始めるきっかけや活動を継続できる環境を提供します。
- ・ 地域の住民や企業・団体等との連携により、子どもたちが自ら企画・実践する山形方式の「ＹＹボランティア」等、青少年の地域活動・ボランティア活動を促進します。

<sup>43</sup> 小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組みを進めることができるようにした、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書。児童生徒が自己指導能力を身に付けるための生徒指導の実践上の視点として、「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」が挙げられている。

<sup>44</sup> 児童生徒の自己指導能力の育成のため、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるもの。具体的な取組み例には「日々の教職員の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び、授業や行事等を通じた個と集団への働きかけ」などが挙げられている。

<sup>45</sup> 点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍。障害の有無に関わらず、誰もが利用しやすいもの。

### ● 「ＹＹボランティア」活動について

- 山形の「Ｙ」とヤングの「Ｙ」に、にぎやかな様子をかけて「ＹＹボランティア」と呼んでいます。
- 学校の枠を越えて地域単位で活動を行っており、自主性の高い活動を展開しています。
- 各市町村の公民館等を活動拠点として、企画・準備から運営まで自分たちの「やりたいこと」をじっくりと話し合って活動を進めています。
- 活動は、それぞれの地域に根差しており「地域行事への協力」「国際交流」「施設訪問」「清掃・環境美化活動」等を行っています。

#### 「ＹＹボランティア」活動の様子



## 6 健やかな体の育成

### 【施策の方向性】

- 生涯を通じた心身の健康保持増進に向けて、自らの健康や環境を適切に管理し改善していくための資質・能力を育成するため、健康や食に関する教育を推進します。
- 生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質・能力を育成するため、体力、運動能力の向上を図ります。

### 【主な取組み】

#### （１）健康や食に関する教育の推進

- ・ 児童生徒の心身の発育・発達等の特性を踏まえ、健康な生活、疾病の予防、傷害の防止、心の健康等について、学校教育全体を通じた体系的な保健教育の充実を図ります。
- ・ 各学校が策定する「食に関する指導の全体計画」に基づき、専門家派遣による講演会の開催、優良事例の周知啓発等、家庭や地域と連携した食育を推進します。
- ・ 特別活動や道徳、保健の授業等において、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性等について理解促進を図ります。
- ・ 飲酒、喫煙、ギャンブル等依存症、薬物乱用や過度なＩＣＴ利用に伴う健康課題等の解決に向けて、教職員等対象の研修会を実施します。
- ・ 学校における児童生徒・保護者・教職員対象の研修会への専門医の派遣や健康課題の解決に資する地域の関係機関との連携等、学校と地域が一体となった体制を整備します。
- ・ 学校衛生に関する日常的な点検や学校環境衛生基準に基づく検査等により、健康的で快適な学習環境の整備を推進します。

#### （２）運動やスポーツに親しむ資質・能力の育成

- ・ 子どもの体力向上推進委員会において、児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等に関する調査の結果を分析し、全県共通の課題意識に基づいた研修を通して、教員の指導力向上を図ります。
- ・ 優れた体育授業の実践等を共有するためのプラットフォームを作成することにより体育授業の充実を図り、生涯を通じて豊かにスポーツを楽しむための態度を育成します。

- ・ 部活動等を通して、心身の健康の増進を図るとともに、地域とのつながりを深めながら、運動やスポーツへの多様な関わりができる態度を育成します。

### ● 学校給食における食育の取組み

～県内スポーツチームとの共同企画「食育プロジェクト」(令和6年度)～

- 選手等とともに食に関する指導を実施することにより、児童生徒の興味関心を引き出しながら、バランスの良い食事の大切さや食文化、食を大切にする心の育成等をねらいとしています。

モンテディオ山形応援給食(遊佐町立遊佐小学校)の様子



山形ワイヴァンズ応援給食(鶴岡市立櫛引中学校)の様子



(山形ワイヴァンズ応援給食パンフレットの内容)

## 7 社会に参画する当事者意識の醸成

### 【施策の方向性】

- 子どもたちを取り巻く環境の改善や充実に当たっては、子どもの当事者意識を育成するとともに、子どもの意見の反映を推進します。
- 持続可能な社会の創り手の育成を目指し、地域の環境保全や防災等、持続可能な開発のための教育（E S D<sup>46</sup>）・環境教育及び防災教育<sup>47</sup>を推進します。
- 主体的に地域社会に参画するとともに、消費者としての自覚を促すため、発達段階に応じて、主権者教育<sup>48</sup>・消費者教育<sup>49</sup>を推進します。

### 【主な取組み】

#### （１）児童生徒の意見に基づく活動・取組みの推進

- ・ 学校における児童生徒に関わるルールの設定や見直しの場面等においては、子ども同士、子どもと教員、子どもと大人等の対話の機会を設定し、児童生徒の意見反映を推進します。
- ・ やまがた子育て応援サイト内に、こども意見箱を開設するほか、こども会議の開催等により、子どもの声を聞く仕組みづくりを推進します。
- ・ 各自治体における取組みの好事例等について、教員対象の研修会等において情報を提供します。
- ・ 各種会議等において、こども基本法の趣旨の周知を図る等、こども政策の理解促進を図り、大人の意識改革を図ります。

#### （２）社会課題の解決に向けた資質・能力の育成

- ・ 総合的な学習・探究の時間等において、家庭や地域、市民団体等と連携し、S D G s、環境問題や地域課題等をテーマとした学習を推進します。

<sup>46</sup> Education for Sustainable Development の略。現代社会の問題を自らの問題として主体的にとらえ、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらす、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動。

<sup>47</sup> 学校や地域のみならず、様々な機会・場を通じて、それぞれが暮らす地域の災害・社会の特性や防災科学技術等についての知識を備え、減災のために事前に必要な準備をする能力、自然災害から身を守り、被災した場合でもその後の生活を乗り切る能力、進んで他の人々や地域の安全を支えることができる能力、災害からの復興を成し遂げ、安全・安心な社会を構築する能力を育成するもの。

<sup>48</sup> 法令等の理解や政治、経済等の知識の習得のみならず、公正に判断する力や合意形成する力、国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力等、主権者として必要な資質・能力を育成する教育。

<sup>49</sup> 被害に遭わない、合理的意思決定ができる、社会の一員としてより良い市場とより良い社会の発展のために積極的に関与する等、自立した消費者としての資質・能力を育成する教育。

- ・ ハザードマップの確認や災害時の備えの確認、実践的な避難訓練等、児童生徒の発達段階に応じて、自ら判断し行動する資質・能力を育成する防災教育を推進します。
- ・ 青少年教育施設における集団宿泊体験、野外活動等の体験を通して、災害等の困難な状況にあっても、自分の身を守りながら、互いに助け合う意識を育成します。

### (3) 主権者教育・消費者教育の推進

- ・ 小中学校等の社会科や家庭科、高等学校の必修教科・科目「公共」、「家庭」を通して、法令や身近な事例等の学習を展開します。
- ・ 関係機関と連携し、主権者教育・消費者教育に関する体験的・実践的な取り組みを推進します。

### (4) 地域活動・ボランティア活動の充実 【アクション3 5(6)の再掲】

- ・ 子どもたちの地域活動・ボランティア活動への関心を高めるため、これらの活動を始めるきっかけや活動を継続できる環境を提供します。
- ・ 地域の住民や企業・団体等との連携により、子どもたちが自ら企画・実践する山形方式の「ＹＹボランティア」等、青少年の地域活動・ボランティア活動を促進します。

## 【指標】

| No. | 指 標                                                             | 現状値                             | 指標値                  |                      |                      |                      |                      |
|-----|-----------------------------------------------------------------|---------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
|     |                                                                 |                                 | R 7                  | R 8                  | R 9                  | R10                  | R11                  |
| ⑮   | 「自分にはよいところがある」と思う児童生徒の割合                                        | 小6：84.0%<br>中3：84.4%<br>(R6.4)  | 小6:84.5%<br>中3:84.9% | 小6:85.0%<br>中3:85.4% | 小6:85.5%<br>中3:85.9% | 小6:86.0%<br>中3:86.4% | 小6:86.5%<br>中3:86.9% |
| ⑯   | 「友達関係に満足している」と思う児童生徒の割合                                         | 小6：92.3%<br>中3：90.7%<br>(R6.4)  | 小6:92.8%<br>中3:91.2% | 小6:93.3%<br>中3:91.7% | 小6:93.8%<br>中3:92.2% | 小6:94.3%<br>中3:92.7% | 小6:94.8%<br>中3:93.2% |
| ⑰   | いじめの認知件数に占める、いじめが解消しているものの割合（小・中・高・特支）                          | 99.5%<br>(R4 認知分、<br>R6.3.31時点) | 100%                 | 100%                 | 100%                 | 100%                 | 100%                 |
| ⑱   | 「地域や社会をよくするために何かしてみたい」と思う児童生徒の割合                                | 小6：85.4%<br>中3：80.8%<br>(R6.4)  | 小6:85.9%<br>中3:81.3% | 小6:86.4%<br>中3:81.8% | 小6:86.9%<br>中3:82.3% | 小6:87.4%<br>中3:82.8% | 小6:87.9%<br>中3:83.3% |
| ⑲   | 高校3年生までに地域活動・ボランティア活動に参加した経験がある生徒の割合                            | 78.8%<br>(R5)                   | 80%                  | 85%                  | 90%                  | 95%                  | 100%                 |
| ⑳   | 「健康に過ごすために、授業で学習したことや保健室の先生などから教えられたことを、普段の生活に役立てている」と思う児童生徒の割合 | 小6：83.2%<br>中3：79.1%<br>(R6.4)  | 小6:83.7%<br>中3:79.6% | 小6:84.2%<br>中3:80.1% | 小6:84.7%<br>中3:80.6% | 小6:85.2%<br>中3:81.1% | 小6:85.7%<br>中3:81.6% |
| ㉑   | 運動・スポーツが「好き」な児童生徒の割合                                            | 小中 88.2%<br>(R6)                | 小中 88.7%             | 小中 89.2%             | 小中 89.7%             | 小中 90.2%             | 小中 90.7%             |

## 方針Ⅱ 誰一人取り残されず、誰もが続けられる学びの機会を充実する

### アクション 4

#### それぞれの個性を活かし尊重した学びを実現する

- 一人ひとりが違うことを前提に、多様な他者との交流による学び合いを進めそれぞれの可能性を引き出していく

## 8 特別支援教育の推進

### 【施策の方向性】

- 全ての子どもたちが互いに多様性を認め合い、一人ひとりが社会の一員であることを感じとり、協働し合うインクルーシブ教育システム<sup>50</sup>への理解を促進し、共生社会の形成を目指した理解啓発を推進します。
- 小中学校等及び高等学校においては、学校全体で特別な支援を必要とする児童生徒に対応する体制整備を促進し、児童生徒が共に学び活躍できることを目指した特別支援教育を推進します。
- 特別支援学校においては、障がいのある子どもの自立と社会参加を目指した特別支援教育を展開します。

### 【主な取組み】

#### (1) 共生社会の形成を目指した理解啓発の推進

- ・ 自然体験活動の学校行事やクラブ活動、部活動、地域活動等において、特別支援学校と小中高等学校等が相互理解を深める交流及び共同学習を推進します。
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒について、個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成し、学習状況により指導・支援内容の評価・改善を図るとともに、進級や進学においては必要な支援等の確実な引継ぎを図ります。
- ・ 関係機関と連携して、就学前から社会参加まで切れ目なく支援する体制を構築します。

<sup>50</sup> 人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

- ・ 特別支援学校及び小中学校等における医療的ケア<sup>51</sup>の安全な実施に向けて、県医療的ケア児等支援センターや医療機関等と連携し、組織体制を構築する等の環境整備を進めるとともに、医療的ケアを必要とする児童生徒の学びを支援します。

## （２）小中学校等及び高等学校における特別支援教育の充実

- ・ 特別支援学校のセンター的機能の活用による巡回相談により、小中高等学校等における校内支援体制の充実を図ります。
- ・ 特別支援教育に関する教員の自己研修や校内研修の充実に向けて、学級経営や授業づくり等に有効な資料・コンテンツを収集または作成し、提供します。
- ・ 通級による指導の充実を図るため、他校通級や巡回通級を推進します。
- ・ 教員のキャリアステージに合わせた計画的・系統的な研修受講を促進する等、特別支援教育に関する教員の専門性の向上を図ります。
- ・ ＩＣＴの効果的な活用により、学校における支援の質の向上を図るとともに、児童生徒一人ひとりの障がい特性や困難に応じた活用能力の向上を図ります。

## （３）特別支援学校における特別支援教育の推進

- ・ 地域の特色を生かした取組みや地域資源の積極的な活用等、社会に開かれた教育課程の実現を図ります。
- ・ 主体的な学びに向かうためのツール、障がいによる学習上または生活上の困難さを補うツール、更には、遠隔コミュニケーションのツールとして、ＩＣＴの活用を推進します。
- ・ 子ども一人ひとりの能力、適性や発達段階に応じた系統的・継続的なキャリア教育を展開します。
- ・ 県内４地区に就労支援コーディネーターを配置し、労働・福祉の関係機関と連携し、就労先の拡大を図ります。
- ・ 障がい種ごとの専門性向上やＩＣＴ活用力の向上に向けた研修会の開催により、教員の指導力向上を図ります。
- ・ 施設の老朽化、在籍する子どもの状況等を踏まえて、施設設備の充実を図ります。

<sup>51</sup> 医学の進歩を背景として、ＮＩＣＵ（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な子どものこと。

## 9 様々な事情を持つ子どもへの対応

### 【施策の方向性】

- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」（C O C O L O プラン）に基づき、不登校児童生徒対策・支援の充実を図ります。
- 家庭環境や経済状況等、家庭の事情等により学業に影響が生じている子どもが十分な学びを得られるよう支援します。
- 多文化共生社会の実現に向けて、県内で学ぶ外国人の子どもたちが自らの可能性を発揮できるよう、学校への円滑な適応を図るための支援を促進します。

### 【主な取り組み】

#### （１）不登校対策と不登校児童生徒への対応

- ・ 学校における「居場所づくり」「絆づくり」の取り組みの充実等、不登校の未然防止に向けた魅力ある学校づくりを推進します。
- ・ １人１台端末を活用した児童生徒の心や体調の変化の把握やＳＣとのカウンセリング、ＳＳＷとの連携等、不登校児童生徒の早期発見・早期対応を推進します。
- ・ 自分のクラスに入りづらい児童生徒の学校内の居場所を確保し、不登校を未然防止するとともに、不登校児童生徒の学校復帰を支援するため、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）<sup>52</sup>の設置を推進します。
- ・ ＩＣＴの効果的な活用により、不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図ります。
- ・ フリースクール等の民間団体との連携促進や学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置推進等、不登校児童生徒の学びの機会を確保します。
- ・ 関係機関と連携した支援の充実に向けた研修会等を開催するとともに、不登校支援ハンドブック等を活用し、保護者や支援機関等に対して、社会的自立に向けた理解促進を図ります。

<sup>52</sup> 学校には行けるけれど、自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋。児童生徒のペースに合わせて相談に乗ったり学習のサポートを行ったりする。

## (2) 家庭の事情等により学業に影響が生じている子どもへの対応

- ・ ヤングケアラー<sup>53</sup>や子どもの貧困等について、ＳＣ、ＳＳＷや関係機関と一体となって、見逃さない体制の構築と継続した支援を推進します。
- ・ 政府の制度も活用しながら、各教育段階において経済的困難を抱える家庭等に対する就学支援・援助を実施します。
- ・ 高等学校等の中途退学者の学び直しを支援するため、高等学校等に再び入学する場合の授業料負担を軽減します。
- ・ 政府の動向も踏まえながら、東日本大震災で被災した家庭への経済的支援を実施します。

## (3) 外国人の子どもへの対応

- ・ 実態やニーズを把握し、学校生活への適応や日本語の習得に向けた支援等について、市町村教育委員会と連携し、指導・支援を促進します。

### 【指標】

| No. | 指 標                                                        | 現状値                                | 指標値                  |                      |                        |                        |                        |
|-----|------------------------------------------------------------|------------------------------------|----------------------|----------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
|     |                                                            |                                    | R 7                  | R 8                  | R 9                    | R10                    | R11                    |
| ②②  | 「人が困っているときは進んで助けている」と思う児童生徒の割合                             | 小6：92.9%<br>中3：91.0%<br>(R6.4)     | 小6:93.4%<br>中3:91.5% | 小6:93.9%<br>中3:92.0% | 小6:94.4%<br>中3:92.5%   | 小6:94.9%<br>中3:93.0%   | 小6:95.4%<br>中3:93.5%   |
| ②③  | 特別支援教育に係る校内研修を実施している小中高等学校の割合                              | 小74.7%<br>中58.3%<br>高47.0%<br>(R5) | 小80%<br>中70%<br>高50% | 小90%<br>中85%<br>高55% | 小100%<br>中100%<br>高60% | 小100%<br>中100%<br>高65% | 小100%<br>中100%<br>高70% |
| ②④  | 児童生徒のＩＣＴ活用を指導することができる特別支援学校の教員の割合                          | 70.8%<br>(R5)                      | 80%                  | 85%                  | 90%                    | 95%                    | 100%                   |
| ②⑤  | 不登校児童生徒のうち、学校や学校外の機関等とつながりを持っている児童生徒の割合                    | R7 新規調査                            | 96%                  | 98%                  | 100%                   | 100%                   | 100%                   |
| ②⑥  | 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒のうち、学校において日本語指導等特別な配慮に基づく指導を受けている者の割合 | 88.9%<br>(R5)                      | 91%                  | 91%                  | 95%                    | 95%                    | 100%                   |
| ②⑦  | 「困りごとや不安がある時に先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」と思う児童生徒の割合               | 小6：66.7%<br>中3：65.7%<br>(R6.4)     | 小6:69%<br>中3:69%     | 小6:72%<br>中3:72%     | 小6:75%<br>中3:75%       | 小6:78%<br>中3:78%       | 小6:80%<br>中3:80%       |

<sup>53</sup> 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。

## アクション 5

### 生涯にわたり学びやスポーツ・文化芸術活動を楽しむ

- 人生 100 年時代を見据え、学校だけでなく地域や企業、社会全体で、生涯にわたり大人や子どもをはじめ多様な人と共に学び、多様な価値観に出会うことによって、一人ひとりが幸福や生きがいを感じるとともに、そこで得たことを社会の中で生かす学びのサイクルを実現する

## 10 生涯学び、活躍できる環境整備

### 【施策の方向性】

- 生涯にわたり、生きがいを持って学び続け、一人ひとりの人生を豊かにすることや学びの成果を社会に活かすことができる生涯学習社会の実現を目指し、学びの環境の整備を推進します。
- 障がいの有無や年齢等に関わらず、県民それぞれが必要とする学習を継続し豊かな人生を送ることができるよう、学びの環境づくりを推進します。

### 【主な取組み】

#### （１）働きながら生涯学べる環境の整備

- ・ 生涯学習を推進するために、県生涯学習センター等をはじめ、多様な学びの機会を提供する関係機関と連携を図ります。
- ・ 「やまがたマナビネット（山形県生涯学習情報提供システム）<sup>54</sup>」を活用し、多様な学びの情報を発信します。
- ・ 県立図書館において、幅広い分野の専門的な資料の収集を行うとともに、県民の多様な学びを支援する調査相談能力の向上を図ります。

#### （２）誰もが学び続けられる環境の整備

- ・ 障がい者や高齢者を含む多様な県民の学習活動について理解を深め、学びの機会の充実を図るため、生涯学習・社会教育関係者の資質向上や好事例等の情報発信を推進します。
- ・ 県立図書館において、障がいに寄り添ったアクセシブルな書籍や図書館に足を運ぶことなく閲覧できる電子書籍の利活用を推進します。

<sup>54</sup> 県民の主体的な生涯学習活動を助長することを目的に県内の生涯学習・文化関連の講座やイベント情報、指導者情報等、山形県の生涯学習・文化に関する様々な情報をインターネットで提供しているもの。

- ・ 学齢を過ぎた義務教育未修了者、外国籍の人、既卒の希望者等、多様な人たちの学びの機会として夜間中学<sup>55</sup>の設置について検討を進めます。

● 多様な学びの情報発信について

～やまがたマナビnet（山形県生涯学習情報提供システム）活用チラシ～

県内の生涯学習情報を  
知りたいなあ？

そんなときには……  
「やまがたマナビnet」  
をご活用ください！

**講座・イベント**  
県内の様々な講座や  
イベントを情報  
検索ページへ

**講師・指導者**  
県内で活躍している  
講師・指導者情報  
検索ページへ

**団体・グループ**  
県内を拠点に活動している  
団体・グループ情報  
検索ページへ

**施設**  
県内の公的施設など  
生涯学習施設情報  
検索ページへ

**総合文化情報**  
県内の文化施設、  
団体・グループ情報  
一覧へ

やまがたマナビnetへはこちらから！

<https://www.gakushubunka.jp/yugakukan/manabinet/>

やまがたマナビnetでは、県内の「講座・イベント」「講師・指導者」「団体・グループ」「施設」「総合文化情報」を広くご紹介しています。  
手軽に検索できますのでぜひご利用ください！

問合せ (公財)山形県生涯学習文化財団(山形県生涯学習センター)学習振興部  
〒990-0041 山形市緑町1-2-36 ☎023-625-6411

<sup>55</sup> 義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者や不登校等、様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、本国や我が国において十分に義務教育を受けられなかった外国籍の者等の教育を受ける機会を実質的に保障するための中学校。

## 11 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進

### 【施策の方向性】

- 地域の生涯学習・社会教育の拠点として地域の活性化を推進していくため、幅広い年代層への対応や機能の充実等、社会教育機関<sup>56</sup>の活性化を図ります。
- 多様な分野と連携・協働を図り、学びを通して地域づくりに貢献する社会教育人材を養成します。

### 【主な取り組み】

#### (1) 社会教育機関の活性化

- ・ 自然体験をはじめ様々な体験活動が減少傾向にある子どもたちに体験機会を提供します。
- ・ 親子での自然観察や多様な講座の開催等、生涯を通した学びの拠点として社会教育施設の機能充実を図ります。
- ・ 青少年教育施設において、地域の企業や団体等と連携し、地域の特性を生かした体験活動や魅力あるイベントを実施します。

#### 【アクション3 5 (1) の再掲】

- ・ 県立図書館において、県民の知的活動を支えるとともに、県生涯学習センターや県男女共同参画センター等の遊学館入居施設や近隣の施設等と連携・協働し、にぎわいの拠点となる図書館づくりを推進します。
- ・ 県立博物館において、他の社会教育施設や大学等との連携を強化するとともに、収蔵資料のデジタル・アーカイブ化の推進、デジタルコンテンツを活用した情報発信、展示・企画の充実に取り組みます。

#### (2) 社会教育人材の養成

- ・ 社会教育人材をより多く養成するため、社会教育主事<sup>57</sup>講習の受講を推進します。
- ・ 生涯学習・社会教育に関するニーズの多様化に対応するため、県生涯学習センター等の関係機関と連携し、生涯学習・社会教育関係者を対象とした研修会等を実施します。

<sup>56</sup> 図書館、博物館、公民館、生涯学習センター、青少年教育施設等の社会教育に関する教育機関。

<sup>57</sup> 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で、社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う。また、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行う。

## 12 スポーツ・文化芸術活動を通じた心身の育成

### 【施策の方向性】

- スポーツ活動を通じた心身の健康の保持・増進に向けて、県民誰もがライフステージに応じて楽しめるスポーツ環境の整備等を図ります。
- 競技力の向上や国際大会等で活躍する選手の輩出に向けて、次世代を担うアスリートの発掘・育成等を図ります。
- 県民誰もが生涯を通して様々な人々との出会いを通して学び合い、文化芸術に触れ、参加し、創造することができる環境の整備を図ります。
- 文化活動の主役である県民の自主性、創造性が尊重され、その地位の向上が図られるとともに、能力を十分に発揮できる社会を目指し、文化をはぐくむ人づくりを促進します。

### 【主な取組み】

#### (1) 豊かなスポーツライフの実現

- ・ 県民スポーツフェスティバル等の開催や総合型地域スポーツクラブ（総合型クラブ）の運営支援により、生涯にわたって身近にスポーツに親しみ、楽しむことができるよう、スポーツ活動を行う機会の創出を図ります。
- ・ 幅広い年齢層や多様なニーズに対応するため、研修会の開催等により質の高いスポーツ指導者の養成・確保等を図ります。
- ・ 熱中症対策を含む事故防止に向けた情報発信やハラスメントの根絶等の研修会の開催等により、スポーツを実施する者の安全・安心の確保を推進します。
- ・ 部活動改革を踏まえた地域スポーツの推進体制の整備に向け、民間支援組織との連携やシンポジウムの開催、地域人材の確保等を図ります。

#### (2) アスリートの発掘・育成

- ・ オリンピックメダリストや国際大会等で活躍する選手の輩出に向けて、「YAMAGATA ドリームキッズ」等により、次世代の牽引役となる優れた素質を持つアスリートの発掘・育成等を図ります。
- ・ 競技団体と連携し、ジュニア世代競技者の一貫した強化を図るとともに、指導者の育成・指導力向上を図るための研修会の開催等、戦略的・持続的な取組みを推進します。

### (3) 文化芸術の振興

- ・ 文化芸術団体や大学・市町村等との連携により、地域の文化や多様な芸術活動を鑑賞・体験・発表する機会を創出します。
- ・ 子ども・若者をはじめ幅広い世代の文化芸術活動への参加意欲の醸成を図ります。
- ・ 山形県総合文化芸術館の規模や機能を活かした質の高い舞台公演や著名アーティストの公演等、県民が魅力を感じる事業を展開するとともに、山形の文化・産業等の魅力発信、周辺施設との連携事業等を推進します。
- ・ 日本遺産に関する講座の開催など県民が郷土の歴史や文化を学び、関心や理解を深めるための取組みを推進します。
- ・ 失われつつある地域文化や伝承活動を保存・継承するため、記録保存システムを活用<sup>58</sup>し、アーカイブス<sup>59</sup>化を推進します。
- ・ 民俗芸能等の伝承活動に取り組む学校や地域の活動を後押しする出前講座や研修会を実施します。
- ・ ホームページやSNS等のデジタル技術を活用し、文化活動のイベント情報やアーカイブス化された情報の発信を推進します。
- ・ 文化財の総合的な把握と文化財の適切な維持管理・修理等を促進するとともに、災害時に文化財を守るため、関係機関との連携体制構築を検討します。

### (4) 文化の担い手（演じる・鑑賞する・運営する）の育成

- ・ 子どもや若者が様々な地域の文化に触れ、体験し、発表する機会を創出し、地域の文化を担う人材の育成を図ります。
- ・ 高齢者や障がい者が気軽に参加できる鑑賞や発表の機会を創出し、文化活動を通じた社会参加を促進します。
- ・ 高齢者と子ども、若者が文化活動を通して交流する機会の創出を促進します。
- ・ 地域の文化芸術団体、住民、文化芸術施設をつなぐ役割を担う人材の育成を促進します。
- ・ 歴史的建造物や民俗芸能等における保存・継承等に取り組む地域住民等による文化財の担い手育成活動を推進します。

<sup>58</sup> 記録保存システム「ふるさと塾アーカイブス」は、県内各地に残る地域文化を次世代に継承するために、県内全体の伝承活動を網羅する地域文化データベースとして、地域に伝わる地域文化や民俗芸能の保存・伝承活動の映像記録・資料及び山形県自作視聴覚教材コンクールの優秀作品を収集し公開しているもの。

<sup>59</sup> 公文書等の保管所。転じて、（電子媒体によるものを含め）大規模な記録・資料の集積体。それが閲覧もできる所。また、特に公共性が高く、後に歴史的重要性を持ち得る記録や資料をまとめて保存・管理する施設や機関及び事業のこと。



## 【指標】

| No. | 指 標                           | 現状値               | 指標値       |           |           |           |           |
|-----|-------------------------------|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|     |                               |                   | R 7       | R 8       | R 9       | R10       | R11       |
| ㉔   | 過去1年間に月1日以上の学習を行った県民の割合       | R7 新規調査           | 80%       | 80%       | 80%       | 80%       | 80%       |
| ㉕   | 公民館等で開催されている各種事業・講座等への参加人数    | 467,489 人<br>(R5) | 468,000 人 | 468,500 人 | 469,000 人 | 469,500 人 | 470,000 人 |
| ㉖   | 成人のスポーツ実施率(週1回程度)             | 40.0%<br>(R6)     | 42%       | 44%       | 46%       | 48%       | 50%       |
| ㉗   | 運動・スポーツが「好き」な児童生徒の割合<br>【②再掲】 | 小中 88.2%<br>(R6)  | 小中 88.7%  | 小中 89.2%  | 小中 89.7%  | 小中 90.2%  | 小中 90.7%  |
| ㉘   | 県立文化施設等の来館者数                  | 1,279,180 人       | 128 万人    | 128.5 万人  | 129 万人    | 129.5 万人  | 130 万人    |
| ㉙   | 文化芸術活動に年5回以上取り組んだ小中学校の割合      | R7 新規調査           | 60%       | 65%       | 70%       | 75%       | 80%       |

## ● 「ふるさと塾アーカイブス」の活用例について

伝統的な言語文化に親しませるために山形の民話を教材に活用（小学校第1・2学年国語）

「自作視聴覚教材」のページに県内に伝わる民話や言い伝えを題材にした紙芝居を掲載しています。映像と併せて音声も収録していることで、児童生徒に視聴させることができます。  
ある小学校では、学習発表会で民話を題材に劇で表現しました。



県内の伝統や文化、先人の働きについて、学習の問題を追究・解決する活動（小学校第4学年社会）  
地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた探究活動  
(小・中・高等学校：総合的な学習(探究)の時間)

「活動記録アーカイブス」のページに県内各地の地域文化伝承活動を掲載しています。市町村毎に検索できるようになっています。授業の実際において、

- ・教師が学校の所在する市町村の身近な地域文化伝承活動を児童生徒に提示する
- ・児童生徒がICT機器を用いて県内の活動の様子や特長を知る

等の活用が可能です。

活動記録映像には、伝承活動を行っている指導者のインタビューも掲載されているので、保存や継承のための願いや努力について迫ることができます。

ある小学校の社会科の学習では、単元の導入場面でのアーカイブス映像の視聴により児童の興味・関心を高め、伝承活動に携わっている地域の方を実際に招いてお話を聞く機会を設定し、学びへの意欲が一層高まりました。

「自作視聴覚教材」のページに掲載している映像ももちろん活用できます。



## 方針Ⅲ 社会の変化に対応した学びの環境を整える

### アクション 6 教育DXを実現する

- ICTの活用が日常化し、学ぶ場所を自由に選び、教育データを活用して、リアルな体験と組み合わせた一人ひとりにあった充実した学びを実現する

## 13 デジタル人材の育成とICTの活用

### 【施策の方向性】

- 学習の基盤となる情報活用能力の向上により、教育の質的向上を図るため、児童生徒のICT活用を推進します。
- 児童生徒の情報活用能力の向上及び校務の効率化に向けて、政府のガイドラインを踏まえながら、AI活用に向けた環境整備を推進します。
- 教師の指導や児童生徒の学習の幅を広げるため、距離に関わりなく相互に情報の発信・受信のやりとりができるICTの強みを生かした遠隔教育<sup>60</sup>を推進します。
- 個別最適な学びの実現や困難を抱える児童生徒の早期発見、新たな価値の創造、働き方改革の推進等に向けて、教育データの分析・活用を推進します。

### 【主な取組み】

#### (1) 児童生徒のICT活用の推進

- ・ デジタル人材の育成やICT環境整備等の取組みをとりまとめた学校DX推進基本計画（仮称）を推進するとともに、ICT教育先進校等による実践事例等の情報を提供します。
- ・ 1人1台端末の活用や自ら学びを進める学習、多様性を尊重しながら学ぶ異学年協働による学習の展開等、授業改善を推進します。

#### 【アクション1 1（1）の再掲】

- ・ 各教科等の学習においては、授業のまとまりの中で、「習得・活用・探究」のバランスの工夫による授業改善を図るとともに、情報収集、整理分析やまとめ・

<sup>60</sup> ICTを活用し、距離に関わりなく相互に情報の発信・受信のやりとりを行う授業等を指す。小規模校等における合同授業、外部人材の活用による教師支援、幅広い科目の開設や不登校児童生徒や病気療養児の学習機会の確保等を行うことができる。

発表の場面における1人1台端末の積極的な活用等、ICTの効果的な活用を推進します。【アクション1 1（2）の再掲】

- ・ 主体的な学びに向かうためのツール、障がいによる学習上または生活上の困難さを補うツール、更には、遠隔コミュニケーションのツールとして、ICTの活用を推進します。【アクション4 8（3）の再掲】
- ・ ICTの効果的な活用により、不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図ります。【アクション4 9（1）の再掲】
- ・ 教員の活用レベルに応じた研修会の実施や先進的な事例の情報発信等、教員のICT活用の指導力向上の取組みを推進します。

## （2）AI活用に向けた環境整備

- ・ 学校教育におけるAI活用の進展に対応するため、大学等と連携して、教育分野に特化したAIサービスに関する研究を実施し、得られた情報等を共有します。
- ・ 授業や校務での生成AI活用の事例を共有するとともに、教員のAIリテラシー向上のための研修会を実施します。

## （3）遠隔教育の推進

- ・ オンラインによるICTの活用により、他校との合同による協働的な学びを推進するとともに、県立高等学校においては生徒の多様な学習ニーズ・習熟度に応じた学習の機会を創出します。
- ・ 県立高等学校における年間を通じた遠隔授業に取り組むとともに、必要となる機器や設備を整備します。
- ・ オンラインによる外国人講師との英会話体験等による交流を通し、多様な価値観に触れる機会を創出します。【アクション2 3（3）の再掲】
- ・ ICT活用による海外との交流を希望する県内の高等学校と海外の学校等とのマッチングを図ります。【アクション2 3（3）の再掲】

## （4）教育データの分析・活用の促進

- ・ 校務系システムと学習系システム等にある複数の教育データを一体的に活用する等、県立学校のDX化を推進します。
- ・ 1人1台端末の活用により蓄積された教育データを可視化し、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実を図ります。

## 14 ICT環境の整備

### 【施策の方向性】

- 教育DXの推進に当たり、必要となるICT設備等の充実を図ります。
- 学びの変革や校務改善につながるICT活用の充実を図るため、ICTの運用支援を推進します。
- デジタルとリアルの組み合わせによる効果的な社会教育活動が展開できるよう、社会教育分野でのデジタル化を推進します。

### 【主な取組み】

#### (1) ICT設備等の充実

- ・ GIGAスクール構想<sup>61</sup>等の政府の方針に基づき、1人1台端末や機器・設備の更新整備等、県立学校のICT環境整備を推進します。
- ・ 個別最適な学びの実現、校務処理の更なる効率化につなげるため、校務系・学習系システムのネットワークの統合・高速化を推進します。
- ・ 学習システムとのデータ連携及び大規模災害時のデータ維持等のため、統合型校務支援システムのクラウド化を推進します。
- ・ クラウドサービスを活用し、学校等において紙媒体で運用している各種申請等の電子化を図り、校務効率化を推進します。

#### (2) ICT運用支援の充実

- ・ 外部人材を活用し、ICTに関する電話・メールでの相談対応や直接訪問等の支援を推進します。

#### (3) 社会教育分野でのデジタル化の推進

- ・ 県立博物館や県立図書館の収蔵資料等を広く学習活動に利用してもらうため、デジタル・アーカイブ化の推進、デジタルコンテンツを活用した展示・企画の充実及び効果的な情報発信に取り組みます。

<sup>61</sup> 1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする児童生徒を含め、多様な児童生徒を誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現するとともに、これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教員・児童生徒の力を最大限に引き出すもの。



## アクション 7

### 活力あふれる学校を実現する

- 家庭や地域と役割分担しながら、外部人材の活用等により、教員が余裕と余白を持つとともに、子どもが前向きに挑戦できる環境をつくる

## 15 指導体制の強化

### 【施策の方向性】

- 教職員のウェルビーイングを目指し、教職員が安心して本務に集中し、志気高く誇りを持って児童生徒に向き合うことができるよう、教職員の働き方改革を推進します。
- 教育の質の維持・向上のため、大学と連携した教員の養成とともに、適性のあ  
る人材の確保を推進します。
- 時代の変化を前向きに受け止めて学び続け、個人の資質能力の向上が児童生徒  
の学びの充実につながるよう、教員育成の充実を図ります。

### 【主な取組み】

#### (1) 働き方改革の推進

- ・ 自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることを自  
己評価する「働き方改革チェックシート」の活用により、より良い働き方へ向  
けた教職員一人ひとりの意識改革を推進します。
- ・ 「学校・教師が担う業務に係る3分類<sup>62</sup>」に基づく業務適正化等、各学校にお  
ける働き方改革の取組み状況と時間外在校等時間を定期的に点検し、教育委員  
会と各学校におけるPDCAサイクルの充実を図ります。
- ・ 教員業務支援員や部活動指導員、SC等について配置の充実を図り、外部人  
材との連携・協働による学校・教師の負担軽減を推進します。
- ・ 個別最適な学びの実現、校務処理の更なる効率化につなげるため、校務系・  
学習系システムのネットワークの統合・高速化を推進します。

【アクション6 14(1)の再掲】

<sup>62</sup> 学校における働き方改革の推進のため、学校・教師が担う業務を「基本的には学校以外が担うべき業務（①登下校に関する対応、②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応、③学校徴収金の徴収・管理、④地域ボランティアとの連絡調整）」、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務（⑤調査・統計等への回答等、⑥児童生徒の休み時間における対応、⑦校内清掃、⑧部活動）」、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務（⑨給食時の対応、⑩授業準備、⑪学習評価や成績処理、⑫学校行事の準備・運営、⑬進路指導、⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応）」の3つに整理している。

- ・ クラウドサービスを活用し、学校等において紙媒体で運用している各種申請等の電子化を図り、校務効率化を推進します。

【アクション6 14（1）の再掲】

- ・ 疾病の早期発見及び早期治療につなげるため、定期健康診断・人間ドック・特定健康診査等の各種健康診断事業を適切に実施します。
- ・ ストレスチェックや長時間労働を行った教職員に対する面接指導、メンタル不調の未然防止のための研修や相談事業等、メンタルヘルス対策の充実を図ります。

## （2）教員の養成・確保の推進

- ・ 教職課程の認定を受けている県内の大学等と連携し、「山形県教員『指標』」をもとに教員養成を推進します。
- ・ 本県の講師、他県等の現職教員、元正規採用教員等、多様なキャリアに応じた特別選考や、大学新卒者を対象とした大学推薦や大学3年次の特別選考、東京での採用試験の実施等、適性のある人材を幅広く確保するための教員採用試験の工夫、改善に取り組みます。
- ・ 大卒新採教員等には、人員の加配による空き時間の確保等、負担軽減に向けた支援を実施します。
- ・ 代替教員や教員業務支援員をはじめとする支援スタッフ等の人材発掘を図るとともに、学校や支援スタッフ等のニーズに応じたマッチングを推進します。

## （3）教員育成の充実

- ・ 「山形県教員『指標』」に基づく「山形県教員研修計画」を踏まえた研修を実施するとともに、大学・教職大学院や地域との連携による研修、他県の学校への派遣等、教員研修の充実を図ります。
- ・ 管理職との研修に関する対話・面談等を通して、教員自らに学びの必要性を実感させるとともに、全国教員研修プラットフォームP l a n t（プラント）<sup>63</sup>を活用して、自ら学びをデザインし、実践を通して成長する教員の育成を推進します。
- ・ 管理職登用前から人材育成能力、管理能力の向上に向けた研修を実施する等、経営力に優れた管理職の育成を推進します。
- ・ 各種教員研修のオンライン化やオンデマンド型講座の開設等、教員の研修参加環境の充実を図ります。

<sup>63</sup> 教員の研修の受講や受講履歴記録の作成を一元的に行うことができる教職員支援機構が運営するシステム。

## 16 教育環境の整備

### 【施策の方向性】

- 県立高等学校においては、時代の変化に対応した魅力化・特色化を図るとともに、地域の状況等を踏まえて特色ある学校や学科等を配置します。
- 児童生徒等が安全・安心な環境で学べるよう、適切な学校施設の維持管理と計画的な整備を実施します。
- 公教育の一翼を担う私立学校の自主性を尊重するとともに、本県教育の質の向上を図るため、私立学校の振興を支援します。

### 【主な取組み】

#### （１）県立高等学校の特色化

- ・ 県立高等学校の特色や強みを効果的に情報発信するため、訴求力のある、多様な広報戦略を展開します。
- ・ 学校及び地域の魅力発信等により、小規模校を中心とした県立高等学校への県外生の受入れを推進します。
- ・ 県立高等学校の在り方に関する将来展望に基づき、地域の状況等を踏まえて、特色ある学校や学科等の配置を進めます。

#### （２）計画的な学校施設等の整備

- ・ 学校管理者が行う日常点検や建築基準法に基づく法定点検により、学校施設の現状と危険箇所を常に把握し、児童生徒及び教職員の安全確保を図ります。
- ・ 各学校設置者が策定している学校施設の長寿命化計画に基づき、早期保全による施設の長寿命化に向けた修繕を促進します。
- ・ 県立学校においては、新築・改築等の機会をとらえて、再生可能エネルギーの導入を図るとともに、県産材を使った建物の木造・木質化等の取組みを推進します。また、近年の厳しい暑さに対応するため、冷房設備を計画的に整備・更新するとともに、トイレの洋式化や古い洋式トイレの更新を進め、快適な学習環境の維持に努めます。
- ・ 県内各地域の特色ある産業の担い手となる技術者の育成に必要な産業教育振興設備の更新・整備を計画的に進めます。

### (3) 私立学校の振興

- ・ 私立学校の教育条件の維持向上を図り、各学校の特色ある教育を支援するため、児童・生徒数の減少等による私立学校の経営環境の変化や政府の動向等を踏まえた私学助成を行います。
- ・ 授業料軽減補助による支援を継続する等、保護者の負担軽減を図ります。
- ・ 耐震化未対応学校に対し、引き続き耐震化の実施を要請する等、私立学校の耐震化を促進します。

### ● 県立高等学校の情報発信について

#### 県立高校徹底ガイド『輝く未来 君にエール』

#### 山形県立高等学校ポータルサイト

## 17 児童生徒等の安全確保

### 【施策の方向性】

- 生活安全・交通安全・災害安全等の安全に関する知識をもとに自ら自分の身を守るために適切な行動ができるよう危機予測・危機回避能力を育成する等、安全教育を推進します。
- 事故の未然防止に取り組むとともに、万が一事故が発生してしまった場合に迅速な対応ができるよう体制を構築する等、学校における安全管理を推進します。

### 【主な取り組み】

#### （１）安全教育の推進

- ・ 地域や校内の安全マップ作りやAED実習等、経験に基づく学習や体験的な学習の展開を推進します。
- ・ 火災、地震、大雨、不審者対応、弾道ミサイル発射対応等、様々なケースを想定した実効性のある避難訓練の実施を推進します。
- ・ 不審者の情報共有、地域の実情に応じた災害の備えの確認等、警察や消防、地元自治体等関係機関との連携の充実を図ります。
- ・ 防犯や交通安全、防災に関する研修会の開催等により、教員の安全教育に関する指導力の向上を図ります。

#### （２）学校における安全管理の推進

- ・ 危機管理マニュアルや学校安全計画の検証・更新等により、学校安全の取り組みの実効性の向上を図ります。
- ・ 教員対象として、児童生徒の安全確保に必要な知識、危機管理や安全教育の事例等の研修会を開催し、教員の資質向上を図ります。
- ・ 学校や通学路等の巡回や安全に関する学校への助言等を行うスクールガード・リーダー（地域学校安全指導員）<sup>64</sup>の配置を推進します。
- ・ 地域学校安全指導員連絡協議会の開催等により、学校・家庭・地域が連携した学校安全体制の強化を推進します。

<sup>64</sup> 各自治体から委嘱された防犯の知識を有する者（警察官 0B や教職員 0B、見守り活動の経験が豊富な方等）で、防犯知識を活かした学校への巡回活動の指導を行う。

## 【指標】

| No. | 指 標                              | 現状値              | 指標値    |        |        |        |        |
|-----|----------------------------------|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|     |                                  |                  | R 7    | R 8    | R 9    | R10    | R11    |
| ㊸   | 自分の仕事にやりがいを感じている教員の割合            | R7 新規調査          | 60%    | 65%    | 70%    | 75%    | 80%    |
| ㊹   | 半期における時間外在校等時間の月平均が 80 時間を超える教員数 | 154 人<br>(R6 上期) | 120 人  | 90 人   | 60 人   | 30 人   | 0 人    |
| ㊺   | 健康診断時における要精密検査該当者の精密検査受診率(教職員)   | 89.9%<br>(R5)    | 92%    | 94%    | 96%    | 98%    | 100%   |
| ㊻   | 学校管理下における事故災害で負傷する児童生徒の割合        | 7.5%<br>(R5)     | 7.5%未満 | 7.5%未満 | 7.5%未満 | 7.5%未満 | 7.5%未満 |

### ● 安全教育に関する取組みの様子



防災訓練 ～避難所設営体験～



ジュニア救命救急講習会



スクールガード・リーダー研修会



高等学校交通安全指導者研修会

## アクション 8

### 家庭や地域が一体となって学びを支える

- 子どもも大人も、自分が学びたい方法で学べる場や選択肢を、社会全体で協力して支えていく。

## 18 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

### 【施策の方向性】

- 学校における多様な学習活動の展開及び地域コミュニティの活性化を図るため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進します。
- 子育てに関する悩み等を抱える保護者を切れ目なく支援するため、家庭教育支援の充実を図ります。
- 県立高等学校及び地域の活性化を一体となって推進するため、それぞれの県立高等学校の特色を生かした地域の活性化を図るとともに、地元自治体等が積極的に関与した県立高等学校の学びを支える取組みの実施を推進します。

### 【主な取組み】

#### (1) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

- ・ 地域学校協働活動推進員<sup>65</sup>等を主な対象とした研修会を開催し、地域住民や企業・団体等の幅広い方々の参画による教育活動の展開に向けた資質・能力の向上を図ります。
- ・ 教職員等を主な対象とした研修会を開催し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の理解促進を図り、地域と共にある学校づくり、学校を核とした地域づくりを推進します。
- ・ 学校や地域の実情に応じた出前講座や研修会等を実施します。
- ・ 学校・家庭・地域が協働して子どもの成長を支える上で重要なPTAや子ども会育成会等の社会教育団体の活動を促進します。

#### (2) 家庭教育支援の充実

- ・ よりよい子どもの成長を目的とした家庭教育講座や研修会の実施、ホームページやSNS等による情報提供、気軽に子育ての悩みや家庭教育について相談

<sup>65</sup> 社会教育法第9条の7により、教育委員会から委嘱される者。地域と学校の連絡調整、情報の共有、地域学校協働活動の企画・調整、運営等コーディネート業務を行う。

できる機会の提供等、保護者等への支援と家庭教育支援者の育成の両面から、家庭教育支援の充実を図ります。

- ・ 保護者向け研修会等において、「やまがた子育て5か条<sup>66</sup>」リーフレットを活用し、子どもの生活習慣に関する理解促進を図ります。

### (3) 地域一体となった県立高等学校の活性化

- ・ 地域の小中学校等、行政機関や産業界等と連携し、地域の農業、福祉や観光等の地域の特色を生かし、地域全体を学びのフィールドとした教育活動を展開します。
- ・ 産業系高等学校においては、地域産業界や高等教育機関等との連携・協働により、地域のニーズを踏まえた教育課程の開発を図るとともに、次世代分野の研修や産業現場の実習を実施する等、実践的で質の高い産業教育を展開します。
- ・ 地域の積極的な支援によるコミュニティ・スクールの活発化等、市町村と連携した高等学校の魅力化を推進します。

#### ● 産業系高等学校における地域産業界や高等教育機関等との連携の様子



農業科：スマート農業学習  
(農業用ドローンの実習)



工業科：建設現場における産業現場実習



商業科：地元企業によるインターンシップ



福祉科：介護ロボットによる実習

<sup>66</sup> みんなで取り組む生活習慣づくりとして、「1 身に付けよう 早寝早起き朝ごはん 知力・体力 朝から全開」「2 こつこつやろう わが家の学び 毎日続けて 知力を耕す」「3 心をつなごう 親子の対話 よさを引き出す あったかことば」「4 かしこく付き合う TVやスマホ しっかり守ろう わが家のルール」「5 体験しよう 地域の中での豊かな学び 郷土で培う人間力」を掲げたもの。

## 19 NPO・企業・大学・地域団体等との連携・協働

### 【施策の方向性】

- 学校外の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保を図り、学びの多様化や地域等と一体となった活動を推進するため、学校等と子どもの学びを支える団体や企業等との連携を促進します。
- 地域の未来を担う人材の育成のため、高等教育機関、自治体及び企業等との連携を支援します。

### 【主な取組み】

#### （１）学校等と企業等との連携促進

- ・ やまがた教育の日、やまがた教育月間において、県内各地で子どもの育成に関わる団体や企業等の協力を得ながら、教育・文化・芸術に関する様々な取組みを展開し、県民の教育に対する関心と理解を深め、社会全体で「教育を支える文化・風土」づくりを推進します。
- ・ 学校等と企業等をつなぐ情報共有サイトにおいて、企業の支援内容等を紹介し、学校の授業や放課後の活動、PTA活動、子ども会活動等での活用を促進します。【アクション3 5（１）の再掲】
- ・ 教育支援活動に意欲的な企業等であることを県民に広く周知し、社会全体で教育活動に参画していく意識の醸成を図ります。【アクション3 5（１）の再掲】
- ・ 学校や地域学校協働本部、青少年教育施設、子ども会育成会、公民館、コミュニティセンター等、子どもの教育活動を支える団体等に対して、企業等との連携・協働に関する情報を発信します。
- ・ 県生涯学習センター等をはじめ、多様な学びの機会を提供する関係機関と連携を図り、生涯学習を推進します。【アクション5 10（１）の再掲】
- ・ 「やまがたマナビネット（山形県生涯学習情報提供システム）」を活用し、多様な学びの情報を発信します。【アクション5 10（１）の再掲】

#### （２）高等教育機関、自治体及び企業等との連携

- ・ 県内の高等教育機関、産業界等及び自治体が連携する「やまがた社会共創プラットフォーム」に参画し、地域人材育成等の取組みを推進します。

## 【指標】

| No. | 指 標                                                     | 現状値                        | 指標値                |                    |                    |                    |                    |
|-----|---------------------------------------------------------|----------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
|     |                                                         |                            | R 7                | R 8                | R 9                | R10                | R11                |
| ④①  | コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の取組によって、学校と地域や保護者の相互理解は深まった小中学校の割合 | 小 87.9%<br>中 67.7%<br>(R6) | 小 88.4%<br>中 70.0% | 小 88.9%<br>中 75.0% | 小 89.4%<br>中 80.0% | 小 89.9%<br>中 85.0% | 小 90.4%<br>中 85.0% |
| ④②  | 子どもの教育活動に参加した地域住民や保護者の人数（1校当たり）                         | 156.1 人<br>(R5)            | 157.2 人            | 158.3 人            | 159.4 人            | 160.5 人            | 161.6 人            |
| ④③  | 教育活動に協力するパートナーシップ推進事業に登録した企業等の数                         | R7 新規調査                    | 150                | 200                | 250                | 270                | 300                |

### ● 「やまがた教育の日」「やまがた教育月間」について

#### ○ 「やまがた教育の日」

毎年 11 月第 2 土曜日。県民一人ひとりの教育に対する関心と理解を深め、学校、家庭及び地域の連携・協力の下、本県教育の充実に向けた取組みを推進することにより、教育県山形の歴史を受け継ぎ、「教育を支える文化・風土」を育むとともに、未来の山形を担う心豊かでたくましい子どもたちを育成することを趣旨としています。

#### ○ 「やまがた教育月間」

毎年 11 月。やまがた教育の日の趣旨にふさわしい取組みを行う期間。市町村教育委員会、学校、教育に関係する機関及び団体、県民等との連携・協力の下、取組みを実施しています。



「やまがた教育の日」ポスター



「やまがた教育月間」関連行事カレンダー

## 指標一覧

### ◆ 方針 I 一人ひとりが自分らしく可能性にチャレンジできる学びを実現する アクション 1 自ら考え、主体的に行動する力を育む

| No. | 指 標                                                          | 現 状 値                                               | R11 指標値                                |
|-----|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|----------------------------------------|
| ①   | 国語、算数・数学の勉強が「好き」な児童生徒の割合                                     | 国 小 68.1%<br>中 65.4%<br>算 小 58.1%<br>数 中 57.7% (R6) | 国 小 70%<br>中 70%<br>算 小 65%<br>数 中 65% |
| ②   | 国語、算数・数学の内容が「分かる」と思う児童生徒の割合                                  | 国 小 86.5%<br>中 82.0%<br>算 小 78.3%<br>数 中 73.8% (R6) | 国 小 90%<br>中 85%<br>算 小 85%<br>数 中 75% |
| ③   | 「授業が、自分にあった教え方、教材、学習時間などになっていた」と思う児童生徒の割合                    | 小 85.1% 中 82.0% (R6)                                | 小 87.6% 中 84.5%                        |
| ④   | 「授業や学校生活で、友達や周りの人の考えを大切にしてお互いに協力しながら課題の解決に取り組んでいる」と思う児童生徒の割合 | 小 91.4% 中 93.4% (R6)                                | 小 93.9% 中 95.9%                        |
| ⑤   | 「授業中に、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」と思う児童生徒の割合                 | 小 81.5% 中 82.6% (R6)                                | 小 84.0% 中 85.1%                        |
| ⑥   | 地域や外部機関と連携して探究学習に取り組む小中高高等学校の割合                              | R7 新規調査                                             | 小 100% 中 100%<br>高 100%                |
| ⑦   | 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合                                         | 小 81.8% 中 68.4% (R6)                                | 小 85.0% 中 70.0%                        |
| ⑧   | 職場見学・職場体験等を行っている小中高等学校の割合                                    | 小 90.1% 中 97.9%<br>高 98.1% (R5)                     | 100%                                   |
| ⑨   | 全国学力・学習状況調査における正答率が全国平均以上の科目数                                | 4科目中0科目 (R6)                                        | 全科目                                    |

### アクション 2 新たな価値を創造する力を育む

| No. | 指 標                                                                            | 現 状 値                | R11 指標値         |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------|-----------------|
| ⑩   | 「自分と違う意見について考えるのは楽しい」と思う児童生徒の割合                                                | 小 74.9% 中 78.0% (R6) | 小 80.0% 中 80.5% |
| ⑪   | 「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気づいたりすることができている」と思う児童生徒の割合                       | 小 86.6% 中 88.4% (R6) | 小 89.1% 中 90.9% |
| ⑫   | 「授業で学んだことを、次の学習や実生活に結びつけて考えたり生かしたりしている」と思う児童生徒の割合                              | 小 85.6% 中 81.0% (R6) | 小 88.1% 中 83.5% |
| ⑬   | CEFR A1 レベル相当以上の英語力を取得または有すると思われる中学生及び CEFR A2 レベル相当以上の英語力を取得または有すると思われる高校生の割合 | 中 49.2% 高 55.1% (R5) | 中 60% 高 60%     |
| ⑭   | 大学や企業等と連携した起業家教育の取組みに参加した高校生の数（累積）                                             | R7 新規調査              | 200 人           |

### アクション3 互いを尊重し前向きに生きる心と体を育む

| No. | 指 標                                                             | 現 状 値                            | R11 指標値         |
|-----|-----------------------------------------------------------------|----------------------------------|-----------------|
| ⑮   | 「自分にはよいところがある」と思う児童生徒の割合                                        | 小 84.0% 中 84.4%<br>(R6)          | 小 86.5% 中 86.9% |
| ⑯   | 「友達関係に満足している」と思う児童生徒の割合                                         | 小 92.3% 中 90.7%<br>(R6)          | 小 94.8% 中 93.2% |
| ⑰   | いじめの認知件数に占める、いじめが解消しているものの割合                                    | 99.5%<br>(R4 認知分、<br>R6.3.31 時点) | 100%            |
| ⑱   | 「地域や社会をよくするために何かしてみたい」と思う児童生徒の割合                                | 小 85.4% 中 80.8%<br>(R6)          | 小 87.9% 中 83.3% |
| ⑲   | 高校3年生までに地域活動・ボランティア活動に参加した経験がある生徒の割合                            | 78.8% (R5)                       | 100%            |
| ⑳   | 「健康にすごすために、授業で学習したことや保健室の先生などから教えられたことを、普段の生活に役立てている」と思う児童生徒の割合 | 小 83.2% 中 79.1%<br>(R6)          | 小 85.7% 中 81.6% |
| ㉑   | 運動・スポーツが「好き」な児童生徒の割合                                            | 小中 88.2% (R6)                    | 小中 90.7%        |

### ◆ 方針 II 誰一人取り残されず、誰もが続けられる学びの機会を充実する

#### アクション 4 それぞれの個性を活かし尊重した学びを実現する

| No. | 指 標                                                        | 現 状 値                           | R11 指標値                |
|-----|------------------------------------------------------------|---------------------------------|------------------------|
| ㉒   | 「人が困っているときは進んで助けている」と思う児童生徒の割合                             | 小 92.9% 中 91.0%<br>(R6)         | 小 95.4% 中 93.5%        |
| ㉓   | 特別支援教育に係る校内研修を実施している小中高等学校の割合                              | 小 74.7% 中 58.3%<br>高 47.0% (R5) | 小 100% 中 100%<br>高 70% |
| ㉔   | 児童生徒のICT活用を指導することができる特別支援学校の教員の割合                          | 70.8% (R5)                      | 100%                   |
| ㉕   | 不登校児童生徒のうち、学校や学校外の機関等とつながりを持っている児童生徒の割合                    | R7 新規調査                         | 100%                   |
| ㉖   | 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒のうち、学校において日本語指導等特別な配慮に基づく指導を受けている者の割合 | 88.9% (R5)                      | 100%                   |
| ㉗   | 「困りごとや不安がある時に先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」と思う児童生徒の割合               | 小 66.7% 中 65.7%<br>(R6)         | 小 80% 中 80%            |

#### アクション 5 生涯にわたり学びやスポーツ・文化芸術活動を楽しむ

| No. | 指 標                           | 現 状 値          | R11 指標値   |
|-----|-------------------------------|----------------|-----------|
| ㉘   | 過去1年間に月1日以上の学習を行った県民の割合       | R7 新規調査        | 80%       |
| ㉙   | 公民館等で開催されている各種事業・講座等への参加人数    | 467,489 人 (R5) | 470,000 人 |
| ㉚   | 成人のスポーツ実施率（週1回程度）             | 40.0% (R6)     | 50%       |
| ㉛   | 運動・スポーツが「好き」な児童生徒の割合<br>【②再掲】 | 小中 88.2% (R6)  | 小中 90.7%  |
| ㉜   | 県立文化施設等の来館者数                  | 1,279,180 人    | 130 万人    |
| ㉝   | 文化芸術活動に年5回以上取り組んだ小中学校の割合      | R7 新規調査        | 80%       |

◆方針 Ⅲ 社会の変化に対応した学びの環境を整える

アクション 6 教育DXを実現する

| No. | 指 標                                      | 現 状 値                   | R11 指標値       |
|-----|------------------------------------------|-------------------------|---------------|
| ③④  | 授業において、PC・タブレット等のICT機器をほぼ毎日使用している小中学校の割合 | 小 51.4% 中 47.9%<br>(R6) | 小 100% 中 100% |
| ③⑤  | 授業にICTを活用して指導する教員の割合                     | 79.1% (R5)              | 100%          |
| ③⑥  | 教育データの可視化のシステムを活用した県立学校の割合               | R7 新規調査                 | 100%          |

アクション7 活力あふれる学校を実現する

| No. | 指 標                            | 現 状 値       | R11 指標値 |
|-----|--------------------------------|-------------|---------|
| ③⑦  | 自分の仕事にやりがいを感じている教員の割合          | R7 新規調査     | 80%     |
| ③⑧  | 半期における時間外在校等時間の月平均が80時間を超える教員数 | 154人(R6 上期) | 0人      |
| ③⑨  | 健康診断時における要精密検査該当者の精密検査受診率(教職員) | 89.9% (R5)  | 100%    |
| ④⑩  | 学校管理下における事故災害で負傷する児童生徒の割合      | 7.5% (R5)   | 7.5%未満  |

アクション8 家庭や地域と一体となって学びを支える

| No. | 指 標                                                       | 現 状 値                   | R11 指標値         |
|-----|-----------------------------------------------------------|-------------------------|-----------------|
| ④①  | コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の取り組みによって、学校と地域や保護者の相互理解は深まった小中学校の割合 | 小 87.9% 中 67.7%<br>(R6) | 小 90.4% 中 85.0% |
| ④②  | 子どもの教育活動に参加した地域住民や保護者の人数(1校当たり)                           | 156.1人 (R5)             | 161.6人          |
| ④③  | 教育活動に協力するパートナーシップ推進事業に登録した企業等の数                           | R7 新規調査                 | 300             |

## 参考資料

### 第7次山形県教育振興計画策定要綱

#### （趣 旨）

第1 この要綱は、本県教育行政について、社会変化や政府の動向を的確に踏まえ、長期展望のもとに基本的方向性を明らかにし、総合的、計画的な推進を図るための計画の策定について、必要な事項を定める。

#### （計画の名称）

第2 この計画の名称は、「第7次山形県教育振興計画」（以下「計画」という。）とする。

#### （計画の性格）

第3 この計画は、教育基本法第17条第2項に規定する、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付ける。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定する、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱との整合性を図る。

3 第4次山形県総合発展計画との整合性を図る。

#### （計画の構成）

第4 この計画は、令和7年度を初年度とし、概ね10年間を通して目指す本県教育の姿を示すものとする。

2 第1項を踏まえ、今後5年間の総合的かつ計画的な取組みに係る基本方針と主要施策を示すものとする。

3 主要な施策ごとに進捗状況を測定するため、業績評価指標を設定するものとする。

#### （検討委員会）

第5 計画の策定について広く意見を聞くため「第7次山形県教育振興計画検討委員会」を設ける。

#### （知事部局との連携）

第6 計画策定に当たって、知事部局の所管事項と関連するものについては、知事部局の関係部局に協力を依頼し十分な連携を図る。

#### （その他）

第7 この要綱に定めるもののほか必要な事項は教育長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和5年8月10日から施行する。

## 第7次山形県教育振興計画検討委員会要項

### (趣 旨)

第1 この要項は、第7次山形県教育振興計画策定要綱第5に規定する第7次山形県教育振興計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）に関して、必要な事項を定める。

### (設置期間)

第2 検討委員会の設置期間は、委員の委嘱の日から令和7年3月31日までとする。

### (委 員)

第3 検討委員会の委員は学識経験者等で構成する。

2 検討委員会に委員長を1名置き、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 委員長は、必要がある場合は、委員以外の者に意見を求めることができる。

### (事務局)

第4 検討委員会に事務局を設ける。

2 事務局に事務局長、事務局次長、幹事を置き、それぞれ以下の者をもって充てる。

事務局長 教育局長

事務局次長 教育次長

幹事 教育センター所長、各教育事務所長、教育局本局各課長、室長及び主幹、知事部局の関係部局の課長等

3 事務局にワーキンググループを置き、計画の策定に必要な調査、研究及び協議等を行う。

4 ここに定めるもののほか、事務局に必要な事項は事務局長が別に定める。

### (その他)

第5 この要項に定めるもののほか必要な事項は教育長が別に定める。

### 附 則

この要項は、令和5年8月10日から施行する。

第7次山形県教育振興計画検討委員会 委員名簿

任期：令和5年9月4日 ～ 令和7年3月31日

| 氏 名             | 所 属 等                         |
|-----------------|-------------------------------|
| 池田 めぐみ          | 一般社団法人ヤマガタアスリートラボ<br>代表理事     |
| 石 沢 恵 理         | 東北芸術工科大学 芸術学部美術科<br>専任講師      |
| 佐 藤 宏 平         | 山形大学 地域教育文化学部地域教育文化学科<br>教授   |
| 澤 邊 みさ子         | 東北公益文科大学 公益学部公益学科<br>教授       |
| 末 永 玲 於         | 株式会社ローカル・インキュベート<br>代表取締役社長   |
| 高 井 糧           | 株式会社マイスター 代表取締役社長             |
| 玉 井 雅 隆         | 秋田大学大学院 国際資源学研究科 教授           |
| 寺 脇 由 紀         | 情報経営イノベーション専門職大学 准教授          |
| 内 藤 秀 一         | グラッシーデザイン株式会社 代表取締役           |
| 中 西 愛 子         | 株式会社最上世紀 代表取締役社長              |
| 藤川 かん奈          | 合同会社 Oriori 代表                |
| 村 山 恵 子         | 特定非営利活動法人クリエイトひがしね<br>理事・事務局長 |
| <委員長><br>三浦 登志一 | 山形大学大学院教育実践研究科 教授             |
| 矢 野 和 男         | 株式会社日立製作所 フェロー                |

## 第7次山形県教育振興計画策定に係る主な経過

| 会議等及び期日                                  | 主な内容                                                   |
|------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 第1回検討委員会<br>令和5年9月4日                     | ○本県教育を取り巻く現状（含 6教振の取組み状況）<br>○検討を進めるに当たっての認識の共有（基本的視座） |
| 第2回検討委員会<br>令和5年11月14日                   | ○分野毎に考える、本県の教育と「ウェルビーイング」について                          |
| 第3回検討委員会<br>令和6年1月29日                    | ○分野毎に考える、持続可能な社会の担い手の育成について                            |
| 令和5年度山形県総合教育会議<br>令和6年3月13日              | ○第7次山形県教育振興計画について                                      |
| 第4回検討委員会<br>令和6年3月14日                    | ○第7次山形県教育振興計画骨子（案）について                                 |
| 第5回検討委員会<br>令和6年5月30日                    | ○計画に盛り込むべき主な取組みについて①（県民みんなでチャレンジについて）                  |
| 第7次山形県教育振興計画について対話する会“7トーク”の開催           | ○県内4地域（村山・最上・置賜・庄内）において、児童・生徒、保護者、教員及び地域の方々との意見交換      |
| 第6回検討委員会<br>令和6年8月30日                    | ○計画に盛り込むべき主な取組みについて②（県民みんなでチャレンジを含む）                   |
| 第7回検討委員会<br>令和6年10月30日                   | ○第7次山形県教育振興計画（素案）について                                  |
| 第8回検討委員会<br>令和7年1月30日                    | ○第7次山形県教育振興計画（案）について                                   |
| パブリック・コメントの実施<br>令和7年2月21日<br>～令和7年3月13日 | ○第7次山形県教育振興計画（案）について                                   |
| 山形県教育委員会<br>令和7年3月24日                    | ○第7次山形県教育振興計画の策定                                       |

## 意見聴取等に係る取組みについて

### 1 検討委員会に係る意見聴取

#### (1) 検討委員会における意見聴取等

- 毎回の委員発言のほか、ウェルビーイングの概念に係る認識の共有のため矢野和男委員（株式会社日立製作所フェロー）より専門的見地から解説（第2回検討委員会）

#### (2) 各市町村教育委員会教育長の意見（4地域）

- 第1回検討委員会の資料を共有の上、意見聴取

| 期 日（R5年）  | 地 域  | 備 考（活用した会議）   |
|-----------|------|---------------|
| 9月6日（水）   | 最上地域 | 県教委主催 教育懇談会   |
| 9月29日（金）  | 村山地域 | 教育事務所管内 教育長会議 |
| 10月5日（木）  | 置賜地域 | 教育事務所管内 教育長会議 |
| 10月11日（水） | 庄内地域 | 県教委主催 教育懇談会   |

- 素案を共有の上、意見聴取

| 期 日（R6年）  | 地 域  | 備 考（活用した会議）   |
|-----------|------|---------------|
| 11月1日（金）  | 最上地域 | 教育事務所管内 教育長会議 |
| 11月5日（火）  | 置賜地域 | 教育事務所管内 教育長会議 |
| 11月8日（金）  | 庄内地域 | 教育事務所管内 教育長会議 |
| 11月15日（金） | 村山地域 | 教育事務所管内 教育長会議 |

#### (3) オブザーバーからの意見聴取

- 検討委員会にオンラインで御出席、書面で意見提出

### 2 有識者からの意見聴取

#### (1) 山形県の教育振興に関する意見交換会の開催（R5.10/4、約90名）

- 文部科学省総合教育政策局政策課 企画官 廣田貢氏をお招きし、「新たな教育振興基本計画について ～持続可能な社会の創り手の育成とウェルビーイングの向上～」と題して講演及び意見交換会を実施

#### (2) 講演会の実施（第3回検討委員会と併せて開催）

- 京都大学人と社会の未来研究院 副研究院長・教授 広井良典氏をオンラインでお招きし、「持続可能な社会への展望と担い手づくり～人口減少・成熟社会のデザイン～」と題して講演及び意見聴取を実施

### 3 ワーキンググループ“7カフェ”の開催（49回）

- 局内職員と検討委員会委員等によるオンライングループワーク

《第1期》（R5年度）

| 期 日         | テーマ                                    |                        |
|-------------|----------------------------------------|------------------------|
| ① 10月12日（木） | ウ ×<br>ェ<br>ル<br>ビ<br>ー<br>イ<br>ン<br>グ | 学力・学び続ける力、自主性・自立性      |
| ② 10月16日（月） |                                        | 文化・芸術、身体・スポーツ          |
| ③ 10月19日（木） |                                        | インクルーシブ教育・特別支援教育       |
| ④ 10月20日（金） |                                        | イノベーション・起業家教育、グローバル    |
| ⑤ 10月23日（月） |                                        | A I・教育D X              |
| ⑥ 10月24日（火） |                                        | 地域・家庭・学校、教員（働き方改革、指導力） |
| ⑦ 10月26日（木） |                                        | いじめ・不登校、こころ、多様性、地域の国際化 |

《第2期》（R5 年度）

| 期 日         | テーマ                                         |                        |
|-------------|---------------------------------------------|------------------------|
| ① 12月1日（金）  | 創 ×<br>持 続<br>手 可<br>の 能<br>育 成<br>社 会<br>の | 文化・芸術、身体・スポーツ          |
| ② 12月6日（水）  |                                             | 地域・家庭・学校、教員（働き方改革、指導力） |
| ③ 12月8日（金）  |                                             | イノベーション・起業家教育、グローバル    |
| ④ 12月13日（水） |                                             | A I ・教育D X             |
| ⑤ 12月15日（金） |                                             | いじめ・不登校、こころ、多様性、地域の国際化 |
| ⑥ 12月18日（月） |                                             | 学力・学び続ける力、自主性・自立性      |
| ⑦ 12月26日（火） |                                             | インクルーシブ教育・特別支援教育       |
| ⑧ 12月20日（水） | 藤川委員 デンマーク視察報告会                             |                        |
| ⑨ 1月16日（火）  | 東北芸術工科大学 矢部寛明准教授や学生との意見交換会                  |                        |
| ⑩ 1月25日（木）  | 横浜創英中学高等学校 本間朋弘副校長との意見交換会                   |                        |

《第3期》（R5 年度）

| 期 日       | テーマ          |
|-----------|--------------|
| ① 3月5日（火） | 骨子作成に向けた意見交換 |
| ② 3月6日（水） |              |
| ③ 3月7日（木） |              |

《第4期》（R6 年度）

| 期 日        | テーマ                                                                         |                                  |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| ① 4月22日（月） | 取にでこ<br>組やれ<br>みつ県だ<br>て民け<br>いみは、<br>こん<br>うな子<br>！でど<br>と重も<br>い点目<br>う的線 | 【アクション1】自ら考え、主体的に行動する力を育む        |
| ② 4月24日（水） |                                                                             | 【アクション8】家庭や地域と一体となって子どもの学びを支える   |
| ③ 4月24日（水） |                                                                             | 【アクション6】教育 DX を実現する              |
| ④ 4月30日（火） |                                                                             | 【アクション7】活力あふれる学校を実現する            |
| ⑤ 5月2日（木）  |                                                                             | 【アクション3】互いを尊重し前向きに生きる心と体を育む      |
| ⑥ 5月7日（火）  |                                                                             | 【アクション2】新たな価値を創造する力を育む           |
| ⑦ 5月8日（水）  |                                                                             | 【アクション4】それぞれの個性を活かし尊重した学びを実現する   |
| ⑧ 5月9日（木）  |                                                                             | 【アクション5】生涯にわたり学びやスポーツ・芸術文化活動を楽しむ |

《第5期》（R6 年度）

前期：オンライン7トーク（6回）として実施

| 対 象          | 期日       | 参加者        |
|--------------|----------|------------|
| ① 芸工大の学生さん編  | 7月3日（水）  | 芸工大生4名     |
| ② 小学生の皆さん編   | 7月4日（木）  | 小学生5名      |
| ③ 高校生の皆さん編   | 7月9日（火）  | 高校生6名      |
| ④ 中学生の皆さん編   | 7月10日（水） | 中学生4名      |
| ⑤ 地域企業の方々編   | 7月17日（水） | 大人2名       |
| ⑥ 村山つながるトーク編 | 7月19日（金） | 高校生2名、大人2名 |

後期

| 期 日        | テーマ                    |
|------------|------------------------|
| ① 8月26日（月） | 7トークの意見<br>県民みんなでチャレンジ |
| ② 8月27日（火） |                        |

《第6期》（R6 年度）

| 期 日         | テーマ       |
|-------------|-----------|
| ① 10月23日（水） | 周知・PR戦略検討 |
| ② 10月24日（木） | 評価指標検討    |
| ③ 10月25日（金） | 施策検討      |

《第7期》（R6年度）

| 期 日         | テーマ               |
|-------------|-------------------|
| ① 12月12日（木） | 評価指標検討            |
| ② 12月13日（金） | 評価指標・施策検討（方針Ⅲ DX） |
| ③ 12月16日（月） | 評価指標・施策検討（方針Ⅰ、Ⅱ）  |
| ④ 12月18日（水） | 周知・PR戦略検討         |
| ⑤ 12月19日（木） | 評価指標・施策検討（方針Ⅰ、Ⅱ）  |
| ⑥ 12月23日（月） | 評価指標・施策検討（方針Ⅱ、Ⅲ）  |
| ⑦ 12月24日（火） | 評価指標検討            |

《第8期》（R6年度）

| 期 日        | テーマ  |
|------------|------|
| ① 1月27日（月） | 7教振案 |
| ② 1月28日（火） |      |
| ③ 1月29日（水） |      |

- 4 第7次山形県教育振興計画について対話する会“7トーク”の開催（11回）
- 対面形式の「7トーク」とオンライン形式による「オンライン7トーク」を実施
  - 対象は、子ども（小5～高3）と大人（保護者、教員、地域の方）  
子ども73名、大人99名 合計172名が参加
  - それぞれグループに分かれて、次の4つのトークテーマについて話し合う
    - ・学校で楽しいと感じていること、悩んでいること
    - ・これからの学校や家庭・地域での教育・学びで、大切だと思うこと。チャレンジしていくべきだと思うこと
    - ・自分事として学んだり・活動したりするために必要なこと
    - ・その他（例：7教振についての率直な感想 など）

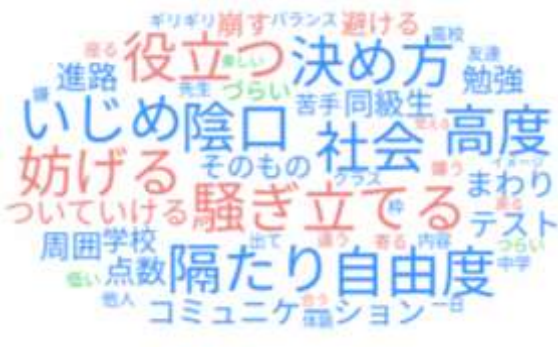
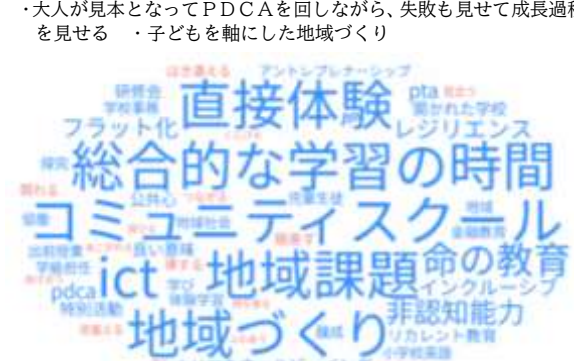
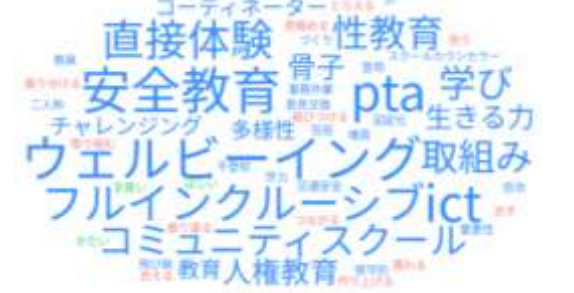
（1）7トーク

| 地 区   | 期日       | 参加者               |
|-------|----------|-------------------|
| 置賜地区  | 7月30日（火） | 子ども13名、大人11名 計24名 |
| 庄内地区  | 7月31日（水） | 子ども10名、大人13名 計23名 |
| 最上地区  | 8月1日（木）  | 子ども9名、大人19名 計28名  |
| 村山地区① | 8月6日（火）  | 子ども14名、大人23名 計37名 |
| 村山地区② |          | 子ども10名、大人25名 計35名 |

（2）オンライン7トーク

| 対 象        | 期日       | 参加者        |
|------------|----------|------------|
| 芸工大の学生さん編  | 7月3日（水）  | 芸工大生4名     |
| 小学生の皆さん編   | 7月4日（木）  | 小学生5名      |
| 高校生の皆さん編   | 7月9日（火）  | 高校生6名      |
| 中学生の皆さん編   | 7月10日（水） | 中学生4名      |
| 地域企業の方々編   | 7月17日（水） | 大人2名       |
| 村山つながるトーク編 | 7月19日（金） | 高校生2名、大人2名 |



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>【大人の意見】学校などで悩んでいたこと</p> <p>○ コメントの一部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・覚えるだけのテストは、社会に出て役立つのか</li> <li>・進路そのもの、その決め方 ・陰口を言われた時</li> <li>・高度な内容など、勉強についていけなかった時 ・いじめ</li> <li>・クラスで騒ぎ立てたりして自分の時間を妨げられた時</li> <li>・人とコミュニケーションをとることが苦手だった</li> <li>・枠にはめられることが嫌 ・自由度が低い</li> <li>・自分と他人との大きな隔たりを感じた時</li> </ul>                                                                       | <p>【大人の意見】これから大切だと思うこと、チャレンジしたいこと</p> <p>○ コメントの一部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼いうちから地域とのつながりによる直接体験</li> <li>・総合的な学習の時間で地域課題の解決策を探る</li> <li>・20 年先を見据えたコミュニティ・スクール</li> <li>・失敗にめげない、くじけないレジリエンス力</li> <li>・非認知能力の向上 ・ICTを使った情報共有と情報の蓄積</li> <li>・命の教育として、生身の人間にふれる場や体験</li> <li>・大人が見本となってPDCAを回しながら、失敗も見せて成長過程を見せる ・子どもを軸にした地域づくり</li> </ul>  |
| <p>【大人の意見】自分事にするためには</p> <p>○ コメントの一部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的意識と必要感 ・自己決定による自己実現、充実感</li> <li>・夢や希望について、見通しをもつ ・入念な仕掛けづくり</li> <li>・まずは、大人、教育者が学びの主体者として何かを探究する</li> <li>・自分自身がチャレンジングな生き方を心がける</li> <li>・失敗は成功のもとであり、修正を繰り返す</li> <li>・体験学習など、自分の目で見て感じる</li> <li>・どんな場面でも振り返りをして、内省する</li> <li>・考える、行動するといった経験の積み上げ</li> <li>・宿題、通知表、テストはなくなるなどやらされ感をなくす</li> </ul>  | <p>【大人の意見】その他</p> <p>○ コメントの一部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウェルビーイングという言葉のイメージの具体的な姿をたくさん示してほしい ・多様性、フルインクルーシブへ</li> <li>・命を最優先とした安全教育 ・人権教育としての性教育</li> <li>・コミュニティ・スクールのために、しっかりと地域コーディネーターの育成、配置</li> <li>・人と人、人とモノ、人と自然など、直接体験の重要性</li> <li>・PTAで親が子育てについて考える機会</li> <li>・7教振骨子案の内容が複雑かつ難しい</li> <li>・授業におけるICT活用やAIドリの活用推進</li> </ul>       |

## 5 その他

- (1) 米沢栄養大学、米沢女子短期大学の講話におけるアンケート等（学生 47 名）
- (2) 山形大学講義「自治体経営」におけるアンケート等（学生 39 名）
- (3) ミライの教育企画展（R5.11/11～11/30）  
県立図書館において、検討委員会委員の書籍や教育に関連する書籍等の特別展示を行うとともに、アンケートを実施
- (4) 公立学校長（小中・特支）会議（R6.4/22）、市町村教育委員会教育長会議（R6.4/23）、山形県高等学校長会（R6.4/26）における骨子案の説明
- (5) 新採養護教諭研修における7教振骨子案についての意見聴取（新採養護教諭 10 名）
- (6) 検討委員会委員からの個別意見（訪問、メール等 随時）

## 第7次山形県教育振興計画

令和7年3月 策定

[編集・発行] 山形県教育委員会

[問合せ先] 〒990-8570

山形市松波二丁目8-1

山形県教育局教育政策課 企画調整担当

TEL 023-630-2692 FAX 023-630-2998

URL <http://www.pref.yamagata.jp/>

## 本県教育を取り巻く社会経済状況

- 人口減少の加速化
- 気候変動と自然災害
- グローバル化の進展と国際環境の複雑化
- 不確実な時代性
- 共生社会・社会的包摂
- Society5.0の到来

## 第6次山形県教育振興計画期間の現状

- 探究型学習の拡大
- 併設型中高一貫教育校の設立
- 自尊心の向上
- 不登校児童生徒の増加
- 教員志願者数の減少
- 授業におけるICT利用頻度の低さ
- 地域学校協働本部の整備率の低さ

## 今後を見据えた課題

- 予測困難な時代を生き抜くための変化に対応できる力の育成
- 多様な個人を尊重し、包摂社会に寄与する態度・姿勢の育成
- DXや少子化、地域との連携等、様々な変化に対応した学びの環境整備

## 【目標】 ウェルビーイング※を目指し、多様性あふれる持続可能な社会の実現を担う山形の人づくり

※ 身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず将来にわたる持続的な幸福を含むとともに、個人だけでなく、地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

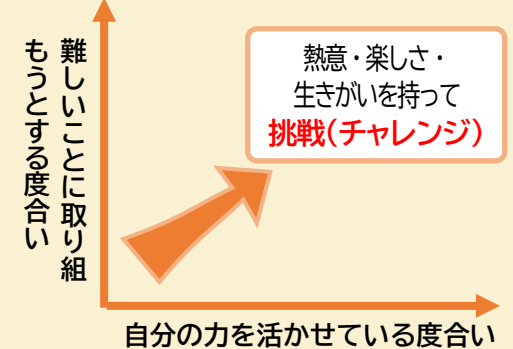
### <ウェルビーイングを目指すために>

個人の幸せだけでなく、社会が幸せを感じられるために、県民みんなが自分の力を活かしながら、前向きに取り組んでいることが重要。 → **「挑戦（チャレンジ）」**していることが重要

### <目指す社会> ◎ 異なる立場や考え、価値観を持った人々が豊かに生き活きと暮らす中で、

- 子どもは、学校の中だけでなく、社会の中で交流し、ワクワク感（意欲、興味、関心）を持って自ら選択し学び合っている
- 大人・家庭は、互いを尊重する姿を見せ、子どもの試行錯誤を見守り、挑戦できる環境をつくっている
- 地域等は、一人ひとりの違いや個性を認め、それぞれに応じた多様な学びの場や安全・安心な環境を提供している

### <イメージ図>



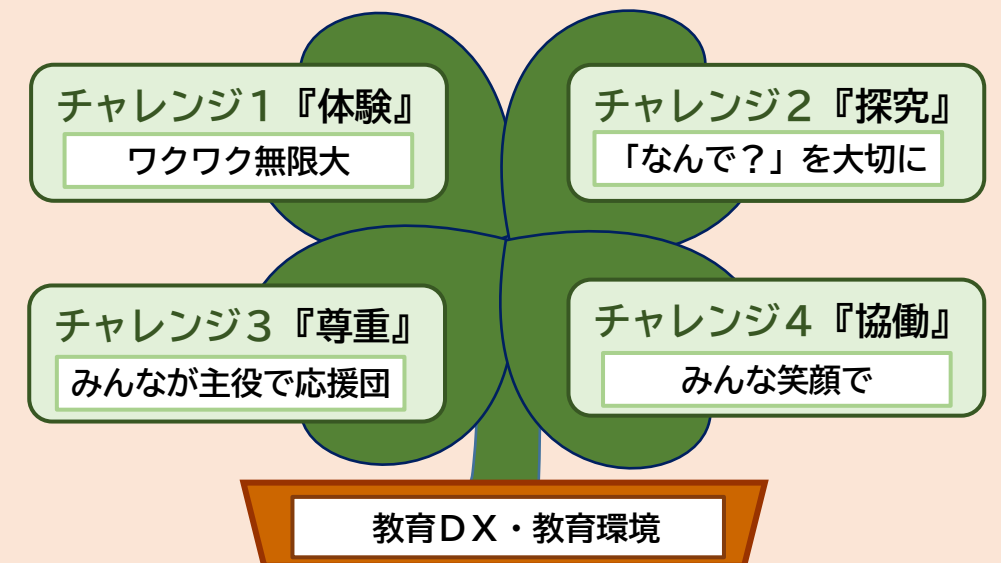
## 【県民の皆様へ（メッセージ）】 県民一人ひとりが自分事としてとらえ、それぞれの役割を果たしながら前向きに取り組むことが大切。

### <目指すべき行動や考え方等>

- 子どもたちへ
  - ・地域や社会で色々な人と交流する
  - ・学ぶ楽しさや意味を知る
  - ・失敗を恐れず、様々なことをやってみる
  - ・自分を大切にするとともに、他者を尊重する など
- 保護者、家庭の皆様へ
  - ・家庭は子どもの学びや社会性を育む原点となる
  - ・子どもが自分で育つ力を信じ、遠くから見守りながら困った時は手を差し伸べる
  - ・家庭は子どもが安らげる場所となる など
- 地域、企業・NPOの皆様へ
  - ・画一的な学びから個別最適な学びへの変化を認識する
  - ・学びの場は学校以外に広がり、地域や企業、社会全体が主体的に参画し提案する
  - ・子どもの健康や成長を見守る など

### <県民みんなでチャレンジ>

4つの重点的取組みを掲げ、県民の皆さんと共に取り組んでいきます。



## 方針Ⅰ 一人ひとりが自分らしく可能性にチャレンジできる学びを実現する

### アクション 1 自ら考え、主体的に行動する力を育む

- 1 確かな学力の育成
- 2 キャリア教育の充実

### アクション 2 新たな価値を創造する力を育む

- 3 グローバル社会の人材育成
- 4 イノベーションを担う人材育成

### アクション 3 互いを尊重し前向きに生きる心と体を育む

- 5 豊かな心の育成
- 6 健やかな体の育成
- 7 社会に参画する当事者意識の醸成

## 方針Ⅱ 誰一人取り残されず、誰もが続けられる学びの機会を充実する

### アクション 4 それぞれの個性を活かし尊重した学びを実現する

- 8 特別支援教育の推進
- 9 様々な事情を持つ子どもへの対応

### アクション 5 生涯にわたり学びやスポーツ・文化芸術活動を楽しむ

- 10 生涯学び、活躍できる環境整備
- 11 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進
- 12 スポーツ・文化芸術活動を通じた心身の育成

## 方針Ⅲ 社会の変化に対応した学びの環境を整える

### アクション 6 教育DXを実現する

- 13 デジタル人材の育成とICTの活用
- 14 ICT環境の整備

### アクション 7 活力あふれる学校を実現する

- 15 指導体制の強化
- 16 教育環境の整備
- 17 児童生徒等の安全確保

### アクション 8 家庭や地域と一体となって学びを支える

- 18 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上
- 19 NPO・企業・大学・地域団体等との連携・協働

# 第7次山形県教育振興計画 概要版②

【県民みんなでチャレンジ】目標の実現に向けて、4つの重点的取組みを「県民みんなでチャレンジ」として掲げ、県民の皆さんと共に取り組んでいきます。

## チャレンジ1 体験

### ワクワク無限大

#### 具体的な場面

- 自然体験や宿泊体験
- 職場体験や工場見学
- 海外交流や多文化交流
- 文化芸術・スポーツ体験
- ボランティア活動
- 地域行事
- など

#### 子どもたち

- ・ワクワク、ドキドキ、感動を実感する
- ・失敗も前向きにとらえ、再チャレンジする

#### 家庭

- ・子どもと一緒に挑戦し、一緒に楽しむ
- ・子どもたちを様々な体験に送り出す

#### 地域の大人

- ・リアルな体験の機会を提供、誘導する
- ・多様な体験に挑戦し、得たものを子どもに還元する

#### ワクワク体験施策パッケージ

- 子どもへ多様な体験の提供
  - ・自然体験や多文化交流、スポーツ・文化芸術体験等、多様な体験活動等の提供
- 家庭への体験参加支援
  - ・親子での自然観察や野外活動等、体験活動の充実
- 企業・団体等への支援
  - ・教育活動の協力企業に対する認証等、インセンティブの付与

## チャレンジ2 探究

### 「なんで？」を大切に

#### 具体的な場面

- 地域の課題解決活動
- 幼児の遊び
- ものづくり体験
- 授業や家庭学習
- 文化芸術体験
- 部活動やスポーツ活動
- SDGsへの取組み
- など

#### 子どもたち

- ・興味のあることにのめりこみ、調べる
- ・当たり前を「なんでだろう？」と考える

#### 家庭

- ・子どもと一緒に調べたり、深く考えたりする
- ・子どもの試行錯誤を見守り、支える

#### 地域の大人

- ・探究の機会、必要な情報や資機材を提供する
- ・交流や活動の中で、子どもたちからも学ぶ

#### なぜなぜ探究施策パッケージ

- 子どもたちの探究心の醸成
  - ・探究学習やSTEAM教育の拡大
  - ・企業・団体等との連携・協働による地域の課題解決
- 家庭の探究学習への理解促進
  - ・探究学習の意義・実践等に関する情報の発信
- 企業等や大学との連携
  - ・探究学習や起業体験活動等のサポートを行う大学との連携協定の締結

## チャレンジ3 尊重

### みんなが主役で応援団

#### 具体的な場面

- 家族等とのコミュニケーション
- 支援を要する人たちとのふれあい
- 異年齢の人との交流
- 生徒会活等の自治的な活動
- 人権教育や道徳の授業
- 多文化交流
- など

#### 子どもたち

- ・自分の思いや考えを大切に自己決定し、行動する
- ・相手を大切に考えながらコミュニケーションをする

#### 家庭

- ・子どもの話を聞き、一緒に悩み考え、成長する
- ・子どもが成長を実感し、つまづきを受け止める声かけをする

#### 地域の大人

- ・様々な事情を持つ人や支援を要する人を支える環境を作る
- ・子どもの模範となりながら自身の成長を支える

#### 多様性尊重施策パッケージ

- 子どもの多様性の尊重
  - ・多文化共生に関する学習の充実
  - ・夜間中学の設置検討
  - ・特別支援教育の推進
- 家庭教育等への支援
  - ・子育ての悩みや家庭教育についての相談機会の提供
- 地域の取組みへの支援
  - ・地域学校協働活動の推進
  - ・フリースクール等、民間団体との連携

## チャレンジ4 協働

### みんな笑顔で

#### 具体的な場面

- 地域の課題解決活動
- 運動会等の学校行事
- ボランティア活動
- 防災への取組み
- 地域学校協働活動
- 地域の伝統や文化的な行事
- など

#### 子どもたち

- ・地域イベントやボランティアに積極的に参加する
- ・楽しみながら、これまでの学びや経験を活かす

#### 家庭

- ・地域活動に参加し、いきいきとした姿を見せる
- ・家庭の手伝いなど、役割をもたせる

#### 地域の大人

- ・地域活動に子どもたちの意見を取り入れる
- ・活動の中で、自分の良さや得意分野を最大限活かす

#### みんな笑顔施策パッケージ

- 子どもが協働する機会の創出
  - ・企業・団体等と連携したボランティア等、体験機会の充実
- 家庭との協働
  - ・PTA等による学校・家庭・地域の協働活動への支援
- 地域との協働
  - ・協力人材・企業等とのマッチング
  - ・防災・減災への取組みの推進

## チャレンジを支えるもの

### 【教育DX】

- 統合型校務支援システムのクラウド化
- 教育情報ネットワークの統合及び高速化
- 教育データの分析・活用
- 遠隔教育の展開
- など

### 【教育環境】

- 教員等の指導体制の充実
- 時代の変化に対応した学校施設設備の整備
- 学校安全の推進
- など

# 第7次山形県教育振興計画 概要版③

## 【今後5年間に取り組む施策】

### ◆ 方針 I 一人ひとりが自分らしく可能性にチャレンジできる学びを実現する

#### アクション 1 自ら考え、主体的に行動する力を育む

- 様々な体験を通し自分の興味関心を見つけ、行動する経験を積み重ねることで、主体的に学び続ける

##### 1 確かな学力の育成

- (1) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実
  - ・ 1人1台端末の活用や自ら学びを進める学習、多様性を尊重しながら学ぶ異学年協働による学習の展開等の授業改善の推進
  - ・ 少人数やチームティーチング等、個に応じたきめ細かな指導の充実
  - ・ 質の高い授業による学習内容の理解度・定着度の向上、多面的な児童理解による心の安定等を目指した小学校における教科担任制の推進
  - ・ 全国学力・学習状況調査等のデータの分析を通じた各市町村等への支援により、確かな学力の育成に向けた取組みを県全体に展開
  - ・ 研修会の開催や好事例の共有等による教員の指導力向上
  - ・ 多様化する教育課題等を踏まえた「教育山形『さんさん』プラン」の今後の展開の在り方の検討
- (2) 探究学習の拡大
  - ・ 情報収集、整理分析やまとめ・発表の場面における1人1台端末の積極的な活用等、ICTの効果的な活用の推進
  - ・ 地域の人材、企業やNPO等との連携による地域に根差した学習の推進
  - ・ 大学教授や先進校教員を招聘した研修会の開催、探究学習に関する情報発信等による教員・保護者等への理解促進
  - ・ 学校種を越えて互いに学び合う機会の創出等、探究学習の県全体への展開
- (3) 幼児教育の推進
  - ・ 幼稚園教育要領等の着実な実施による幼児の自発的な活動としての遊びを通じた指導の充実
  - ・ 幼児教育センターの設置による幼児教育アドバイザーの育成・派遣、幼保小連携による架け橋プログラムの取組み、研修機会の充実等による幼児教育の質の向上
- (4) 高等教育の充実
  - ・ 県立高等教育機関における地域のニーズに対応した専門知識と専門技術を有する人材の育成

##### 2 キャリア教育の充実

- (1) 社会的・職業的自立に向けた資質・能力の育成
  - ・ 学校のエデュケーション全体を通じた体験的・実践的な取組みによる、社会性や課題解決力等の社会で求められる資質・能力の育成
  - ・ 学習や活動を記録するキャリア・パスポートの活用による学びと自己の将来とのつながりを見通す力の育成
- (2) 職業実践力の育成
  - ・ 地元企業や大学等と連携した職場体験・インターンシップの実施
  - ・ 県内の各分野で活躍するスペシャリストによる講話等の実施
  - ・ 専門学校が企業と連携して実践的で質の高い教育を行う取組みの支援
- (3) 県内で活躍する人材の育成
  - ・ 県内大学等と連携したセミナー等の開催による県内大学への進学への推進
  - ・ 地域企業と連携したセミナーや企業見学等の実施による県内就業への推進

#### アクション 2 新たな価値を創造する力を育む

- 時代の変化を敏感にとらえ、自由な発想で果敢に挑戦し、失敗しても諦めずに創意工夫する
- ##### 3 グローバル社会の人材育成

- (1) 外国語教育の充実
  - ・ ALTや地域に在住する外国人等との連携やICTの活用による、コミュニケーション能力を高める英語教育の推進
  - ・ 小中高等学校の英語教員の相互授業参観や意見交換等、学校種間の連携による系統的・継続的な英語教育の推進
- (2) 多文化共生に関する学習の展開
  - ・ 道徳や総合的な学習・探究の時間等における、他国文化の尊重、国際的視野に立った世界平和等の学習の展開
  - ・ 外部団体等との連携による大学の留学生や地域に在住する外国人の方々等との交流の推進
- (3) 海外との交流の拡大
  - ・ オンラインによる外国人講師との英会話体験等、多様な価値観に触れる機会の創出
  - ・ ICT活用による海外との交流を希望する県内の高等学校と海外の学校等とのマッチングの支援
  - ・ 高校生が海外の高等学校等と交流する機会の創出等、グローバル産業人材の育成

##### 4 イノベーションを担う人材育成

- (1) STEAM教育の推進
  - ・ 言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等や課題対応力の育成等を目指した教科等横断的な学習の推進
  - ・ 課題発見・解決に向けたデザイン思考の活用等、大学と連携した新たな価値を創造する学習の推進
  - ・ SSH指定校における大学や企業等との連携等によるレベルの高い理数分野を中心とした探究学習の推進
- (2) 起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の展開
  - ・ 大学や地元企業等と連携し起業のノウハウを学び実際に起業を目指す体験活動等による起業家精神の育成

#### アクション 3 互いを尊重し前向きに生きる心と体を育む

- 豊かな心、健やかな体を育み、互いを尊重し、社会の一員として自分の意志を持ち前向きに行動する

##### 5 豊かな心の育成

- (1) 体験学習の充実
  - ・ 子どもの学びに貢献する意欲のある企業・団体等との連携・協働による、子どもの体験機会の提供
  - ・ 学校等や企業等をつなぐ情報共有サイトでの企業の支援内容等の紹介による学校やPTA活動等での活用促進
- (2) 感性や郷土愛の育成
  - ・ 郷土の魅力を知るための情報ポータルサイトのコンテンツの充実等による情報発信
- (3) 道徳教育・人権教育の充実
  - ・ 地域の実態や課題に応じた道徳教育の実践事例等の情報発信及び関係機関と連携した人権教育の取組みの実施
- (4) いじめへの対応等、生徒指導の充実
  - ・ 「居場所づくり」「絆づくり」等の取組みやいじめ発見調査アンケートの実施等、未然防止・早期発見等の推進
  - ・ スクールカウンセラー等の外部専門家や関係機関との連携による早期解消に向けた組織的かつ迅速な対応
- (5) 読書活動の充実
  - ・ 企業・団体等との連携による読書支援ツール等の展示会や利活用体験等、多様な読書活動の普及啓発
- (6) 地域活動・ボランティア活動の充実
  - ・ 地域の企業・団体等と連携した地域活動・ボランティア活動の促進

# 第7次山形県教育振興計画 概要版④

## 6 健やかな体の育成

### (1) 健康や食に関する教育の推進

- ・各学校が策定する「食に関する指導の全体計画」に基づく家庭や地域と連携した食育の推進
- ・特別活動や保健の授業等における性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性等についての理解促進
- ・飲酒・喫煙、ギャンブル等依存症や過度なＩＣＴ利用に伴う健康課題についての教職員等対象の研修会の実施
- ・専門医や関係機関等との連携による健康増進に向けた学校及び地域が一体となった推進体制の整備

### (2) 運動やスポーツに親しむ資質・能力の育成

- ・優れた体育授業の実践等を共有するプラットフォームの作成等による体育授業の充実
- ・部活動等を通じた心身の健康の増進や運動やスポーツへの多様な関わりができる態度の育成

## 7 社会に参画する当事者意識の醸成

### (1) 児童生徒の意見に基づく活動・取組みの推進

- ・児童生徒に関わるルールの設定や見直し等の場面等における、児童生徒の意見反映の推進
- ・各種会議や研修会等を通じた、こども基本法の趣旨及び各自治体の取組みの好事例等の周知

### (2) 社会課題の解決に向けた資質・能力の育成

- ・家庭や地域、市民団体等との連携によるＳＤＧｓ、環境問題等をテーマとした学習の推進
- ・ハザードマップや災害時の備えの確認、実践的な避難訓練等、自ら判断し行動する防災教育の推進
- ・青少年教育施設での野外活動等を通じた困難な状況等においても自分の身を守り、互いに助け合う意識の醸成

### (3) 主権者教育・消費者教育の推進

- ・小中学校等の社会科や家庭科、高等学校の「公共」、「家庭」における、法令等の学習の展開
- ・関係機関との連携による体験的・実践的な取組みの推進

### (4) 地域活動・ボランティア活動の充実【アクション3 5（6）の再掲】

- ・地域の企業・団体等と連携した地域活動・ボランティア活動の促進

## 9 様々な事情を持つ子どもへの対応

### (1) 不登校対策と不登校児童生徒への対応

- ・学校における「居場所づくり」「絆づくり」の取組みの充実等による未然防止の推進
- ・1人1台端末の活用やスクールカウンセラー等との連携による早期発見・早期対応の推進
- ・ＩＣＴの効果的な活用による不登校児童生徒の状況に応じた支援の充実
- ・フリースクール等の民間団体との連携や学びの多様な学校の設置推進等、不登校児童生徒の学びの機会の確保

### (2) 家庭の事情等により学業に影響が生じている子どもへの対応

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関と一体となった支援の継続
- ・政府の制度も活用しながら、経済的困難を抱える家庭等に対する就学支援・援助の実施

### (3) 外国人の子どもへの対応

- ・学校生活への適応や日本語の習得等に向け、市町村教育委員会と連携し実態やニーズに即した指導・支援の促進

## アクション 5 生涯にわたり学びやスポーツ・文化芸術活動を楽しむ

- 人生100年時代を見据え、学校だけでなく地域や企業、社会全体で、生涯にわたり大人や子どもをはじめ多様な人と共に学び、多様な価値観に出会うことによって、一人ひとりが幸福や生きがいを感じるとともに、そこで得たことを社会の中で生かす学びのサイクルを実現する

## 10 生涯学び、活躍できる環境整備

### (1) 働きながら生涯学べる環境の整備

- ・県生涯学習センター等をはじめ多様な学びの機会を提供する関係機関と連携した生涯学習の推進
- ・「やまがたマナビィネット（山形県生涯学習情報提供システム）」を活用した多様な学びの情報発信

### (2) 誰もが学び続けられる環境の整備

- ・障がい者や高齢者を含む多様な県民の学びの機会の充実に向けた関係者の資質向上や好事例等の情報発信
- ・学齢を過ぎた義務教育未修了者、外国籍の人等、多様な人たちの学びの機会となる夜間中学の設置検討

## 11 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進

### (1) 社会教育機関の活性化

- ・親子での自然観察や多様な講座の開催等、生涯を通じた学びの拠点としての社会教育施設の機能充実
- ・県立図書館における県民の知的活動を支え、にぎわいの拠点となる取組みの推進
- ・県立博物館におけるデジタルコンテンツを活用した情報発信、展示・企画の充実

### (2) 社会教育人材の養成

- ・社会教育主事講習の受講の推進及び生涯教育・社会教育関係者のニーズに即した研修会等の実施

## 12 スポーツ・文化芸術活動を通じた心身の育成

### (1) 豊かなスポーツライフの実現

- ・県民スポーツフェスティバル等の開催や総合型地域スポーツクラブ（総合型クラブ）の運営支援等、生涯にわたってスポーツに親しみ、楽しむ機会の創出
- ・熱中症対策等の情報発信やハラスメントの根絶等の研修会の開催等、スポーツ実施者の安全・安心の確保の推進

### (2) アスリートの発掘・育成

- ・「YAMAGATA ドリームキッズ」等による人材発掘・育成及び指導者の研修会の開催等による指導力の向上

### (3) 文化芸術の振興

- ・文化芸術団体等との連携による地域の文化や多様な芸術活動を鑑賞・体験する機会の創出
- ・子ども・若者をはじめ幅広い世代の文化芸術活動への参加意欲の醸成
- ・民俗芸能等の伝承活動に取り組む学校や地域の活動を後押しする出前講座や研修会の実施

### (4) 文化の担い手（演じる・鑑賞する・運営する）の育成

- ・地域の文化芸術団体、住民、文化芸術施設をつなぐ役割を担う人材の育成

## ◆ 方針 II 誰一人取り残されず、誰もが続けられる学びの機会を充実する

## アクション 4 それぞれの個性を活かし尊重した学びを実現する

- 一人ひとりが違うことを前提に、多様な他者との交流による学び合いを進めそれぞれの可能性を引き出していく

## 8 特別支援教育の推進

### (1) 共生社会の形成を目指した理解啓発の推進

- ・学校行事や地域活動等における、特別支援学校等と小中高等学校等が相互理解を深める交流等の展開
- ・個別的教育支援計画等の作成と進級や進学における確実な引継ぎの推進
- ・関係機関との連携による就学前から社会参加まで切れ目なく支援する体制の構築
- ・特別支援学校及び小中学校等における医療的ケアに係る支援の充実と環境整備の推進

### (2) 小中学校等及び高等学校における特別支援教育の充実

- ・特別支援学校のセンター的機能を活用した巡回相談による、小中高等学校等における校内支援体制の充実
- ・通級による指導の充実を図るための他校通級や巡回通級の推進
- ・教員のキャリアステージに合わせた計画的・系統的な研修受講の促進等による教員の専門性の向上

### (3) 特別支援学校における特別支援教育の推進

- ・子ども一人ひとりの状況に応じたＩＣＴの効果的な活用の推進
- ・子ども一人ひとりの能力、適性や発達段階に応じた系統的・継続的なキャリア教育の展開
- ・県内4地区の就労支援コーディネーターによる就労支援の充実
- ・施設の老朽化、在籍する子どもの状況等を踏まえた施設設備の充実

# 第7次山形県教育振興計画 概要版⑤

## ◆方針 Ⅲ 社会の変化に対応した学びの環境を整える

### アクション 6 教育DXを実現する

- ICTの活用が日常化し、学ぶ場所を自由に選び、教育データを活用して、リアルな体験と組み合わせた一人ひとりにあった充実した学びを実現する

#### 13 デジタル人材の育成とICTの活用

- (1) 児童生徒のICT活用の推進
  - ・ 学校DX推進基本計画（仮称）の推進、ICT教育先進校等による実践事例等の情報提供
  - ・ 教員対象の研修会の実施や先進事例の情報発信等による教員のICT活用の指導力向上の推進
- (2) AI活用に向けた環境整備
  - ・ 学校教育におけるAI活用の進展に向けた、教育分野に特化したAIサービスに関する研究の実施
  - ・ 授業や校務での生成AI活用の事例の共有、教員のAIリテラシー向上のための研修会の実施
- (3) 遠隔教育の推進
  - ・ 他校との合同による協働的な学びの推進、県立高等学校における生徒の学習ニーズ等に応じた学習の機会の創出
  - ・ 県立高等学校における年間を通じた遠隔授業の推進と必要な機器等の整備
- (4) 教育データの分析・活用の促進
  - ・ 蓄積された教育データの可視化による児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実

#### 14 ICT環境の整備

- (1) ICT設備等の充実
  - ・ GIGAスクール構想に基づく1人1台端末や機器・設備の更新整備等、県立学校のICT環境整備の推進
  - ・ 校務系・学習系システムのネットワークの統合・高速化及び統合型校務支援システムのクラウド化の推進
- (2) ICT運用支援の充実
  - ・ 外部人材活用によるICTに関する電話・メールでの相談、直接訪問等の実施
- (3) 社会教育分野でのデジタル化の推進
  - ・ 県立博物館や県立図書館における収蔵資料等のデジタル・アーカイブ化の推進やデジタルコンテンツによる展示・企画の充実
  - ・ 県立図書館における電子書籍の充実等、非来館型の図書館サービスの向上

### アクション 7 活力あふれる学校を実現する

- 家庭や地域と役割分担しながら、外部人材の活用等により、教員が余裕と余白を持つとともに、子どもが前向きに挑戦できる環境をつくる

#### 15 指導体制の強化

- (1) 働き方改革の推進
  - ・ 「働き方改革チェックシート」を活用した自己評価の実施等、教員の働き方への意識改革の推進
  - ・ 「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づく業務適正化等の取組みの点検によるPDCAサイクルの充実
  - ・ 教員業務支援員や部活動指導員等の各種外部人材の配置充実による学校・教師の負担軽減の推進
  - ・ メンタル不調の未然防止のための研修や相談事業等、メンタルヘルス対策の充実
- (2) 教員の養成・確保の推進
  - ・ 県内教職課程認定大学等と連携し、「山形県教員『指標』」をもとにした教員養成の推進
  - ・ 大学推薦や大学3年次の特別選考、東京での採用試験の実施等、教員確保に向けた取組みの推進
  - ・ 大卒新採教員等への人員加配による空き時間の確保等、負担軽減に向けた支援の実施
  - ・ 代替教員や教員業務支援員をはじめとする支援スタッフ等の人材発掘及びマッチングの推進
- (3) 教員育成の充実
  - ・ 大学・教職大学院や地域との連携による研修、他県の学校への派遣等、教員研修の充実
  - ・ 教員研修履歴システムの活用や、管理職との研修に関する対話・面談等による教員の主体な学びの促進
  - ・ 各種教員研修のオンライン化やオンデマンド型講座の開設等、教員の研修参加環境の充実

#### 16 教育環境の整備

- (1) 県立高等学校の特色化
  - ・ 県立高等学校の特色や強みを効果的に情報発信するための訴求力のある多様な広報戦略の展開
  - ・ 学校及び地域の魅力発信等による小規模校を中心とした県立高等学校への県外生の受入れ推進
  - ・ 地域の状況等を踏まえた、特色ある学校や学科等の配置の推進
- (2) 計画的な学校施設等の整備
  - ・ 長寿命化計画に基づく早期保全による施設の長寿命化の推進
  - ・ 新築・改築等の機会をとらえた再生可能エネルギーの導入及び建物の木造・木質化等の実施
  - ・ 計画的な冷房設備の整備及びトイレの洋式化等の推進
- (3) 私立学校の振興
  - ・ 私立学校の経営環境や政府の動向を踏まえた私学助成の展開
  - ・ 授業料軽減補助による支援等、保護者の負担軽減の実施

#### 17 児童生徒等の安全確保

- (1) 安全教育の推進
  - ・ 地域や校内の安全マップ作り、AED実習等、経験に基づく学習や体験的な学習の推進
  - ・ 火災、地震、大雨、不審者対応、弾道ミサイル発射対応等、様々なケースを想定した避難訓練の実施
  - ・ 地域の実情に応じた災害の備えの確認等、地域の関係機関との連携の充実
  - ・ 防犯や交通安全、防災に関する研修会の開催等による教員の安全教育に関する指導力の向上
- (2) 学校における安全管理の推進
  - ・ 危機管理マニュアルや学校安全計画の検証・更新等による学校安全の取組みの実効性の向上
  - ・ 児童生徒の安全確保に必要な知識や危機管理の事例の研修等による教員の資質向上の推進
  - ・ 地域学校安全指導員の配置及び連絡協議会の開催等、学校・家庭・地域の連携による学校安全体制の強化

### アクション 8 家庭や地域と一体となって学びを支える

- 子どもも大人も、自分が学びたい方法で学べる場や選択肢を、社会全体で協力して支えていく

#### 18 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

- (1) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
  - ・ 地域学校協働活動推進員等を対象とした研修会の開催
  - ・ 教職員等を対象とした研修会の開催によるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の理解促進
  - ・ 学校・家庭・地域が協働して子どもの成長を支える上で重要となるPTA等の社会教育団体の活動促進
- (2) 家庭教育支援の充実
  - ・ 家庭教育講座や研修会の実施、ホームページやSNS等での情報提供による子育ての悩みや家庭教育について相談できる機会の提供等、保護者等への支援及び家庭教育支援者の育成
  - ・ 「やまがた子育て5か条」リーフレットを活用した子どもの生活習慣に関する理解促進
- (3) 地域一体となった県立高等学校の活性化
  - ・ 産業界等との連携による農業、福祉や観光等、地域全体を学びのフィールドとした教育活動の展開
  - ・ 産業系高等学校における地域産業界や高等教育機関等との連携・協働による地域のニーズを踏まえた教育課程の開発、次世代分野の研修や産業現場の実習等、実践的で質の高い産業教育の展開
  - ・ コミュニティ・スクールの活発化等、市町村と連携した高等学校の魅力化の推進

#### 19 NPO・企業・大学・地域団体等との連携・協働

- (1) 学校等と企業等との連携促進
  - ・ 子どもの育成に関わる団体や企業等の協力を得ながら、社会全体で「教育を支える文化・風土」づくりの推進
  - ・ 教育支援活動に意欲的な企業等であることの周知による、社会全体での教育活動への参画意識の醸成
- (2) 高等教育機関、自治体及び企業等との連携
  - ・ 「やまがた社会共創プラットフォーム」への参画による地域人材育成等の推進

第7次山形県教育振興計画 概要版⑥

【指標】 7教振の目標の実現に向け、主要施策の柱立てであるアクションごとに指標を設定し、取組みの進行管理を行っていきます。

◆ 方針Ⅰ 一人ひとりが自分らしく可能性にチャレンジできる学びを実現する

アクション 1 自ら考え、主体的に行動する力を育む

| No. | 指 標                                                          | 現 状 値                                      | R11 指標値                       |
|-----|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|-------------------------------|
| ①   | 国語、算数・数学の勉強が「好き」な児童生徒の割合                                     | 国小 68.1% 中 65.4%<br>算小 58.1% 数中 57.7% (R6) | 国小 70% 中 70%<br>算小 65% 数中 65% |
| ②   | 国語、算数・数学の内容が「分かる」と思う児童生徒の割合                                  | 国小 86.5% 中 82.0%<br>算小 78.3% 数中 73.8% (R6) | 国小 90% 中 85%<br>算小 85% 数中 75% |
| ③   | 「授業が、自分にあった教え方、教材、学習時間などになっていた」と思う児童生徒の割合                    | 小 85.1% 中 82.0% (R6)                       | 小 87.6% 中 84.5%               |
| ④   | 「授業や学校生活で、友達や周りの人の考えを大切にしてお互いに協力しながら課題の解決に取り組んでいる」と思う児童生徒の割合 | 小 91.4% 中 93.4% (R6)                       | 小 93.9% 中 95.9%               |
| ⑤   | 「授業中に課題の解決に向けて、自分で考え自分から取り組んでいる」と思う児童生徒の割合                   | 小 81.5% 中 82.6% (R6)                       | 小 84.0% 中 85.1%               |
| ⑥   | 地域や外部機関と連携して探究学習に取り組む小中高等学校の割合                               | R7 新規調査                                    | 小 100% 中 100%<br>高 100%       |
| ⑦   | 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合                                         | 小 81.8% 中 68.4% (R6)                       | 小 85.0% 中 70.0%               |
| ⑧   | 職場見学・職場体験等を行っている小中高等学校の割合                                    | 小 90.1% 中 97.9%<br>高 98.1% (R5)            | 小 100% 中 100%<br>高 100%       |
| ⑨   | 全国学力・学習状況調査における正答率が全国平均以上の科目数                                | 4科目中 0科目 (R6)                              | 全科目                           |

アクション2 新たな価値を創造する力を育む

| No. | 指 標                                                                            | 現 状 値                | R11 指標値         |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------|-----------------|
| ⑩   | 「自分と違う意見について考えるのは楽しい」と思う児童生徒の割合                                                | 小 74.9% 中 78.0% (R6) | 小 80.0% 中 80.5% |
| ⑪   | 「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気づいたりすることができている」と思う児童生徒の割合                       | 小 86.6% 中 88.4% (R6) | 小 89.1% 中 90.9% |
| ⑫   | 「授業で学んだことを、次の学習や実生活に結びつけて考えたり生かしたりしている」と思う児童生徒の割合                              | 小 85.6% 中 81.0% (R6) | 小 88.1% 中 83.5% |
| ⑬   | CEFR A1 レベル相当以上の英語力を取得または有すると思われる中学生及び CEFR A2 レベル相当以上の英語力を取得または有すると思われる高校生の割合 | 中 49.2% 高 55.1% (R5) | 中 60% 高 60%     |
| ⑭   | 大学や企業等と連携した起業家教育の取組みに参加した高校生の数（累積）                                             | R7 新規調査              | 200 人           |

アクション3 互いを尊重し前向きに生きる心と体を育む

| No. | 指 標                                                          | 現 状 値                        | R11 指標値         |
|-----|--------------------------------------------------------------|------------------------------|-----------------|
| ⑮   | 「自分にはよいところがある」と思う児童生徒の割合                                     | 小 84.0% 中 84.4% (R6)         | 小 86.5% 中 86.9% |
| ⑯   | 「友達関係に満足している」と思う児童生徒の割合                                      | 小 92.3% 中 90.7% (R6)         | 小 94.8% 中 93.2% |
| ⑰   | いじめの認知件数に占める、いじめが解消しているものの割合（小・中・高・特支）                       | 99.5%<br>(R4 認知分、R6.3.31 時点) | 100%            |
| ⑱   | 「地域や社会をよくするために何かしてみたい」と思う児童生徒の割合                             | 小 85.4% 中 80.8% (R6)         | 小 87.9% 中 83.3% |
| ⑲   | 高校3年生までに地域活動・ボランティア活動に参加した経験がある生徒の割合                         | 78.8% (R5)                   | 100%            |
| ⑳   | 「健康にすごすために、授業で学習したことや保健室の先生などから教えられたことを、普段の生活に役立てている」児童生徒の割合 | 小 83.2% 中 79.1% (R6)         | 小 85.7% 中 81.6% |
| ㉑   | 運動・スポーツが「好き」な児童生徒の割合                                         | 小中 88.2% (R6)                | 小中 90.7%        |

◆ 方針Ⅱ 誰一人取り残されず、誰もが続けられる学びの機会を充実する

アクション 4 それぞれの個性を活かし尊重した学びを実現する

| No. | 指 標                                                        | 現 状 値                           | R11 指標値                |
|-----|------------------------------------------------------------|---------------------------------|------------------------|
| ㉒   | 「人が困っているときは進んで助けている」と思う児童生徒の割合                             | 小 92.9% 中 91.0% (R6)            | 小 95.4% 中 93.5%        |
| ㉓   | 特別支援教育に係る校内研修を実施している小中高等学校の割合                              | 小 74.7% 中 58.3%<br>高 47.0% (R5) | 小 100% 中 100%<br>高 70% |
| ㉔   | 児童生徒の ICT 活用を指導することができる特別支援学校の教員の割合                        | 70.8% (R5)                      | 100%                   |
| ㉕   | 不登校児童生徒のうち、学校や学校外の機関等とつながりを持っている児童生徒の割合                    | R7 新規調査                         | 100%                   |
| ㉖   | 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒のうち、学校において日本語指導等特別な配慮に基づく指導を受けている者の割合 | 88.9% (R5)                      | 100%                   |
| ㉗   | 「困りごとや不安がある時に先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」と思う児童生徒の割合               | 小 66.7% 中 65.7% (R6)            | 小 80% 中 80%            |

アクション5 生涯にわたり学びやスポーツ・文化芸術活動を楽しむ

| No. | 指 標                        | 現 状 値                  | R11 指標値   |
|-----|----------------------------|------------------------|-----------|
| ㉘   | 過去1年間に月1日以上学習を行った県民の割合     | R7 新規調査                | 80%       |
| ㉙   | 公民館等で開催されている各種事業・講座等への参加人数 | 467,489 人 (R5)         | 470,000 人 |
| ㉚   | 成人のスポーツ実施率（週1回程度）          | 40.0% (R6)             | 50%       |
| ㉛   | 運動・スポーツが「好き」な児童生徒の割合       | 【㉒再掲】<br>小中 88.2% (R6) | 小中 90.7%  |
| ㉜   | 県立文化施設等の来館者数               | 1,279,180 人            | 130 万人    |
| ㉝   | 文化芸術活動に年5回以上取り組んだ小中学校の割合   | R7 新規調査                | 80%       |

◆方針Ⅲ 社会の変化に対応した学びの環境を整える

アクション 6 教育DXを実現する

| No. | 指 標                                        | 現 状 値                | R11 指標値       |
|-----|--------------------------------------------|----------------------|---------------|
| ㉞   | 授業において、PC・タブレット等の ICT 機器をほぼ毎日使用している小中学校の割合 | 小 51.4% 中 47.9% (R6) | 小 100% 中 100% |
| ㉟   | 授業に ICT を活用して指導する教員の割合                     | 79.1% (R5)           | 100%          |
| ㊱   | 教育データの可視化のシステムを活用した県立学校の割合                 | R7 新規調査              | 100%          |

アクション7 活力あふれる学校を実現する

| No. | 指 標                              | 現 状 値        | R11 指標値 |
|-----|----------------------------------|--------------|---------|
| ㊲   | 「自分の仕事にやりがいを感じている」教員の割合          | R7 新規調査      | 80%     |
| ㊳   | 半期における時間外在校等時間の月平均が 80 時間を超える教員数 | 154 人(R6 上期) | 0 人     |
| ㊴   | 健康診断時における要精密検査該当者の精密検査受診率（教職員）   | 89.9% (R5)   | 100%    |
| ㊵   | 学校管理下における事故災害で負傷する児童生徒の割合        | 7.5% (R5)    | 7.5%未満  |

アクション8 家庭や地域と一体となって学びを支える

| No. | 指 標                                                        | 現 状 値                | R11 指標値         |
|-----|------------------------------------------------------------|----------------------|-----------------|
| ㊶   | 「コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の取組みによって、学校と地域や保護者の相互理解は深まった」小中学校の割合 | 小 87.9% 中 67.7% (R6) | 小 90.4% 中 85.0% |
| ㊷   | 子どもの教育活動に参加した地域住民や保護者の人数（1校当たり）                            | 156.1 人 (R5)         | 161.6 人         |
| ㊸   | 教育活動に協力するパートナーシップ推進事業に登録した企業等の数                            | R7 新規調査              | 300             |

「第 7 次山形県教育振興計画（案）」に提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

1 意見の募集期間 令和 7 年 2 月 21 日（金）から令和 7 年 3 月 13 日（木）まで

2 意見の件数 22 名から 114 件の意見

| No. | 御意見の概要                                                                                                                                                       | 県教育委員会の考え方                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 本県では、急速に進む少子化への対応が最重要課題と考える。しっかりと対応してほしい。                                                                                                                    | 本県教育を取り巻く社会経済状況として学齢期を中心とした人口減少の加速化を捉え、遠隔教育の推進や県立高等学校の特色化など、社会の変化に対応した学びの環境を整えていくこととしています。<br>なお、学齢期人口を把握するため、人口ビジョンではなく国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口を使用しました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 2   | 高等学校も少人数学級をとりいれてはどうか。                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 3   | 山形県人口の推移は、山形県人口ビジョン（令和 7 年改訂版）（案）の数値を使用してはどうか。                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 4   | アクション 2 の内容は方針Ⅲに、アクション 7 は方針Ⅰに、アクション 8 は方針Ⅱとすれば、新たな価値を創造する力を育むことで社会の変化に対応することができ、活力ある学校を実現することで可能性にチャレンジできる学びを実現し、家庭や地域と一体になることで誰一人取り残さない学びの機会が拡充できるのではないかな。 | 方針Ⅰは学びの中身、方針Ⅱは学びの機会、方針Ⅲは学びの環境として施策の体系を整理し、主要施策の柱立てとして 8 つのアクションを設定しました。「県民みんなでチャレンジ」において、関連施策をパッケージ化するなど、施策を相互に関連づけて取り組んでまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 5   | 「Society 5.0 の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」等の資料を見やすくしてほしい。                                                                                                       | 計画の構成や紙幅の関係で資料が小さくなっているもの、掲載データや分析が限られているものがあります。詳細は以下で公表しております。<br>・Society 5.0 の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ<br><a href="https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kyouikujinzai/saishu_print.pdf">https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kyouikujinzai/saishu_print.pdf</a><br>・山形県いじめ問題審議会<br><a href="https://www.pref.yamagata.jp/700001/bunkyo/kyoiku/iinkai/kyouikuiinkai/ijimemondai/r6ijimeshingikai.html">https://www.pref.yamagata.jp/700001/bunkyo/kyoiku/iinkai/kyouikuiinkai/ijimemondai/r6ijimeshingikai.html</a><br>・「令和 6 年度全国学力・学習状況調査」結果について<br><a href="https://www.pref.yamagata.jp/700012/bunkyo/kyoiku/iinkai/kyouikuiinkai/gakutyou/r6gakutyoukekka.html">https://www.pref.yamagata.jp/700012/bunkyo/kyoiku/iinkai/kyouikuiinkai/gakutyou/r6gakutyoukekka.html</a><br>・山形県学校名鑑（県内各学校の教員数・児童生徒数・所在地等） |
| 6   | 山形県の千人あたりのいじめ認知件数が全国と比較して 2 ～ 3 倍高い状況について要因は何か。                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 7   | 山形県のいじめ重大事態が発生しているが、件数を明示してほしい。                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 8   | 令和 6 年度全国学力・学習状況調査の結果が全科目全国平均を下回っている要因は何か。                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 9   | 県内大学への進学率の推移をみると平成 31 年 4 月から低下しているがこのことの要因は何か。                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 10  | 不足している教員数の山形県の状況はどのようなになっているか。                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

| No. | 御意見の概要                                                                                                                                                                                                           | 県教育委員会の考え方                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 11  | コミュニティ・スクールの導入率は全国平均を上回るものの、地域学校協働本部の整備率は全国平均より低い状況を裏付けるデータはあるか。                                                                                                                                                 | <a href="https://www.pref.yamagata.jp/700001/bunkyo/kyoiku/iinkai/kyouiku/iinkai/chousatoukei/gakkoumeikan/gakkomeikan/meikanbacknumber/r4gakkoumeikann.html">https://www.pref.yamagata.jp/700001/bunkyo/kyoiku/iinkai/kyouiku/iinkai/chousatoukei/gakkoumeikan/gakkomeikan/meikanbacknumber/r4gakkoumeikann.html</a> |
| 12  | 県民誰もがライフステージに応じて楽しめるスポーツ環境の整備を進めることについて現状と課題を記載してほしい。                                                                                                                                                            | ・山形県スポーツ推進計画<br><a href="https://www.pref.yamagata.jp/020076/bunkyo/bunka/sports/sports-suishinkoukeikaku.html">https://www.pref.yamagata.jp/020076/bunkyo/bunka/sports/sports-suishinkoukeikaku.html</a>                                                                                                             |
| 13  | グラフ・表に附番してほしい。                                                                                                                                                                                                   | なお、図表は参照する本文近傍に掲載していることから前計画同様番号を付しておりません。                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 14  | 目標について、「ウェルビーイング」「多様性」「持続可能な社会」は、県民がイメージしやすくしてほしい。(ほか同種の意見6件)                                                                                                                                                    | ウェルビーイングは、政府の教育振興基本計画にも掲げられている考え方です。県教育振興計画については、政府の計画を参考にして作成することとされていることから、ウェルビーイングの定義についても、「ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。」とする政府の計画と同義です。また、人づくりという表現は第6期計画と同じです。                                            |
| 15  | 目標の「人づくり」という表現について、様々な解釈がなされ、子どもたちが、社会の都合のいいように教育によって作られてしまう印象を与えかねないので、「未来創造」「個の成長支援」「学びの推進」としてはどうか。                                                                                                            | ウェルビーイングを目指すためには、互いの個性や価値観を認め合いながら、県民一人ひとりが社会全体の幸福に関わる当事者として、持てる力を活かし前向きにチャレンジすることが重要であり、こうした取り組みを続けることで持続可能な社会の実現につながるものと考えます。                                                                                                                                                                                       |
| 16  | ウェルビーイングを目指すため、「個々の幸せだけでなく、社会が幸せを感じられるよう」とあるが、まず個々が幸せである状態が作れないと幸せな社会にはならず、「社会が幸せを感じられる」を目指すとする全体主義のように感じはしないか。(ほか同種の意見2件)<br>ウェルビーイングの実現に、「挑戦(チャレンジ)」していることが重要について、もっと説明がほしい。<br>政府の教育振興基本計画とウェルビーイングの意味合いが同じか。 | ウェルビーイングが実現した社会の姿として「目指す社会」を示し、その具体的な行動や考え方を、子ども、大人・家庭、地域、企業等、それぞれの主体ごとにメッセージとして例示するとともに、県民の皆様に向け「県民みんなでチャレンジ」としてお示しするなど、それぞれの記載の場面におけるわかり易さに配慮して記載しております。                                                                                                                                                            |
| 17  | 県民の皆様へ(メッセージ)について、例示とはいえ「目指すべき行動や考え方」と言い切ると統制されたように感じはしないか。                                                                                                                                                      | いずれにしても、県民の皆様一人ひとりが自分事としてとらえて頂くことが大切ですので、今後、動画やSNSの活用、ワークショップの開催など通して御理解いただけるよう、丁寧に取り組んでまいります。                                                                                                                                                                                                                        |
| 18  | 県民みんなでチャレンジの「子どもたち」「家庭」「地域の大人」と県民の皆様へ(メッセージ)の「保護者、家庭の皆様」「地域、企業・NPOの皆様」を整理してほしい。                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

| No. | 御意見の概要                                                                                                     | 県教育委員会の考え方                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 19  | 企業の文言について、企業ではなくより幅広い意味のある事業者にすべき。地域は土地の区域を指し、地域社会は一定の地域の間人関係によって結ばれる社会であることから、地域社会とした方がよいのではないかな。         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 20  | デジタル教科書について、取り入れようとする理由が知りたい。                                                                              | 平成 31 年に施行された「学校教育法等の一部を改正する法律」等の関係法令によると、「学習指導要領を踏まえた『主体的・対話的で深い学び』の視点からの授業改善や障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、一定の基準の下で必要に応じ紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用することができる」とされており、文部科学省では、令和 6 年度から全ての小中学校等を対象に、小学校 5 年生から中学校 3 年生に対して、英語のデジタル教科書を提供しています。                                                                |
| 21  | 全国学力・学習状況調査等は競争のための調査ではないので、点数を上げるためのプレッシャーをかけないでほしい。また、「確かな学力＝全国学調での好成績」という考え方にならないようにしてほしい。(ほか同種の意見 2 件) | 「全国学力・学習状況調査」は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することによって、国や全ての教育委員会における教育施策の成果と課題を分析し、その改善を図ること、学校における個々の児童生徒への教育指導や学習状況の改善・充実等に役立てること、こうした取組みを通して、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的に実施しています。県教育委員会では、学力と学習・生活状況の両面から「良さと課題」「対策」をセットにして丁寧に分析を行い、適切な情報を迅速に各市町村教育委員会や学校に還元し、引き続き確かな学力の育成に向けた授業改善に努めてまいります。 |
| 22  | 全国学力・学習状況調査の各科目の正答率の向上を目指すのではなく、生きていくために必要な考える力を付けてほしい。                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 23  | これまでの教育振興計画でアクションプランを作成し長く取り組んだにも関わらず学テの結果があがらないということは根本の施策が違うのではないかな。                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 24  | 教育山形「さんさん」プランについて、山形県の重要な施策であり、更に発展させてほしい。(ほか同種の意見 4 件)                                                    | 教育山形「さんさん」プランについては、きめ細かな指導の充実により、子ども一人ひとりの能力を最大限に伸ばし、「わかる授業」や「いじめや不登校のない楽しい学校」の実現に向けて、少人数学級編制や小学校低学年副担任制、別室学習指導教員の配置、特別支援学級における学級編制基準の引き下げ等、教育環境の改善に向けた取組みを実施してきました。今後も、政府の定数改善の動向や本県の教育課題等を踏まえながら、よりよいプランのあり方を検討していきます。                                                                                          |
| 25  | 「県内高等学校から県内の大学への進学を推進します」                                                                                  | 県の教育・進学等への経済的な支援としては、政府の制度も活用しながら                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

| No. | 御意見の概要                                                                                                 | 県教育委員会の考え方                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | とあるが、そのための奨学金等を拡充し、山形県の将来を担う人材の確保に投資していくことは必要だと思う。                                                     | ら、各教育段階において経済的困難を抱える家庭等に対して就学支援・援助を実施しております。高等学校においては、授業料を支援する就学支援金制度や授業料以外の教育費負担を軽減するための奨学金事業等を実施するとともに、高等学校等の中途退学者の学び直しの支援として高等学校等に再び入学する場合の授業料負担の軽減等を行っております。<br>その他、各自治体や団体等の奨学金事業もありますので、有効にご活用いただけるよう機会を捉えて周知してまいります。                                                                                                                                               |
| 26  | 公立高校の入学試験にD A方式を取り入れ、複数の志望校に出願できるようにしてほしい。                                                             | 来年度の公立高等学校入学者選抜より、全ての公立高等学校において前期選抜と後期選抜の2回の受検機会を設けるとともに、W e b出願システムを導入することとしております。今後も、公立高等学校の入学者選抜の在り方について適宜検討してまいります。                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 27  | 中学受験は親の貧富の差が大きく影響するため、不公平であり、公平なやり方を模索してほしい。                                                           | 本県の中高一貫校の設置のねらいは、6年間の計画的・継続的な指導を通して、生徒の個性や創造性をより伸長することが期待できる中等教育のもう一つの選択肢を提供することにより、教育環境の充実を図ることにあります。入学者の選抜における適性検査の問題については普段の学習からの出題としており、これまでも、小学生及び保護者対象の学校説明会などにおいて、特別な準備や取組み等は必要ない旨の説明をしています。今後も重ねて説明し、過度な受験競争とならないよう配慮していきます。                                                                                                                                      |
| 28  | 小学校段階からの系統的な外国語教育について、外国語教育とは英語のことか。                                                                   | グローバル社会の人材育成においては、コミュニケーションを伴った実践的な語学力の育成は重要であり、英語の授業を中心に、外国語指導助手（A L T）や地域に在住する外国人、地域の外国語教育に携わる人材等との連携やI C Tの活用を図ってまいります。<br>また、意欲のある生徒に対して英語力の発表の機会を提供してまいります。<br>さらに、多文化共生に関する学習の展開については、道徳や特別活動、総合的な学習・探究の時間等において、多文化共生に必要な資質・能力を育成するとともに、大学の留学生や地域に在住する外国人の方々等との交流、海外とのオンラインによる交流等、実体験の機会が必要であると考えており、予算措置や人材確保策はもとより、他部局、外部団体等との連携を進めるなど、学校の実態や状況等に応じて工夫して進めてまいります。 |
| 29  | 外国語教育の充実について、「英語ディベート大会や英語弁論大会等への参加を促す」とあるが、授業の中で充分であり、大会は必要ないのではないか。                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 30  | 多文化共生に関する学習の展開について、「大学の留学生や地域に在住する外国の方々等との交流を推進」とあるが、学校での単発的なイベントではなく、交流等の場が日常的となるよう地域主体での実施が良いのではないか。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 31  | 「オンラインによる外国人講師との英会話体験等による交流」とあるが、各学校の工夫による実施とならないよう県で予算や人材を確保してほしい。                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

| No. | 御意見の概要                                                                                                                                                     | 県教育委員会の考え方                                                                                                                                     |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 32  | C E F R B2の中学校英語担当教員が全国平均との差が大きい状況は、中学校から本格的に英語学習に取り組む生徒の英語理解力への影響が大きいことから、中学校英語教員の資質向上を図ってほしい。(ほか同種の意見2件)                                                 | 方針Ⅰ、アクション2において、教員を対象とした英語資格・検定試験の受験の奨励等、教員の英語力向上を図ることとしております。                                                                                  |
| 33  | 有機農業を推進することで土地、土が元気になり、人の健康につながり、結果として医療費問題にも大きく貢献する。ウェルビーイングとなりみんなが幸せな社会作りをお願いしたい。山形県内で自給自足が叶うことで健康、経済、ともに強い県になると思う。                                      | 農業に関する学習は、地域の協力を得ながら、小中学校の総合的な学習の時間や農業科を有する高等学校等を中心に実施されております。今後、地域と連携しながら、農業をはじめ、福祉や観光等も含めて、地域の特色を生かした教育活動を推進してまいります。                         |
| 34  | 教育支援活動に意欲的な企業等であることを県民に広く周知し、社会全体で教育活動に参画していく意識の醸成を図るとは、具体的にどのようなことか。                                                                                      | 教育活動に意欲的な企業の認証制度を創設し、情報サイトを通して周知するとともに、学校と結びつける取組みを進めることとしています。                                                                                |
| 35  | 職場体験について、受け入れる側が教育の一環としての趣旨を理解し、子どもを受け入れてほしい。                                                                                                              | 職場体験については、受け入れる企業が教育の一環としての趣旨を理解できるよう教育支援活動に意欲的な企業等の情報について周知する等、社会全体で教育活動に参画していく意識の醸成を図ります。                                                    |
| 36  | 山形県民の歌「最上川」・スポーツ県民歌「月山の雪」等をもとに、郷土への誇りや愛着の醸成を推進とあるが、モンテディオ山形の勝ち関の歌「スポーツ県民歌 モンテディオ山形バージョン」がサポーターに歌われており、秋田ノーザンハピネッツのホームゲーム名物が「県民歌斉唱」となっているだが、このようなことは推進されるか。 | 県民の歌や県スポーツ県民歌は県ホームページで公開し、県民の皆様に様々な場面で、子どもから大人まで幅広い世代に親しんでいただきたいと考えております。                                                                      |
| 37  | 「質の高い道德教育の展開を推進」とあるが、「質の高い道德教育」とはどのようなイメージか。                                                                                                               | 道德教育の推進に当たっては、答えが一つではない道德的な課題を一人ひとりが自分自身の問題としてとらえ向き合う「考え、議論する道德」への質的な転換が求められていることから、問題解決的な学習や体験的な学習による道德指導の実践事例の共有等により「考え、議論する道德」の充実を図ってまいります。 |
| 38  | 読書活動の充実の取組みの中には、乳幼児期の本の読み聞かせも含むのか。                                                                                                                         | 読書活動の充実における子どもの発達段階に応じた個別最適な読書活動には、家庭や地域などでの乳幼児期の本の読み聞かせも含まれます。                                                                                |
| 39  | 部活動については、どこで(誰が)担っていくのかや地域移行の内容等も記載してほしい。(ほか同種の意見2件)                                                                                                       | 方針Ⅱ、12 スポーツ・文化芸術活動を通じた心身の育成において、部活動改革を踏まえた地域スポーツの推進体制の整備に向け、民間支援組織                                                                             |

| No. | 御意見の概要                                                                                                                     | 県教育委員会の考え方                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |                                                                                                                            | との連携やシンポジウムの開催、地域人材の確保を図ることとしています。部活動の地域移行等を含めた部活動改革については、現在文部科学省の有識者会議において、令和８年度以降の改革の在り方が議論されており、ガイドラインの改訂も予定されております。県としましては、その改訂を踏まえ、新たな方向性を示すとともに、引き続き、各自治体と情報共有を図りながら改革を進めてまいります。                                                                                                                                                                                                        |
| 40  | 児童生徒の意見に基づく活動・取組みの推進について、地域の取組みの好事例は教員だけが共有するのではなく、県民全体への周知とすべき。(ほか同種の意見２件)                                                | 児童生徒の意見に基づく活動・取組みの推進に当たっては、各自治体の「こども会議」等、地域の取組みの好事例について、教員対象の研修会をはじめ、社会教育や家庭教育の研修会等において情報を提供するなど、県民全体への理解促進を図ってまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 41  | ハザードマップの確認や災害時の備えの確認、実践的な避難訓練等は学校周辺や児童生徒の自宅周辺のハザードマップの確認や実践的な避難訓練等を実施する場合、各学校の置かれた地形的特徴に即した避難計画を各学校で作成し地域社会と共有しているとの理解でよい。 | 「学校の危機管理マニュアル作成の手引」において、「家庭・地域・関係機関と連携して児童生徒等の安全を確保する体制を整備するとともに、協働して危機管理マニュアルの作成や避難訓練等を行う」こと等が位置付けられています。                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 42  | 共生社会の形成を目指した理解啓発の推進について、個人に必要な「合理的配慮」が提供されるため、乳幼児期から、地域社会や障害のない者の保護者、教職員の理解と協力、教職員の体制整備に努めてほしい。                            | 障害者差別解消法施行に伴い、県では全県民対象の「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」を制定し、この条例等も踏まえながら、様々な場面で「障害者差別解消法」や「合理的配慮」について周知啓発を図ってきました。その中で機会を逃さず取り上げながら周知に向けて取り組んできたところです。今後も、インクルーシブ教育システム構築の考え方に基づき、各校において適切な合理的配慮の提供がなされるよう、市町村教育委員会とも連携し、発達障がい支援セミナー等の研修会や各種協議会等で随時取り上げ、リーフレット等も活用しながら周知に努めていきます。併せて、個別の教育支援計画に合理的配慮を明記し、支援に係る情報の共有と引継ぎを促進するとともに、具体的な対応については特別支援学校のセンター的機能を活用していただく等しながら、より一層共生社会の基盤づくりに努めていきます。 |
| 43  | 全国に先駆けて柔軟な合理的配慮を受けられる県として指針が定めてほしい。                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 44  | ＩＣＴ活用による学習支援について、個々の状況に応じた柔軟なＩＣＴ活用を推進し、近視や遠視の人が眼鏡を使用しても違和感がないような誰もが適切な教育を受けられるように体制を整えてほしい。                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 45  | 学校においてＩＣＴを活用するのであれば、高校受験における合理的配慮としてＩＣＴ活用を進めるべき。                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 46  | 高校受験だけでなく、進学後も合理的配慮を受けられ、経済的負担への補助もしてほしい。                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

| No. | 御意見の概要                                                                                                                                                                                                                                                            | 県教育委員会の考え方                                                                                                                                                                                                                         |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 47  | 発達検査の結果について、子どもの発達特性を理解し、適切な支援につなげるためにも、検査結果は保護者に必ず届ける仕組みしてほしい。                                                                                                                                                                                                   | 発達検査の結果について、内容等を保護者と共有することは、適切な支援につなげるためにも必要なことと考えておりますので、市町村教育委員会や関係部局とも情報共有しながら、引き続き支援を要する児童生徒や保護者のニーズに応じた支援の促進を図ってまいります。                                                                                                        |
| 48  | いじめ不登校などに関する対策、「学校に行っている子」が切り離され分断を生み出す支援教育の現状、発達障害のこどもたちがなぜ学級で学ぶにくさを感じているのか、不登校の子供たちが高校や就職でドロップアウトする経緯など、学校現場の声を反映してほしい。                                                                                                                                         | 計画では、方針Ⅱにおいて、「誰一人取り残されず、誰もが学び続けられる学びの機会を充実する」として、それぞれの個性を活かし尊重した学びの実現に向け、学校、家庭、地域が連携・協力しながら取り組むこととしています。                                                                                                                           |
| 49  | 少子化にも関わらず発達障害、不登校の増加に対してどのように対策するのか。S CやS S Wを増やすことは対策ではない。                                                                                                                                                                                                       | 具体的には、不登校児童生徒の多い小中学校への学習支援員の配置や、学習支援や居場所づくりのために市町村が設置している教育支援センターの環境整備、学校と児童生徒の自宅をオンラインでつなぐ遠隔授業実施への支援等に取り組んでまいります。                                                                                                                 |
| 50  | 子どもの状態を継続的に把握できるよう引き継ぎを徹底する仕組みや、できる限り同じカウンセラーが長く関われる体制を整えてほしい。                                                                                                                                                                                                    | また、学校とフリースクール、関係機関が相互に連携・協力して子どもを支えるためのネットワークづくりを進めていくとともに、フリースクールを利用する家庭に対する利用料の一部支援を行っていく予定です。                                                                                                                                   |
| 51  | 様々な事情を持つ子どもへの対応について、未然防止の言葉から学校復帰や学校に通うことが前提のように読める。「教育機会確保法」にある「学校に登校するという結果のみを目標とせずに」を記載すべき。(ほか同種の意見2件)                                                                                                                                                         | さらに、仮想空間「メタバース」を活用した学習相談会や社会科見学などの学習支援を行い、子どもの興味関心を引き出しながら、少しでも社会との繋がりを保てるようにしたいと考えております。                                                                                                                                          |
| 52  | 現在の不登校対策には前向きな要素もあるが、すべての子どもが、経済的・社会的な障壁なく、自分に最適な学びの場を選べるようにすべき。(ほか同種の意見2件)<br>主な提言<br>・代替教育は公立学校と同等に完全に公費負担されるべき(部分補助では不十分)<br>・資金支援は非営利団体を対象にし、営利目的の運営を防ぐべき<br>・子どもは学校で「失敗」しなくても代替教育を選べる権利を持つべき<br>・学校がすべての子どもにとって安全な場とは限らない<br>・フリースクールなどは「学校復帰のための場」とされるべきではな | これら不登校対策と不登校児童生徒への対応につきましては、いわゆる「教育機会確保法」をはじめ、文部科学省の「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」や通知等に基づいて進めておりますが、今後とも、こうした法令に基づく施策を講じるとともに、政府の動向を注視しながら、市町村教育委員会や関係部局と連携し、不登校となっている児童生徒に寄り添い、一人ひとりの状況やニーズに応じた学びや居場所づくりに引き続き取り組んでまいります。 |

| No. | 御意見の概要                                                                                                                                                                                                                                                                         | 県教育委員会の考え方                                                                                                                                                                                               |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての保護者が代替教育の情報を早期に受け取るべき</li> <li>・フリースクールなどの卒業資格や学歴が公的に認定されるべき</li> <li>・高校・大学への進学ルートを整備し、代替教育の子どもが不利にならないようにするべき</li> <li>・学校外で学ぶ子どもたちのためのメンター・支援ネットワークを強化すべき</li> <li>・「すべての子どもは学校に行くべき」という前提を見直し、教育の多様性を認めるべき</li> </ul> |                                                                                                                                                                                                          |
| 53  | 不登校の児童生徒が増えており、学校において子どもが通える条件を増やす手立てを講じたり、フリースクール等に通えるための援助をしたりしてほしい。                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                          |
| 54  | 外国人の子どもへの対応について、第4次山形県総合発展計画後期実施計画の＜外国人児童生徒への教育支援の充実＞にある、「日本語指導を行う教員や支援関係者等との連携による外国人児童生徒の学校生活への適応指導や支援の充実」、「地域コーディネーターの配置による学校で日本語指導が必要な児童生徒を支援する体制の構築」「インターナショナルスクールの誘致の検討など、外国人児童生徒の教育環境の充実」は、7教振に盛り込まないのか。                                                                 | <p>方針Ⅱ、アクション4の9 様々な事情を持つ子どもへの対応の中で、外国人の子どもへの対応として、実態やニーズを把握し、学校生活への適応や日本語の習得に向けた支援等について、市町村教育委員会と連携し、指導・支援を促進することとしております。</p> <p>なお、ご指摘の取組みにつきましては、他部局の取組みが含まれることから、上記に包含して記載しておりますが、連携して取り組んでまいります。</p> |
| 55  | 夜間中学を早期に設立してほしい。                                                                                                                                                                                                                                                               | 夜間中学の設置については、現在、文部科学省職員による説明や他県の状況調査等により情報収集を進めており、今後、設置に向けた具体的な検討を進めてまいります。                                                                                                                             |
| 56  | 県民誰もがライフステージに応じて楽しめるスポーツ環境の整備について、年齢や体力に関係なく楽しむことができるニュースポーツの紹介や体験ができるような取り組みを行ってほしい。                                                                                                                                                                                          | スポーツ活動を通じた心身の健康の保持・増進に向けて、「山形県スポーツ・レクリエーション祭」の開催等を通して、県民誰もがライフステージに応じて楽しめるスポーツ環境の整備等を図ってまいります。                                                                                                           |
| 57  | 家庭の事情によらず、文化・芸術・スポーツなどの体験ができるようにしてほしい。                                                                                                                                                                                                                                         | 文化芸術団体や大学・市町村等との連携により、地域の文化や多様な芸術活動を鑑賞・体験・発表する機会を創出する等、県民誰もが生涯を通して様々な人々との出会いを通して学びあい、文化芸術に触れ、参加し、創造することができる環境の整備を図ります。                                                                                   |

| No. | 御意見の概要                                                                                                                        | 県教育委員会の考え方                                                                                                                                                         |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 58  | 学校D X推進基本計画（仮称）とはどのような内容を決めるものか。                                                                                              | デジタル人材の育成やI C T環境の整備等、教育D Xの実現に向けた取組みを令和7年度中に取りまとめる予定としているものです。                                                                                                    |
| 59  | 計画の多くの箇所にI C T活用推進に関する内容が盛り込まれているが、I C Tの活用をすれば必ず効果が上がるという勘違いが起きないか懸念する。効果があるものにI C Tを活用し、タブレットの強制使用とならないようにしてほしい。（ほか同種の意見2件） | 「令和の日本型学校教育」を構築する上で、学校教育の基盤的なツールとしてI C Tは必要不可欠なものであるとされています。<br>教育データの活用は、1人1台端末の活用による蓄積された教育データの可視化等により児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実や働き方改革の推進につながる等、様々な効果が期待されます。       |
| 60  | 教育D Xの実現にはタブレット端末やパソコンの使用が大切だと思うが、五感を使って学ぶ中で、考える力を育むことを大事にしてほしい。                                                              | 1人1台端末の活用に当たっては、I C Tを活用することが目的ではなく、目指す資質・能力を育成する上での手段であることに留意しながら、家庭学習での使用も含め、推進してまいります。                                                                          |
| 61  | 教育データの分析・活用の推進について、端末の使用が強制されていく懸念が生じる。また、端末の定期的な更新も不可欠であり、学校現場ではタブレットの故障が頻発しており、修理もままならない状況への対応は急務である。                       | なお、必要な予算は、政府の補助金を活用しながら、学校設置者において措置することとなります。                                                                                                                      |
| 62  | 児童生徒の1人1台端末は家庭学習でも使用する端末か。家庭で使用する場合、Wi-Fi環境は家庭でも確保されているのか。                                                                    |                                                                                                                                                                    |
| 63  | I C T支援員等の人員配置についての現状、及び人材育成・確保の計画や方針があれば教えてほしい。                                                                              | 県立学校ではG I G Aスクール運営支援センターにおいて、計画的な学校訪問を予定しており、市町村立小中学校については、これまで、多くの学校設置者である市町村が政府の財政措置を活用するなどしてI C T支援員等の人材配置を進めてきました。今後も、引き続き、市町村との情報共有等連携しながら、適切な人材活用に努めてまいります。 |
| 64  | 県内各地域のI C T環境整備に関する実態などがあれば、教えてほしい。                                                                                           | 県立学校における主な整備としては、これまでに全普通教室への無線LANの設置を完了し、現在、特別教室等への無線LANを拡張しているところです。市町村立小中学校については、学校設置者である市町村がそれぞれの判断で整備を進めているところです。                                             |
| 65  | 校務のD X推進・I C T支援体制として、教員向け研修など、現行及び今後の方針などあれば教えてほしい。                                                                          | 県内教員向け研修としては、授業におけるI C T活用講座、校務D X講座、情報活用能力を育む授業づくり講座等を開講してきました。今後は、教員の活用レベルに応じた研修会の実施や先進的な事例の情報発信により、教員のI C T活用の指導力向上を推進します。                                      |
| 66  | 地域特性を踏まえた独自のD X活用方法については、どのように検討しているのか。                                                                                       |                                                                                                                                                                    |

| No. | 御意見の概要                                                                                                                                               | 県教育委員会の考え方                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 67  | 校内ネットワークおよび通信環境について、1 G b p s を超える回線など、将来的な増強の検討やWi-Fi 環境整備についての考え方を教えてほしい。                                                                          | なお、デジタル人材の育成やI C T環境の整備等、教育D Xの実現に向けた今後の取組みについては、令和7年度中に学校D X推進基本計画（仮称）を取りまとめる予定としております。                                                                                                                                                                        |
| 68  | 大規模校の一斉接続や小規模校のきめ細かいI C T活用等の課題への対応を教えてほしい。                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 69  | 「教育分野に特化したA I サービスに関する研究を推進」とあるが、どこで（だれが）行うのか。学校では実現不可能であり、予算や人材を確保し、企業も含めて進めてほしい。（ほか同種の意見2件）                                                        | 日々進化する生成A I を授業や校務において活用することで、児童生徒の情報活用能力の向上や校務の効率化等が図られるものと考えます。<br>教育分野に特化したA I サービスに関する研究は、県教育委員会が主体となり、企業等と連携して行う予定です。研究によって得られた成果や最新情報等については、市町村教育委員会や学校とも共有いたします。<br>教員研修については、オンライン化やオンデマンド型講座の開設等、教員が参加しやすい環境を整備します。<br>なお、必要な予算は、学校設置者において措置することとなります。 |
| 70  | 「教員のA I リテラシー向上のための研修会を実施」とあるが、その後として、ソフトの整備やそれに耐えうるP C等の整備への予算が必要である。また、研修を受ける時間的な余裕があるのか。                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 71  | 指導体制の強化における教員の働き方について、「意識」改革の推進と記載されているが、「意識」はもう既に高く持ち、精選できるものはしているが全職員定時退勤できていない現状がある。新たなものを増やすばかりではなく、増やした分は減らす、「業務量削減」に関する改革を盛り込んでほしい。（ほか同種の意見2件） | 教職員が安心して本務に集中し、志気高く誇りを持って児童生徒に向き合うことができるようにするため、働き方改革の推進は重要です。<br>教職員一人ひとりの意識改革だけでなく、学校・教師が担う業務に係る3分類に基づく業務適正化や、教員業務支援員や部活動指導員、スクールカウンセラーの配置充実等外部人材との連携・協働、さらにはI C Tの活用による校務効率化など、学校・教師の負担軽減を推進してまいります。                                                         |
| 72  | ゆとりをもって授業の準備ができる、子どもたちと向き合う時間が確保される、仕事としても働きやすい環境に改善されるよう、教職員を増員してほしい。                                                                               | 教員業務支援員や部活動指導員、S C等の配置充実等、外部人材との連携・協働による学校・教師の負担軽減を図るとともに、適性のある人材を幅広く確保するための教員採用試験の工夫、改善等により、教員の確保を図ってまいります。                                                                                                                                                    |
| 73  | 県立高等学校の特色化・県立高等学校の特色を時代に即し必要な変革を生徒に魅力のあるものにする必要であり、公立高校も特色のあるカリキュラムと施設・設備の充実をしてほしい。                                                                  | 時代の変化に対応した県立高等学校の魅力化・特色化を図るとともに、地域の状況等を踏まえて、特色ある学校や学科等を配置してまいります。<br>また生徒が安全・安心な環境で学べるよう、適切な学校施設の維持管理と計画的な整備を実施してまいります。                                                                                                                                         |
| 74  | 児童生徒等の安全確保の防犯や交通安全を取り上げているが、S N Sの危険性について周知や自転車により児童生徒が加害者となることの注意喚起をしてほしい。                                                                          | 全ての児童生徒が安心して主体的に活動できるよう生徒指導の充実を図るとともに、生活安全・交通安全・災害安全等の安全に関する知識をもとに、自ら自分の身を守るよう安全教育を推進します。                                                                                                                                                                       |

| No. | 御意見の概要                                                                                                                                                | 県教育委員会の考え方                                                                                                                                                                                                              |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 75  | いじめへの対応として、犯罪行為に該当する場合もあるので、その場合は直ちに警察の介入が必要ではないか。                                                                                                    | また、いじめへの対応やネットトラブル防止、交通安全等に向け、警察等の関係機関はじめ、学校、家庭、地域が連携し、組織的かつ迅速に対応します。                                                                                                                                                   |
| 76  | 地域の積極的な支援によるコミュニティ・スクールの活発化等、市町村と連携した高等学校の魅力化の推進について、実践的で質の高い産業教育の学科の創設とこれに資するカリキュラムの創設で産業系高等学校の進学率向上と地域にある産業系高等学校を住民・生徒が理解することに資することから積極的に事業を行ってほしい。 | 産業系高等学校においては、地域産業界や高等教育機関等との連携・協働により、地域のニーズを踏まえた教育課程の開発を図るとともに、次世代分野の研修や産業現場の実習を実施する等、実践的で質の高い産業教育を展開してまいります。<br>また、地域の積極的な支援によるコミュニティ・スクールの活発化等、市町村と連携した高等学校の魅力化を推進してまいります。                                            |
| 77  | 保護者は共働き世代が多く、時間も手間も割けず、金銭的な猶予もあまりないので、保護者に対してもケアや研修の機会を設けるといったことが大切だと思う。                                                                              | 家庭教育支援としては、よりよい子どもの成長を目的とした家庭教育講座や研修会の実施、ホームページやSNS等による情報提供、気軽に子育ての悩みや家庭教育について相談できる機会の提供等、保護者等への支援と家庭教育支援者の育成の両面から、家庭教育支援の充実を図ってまいります。また、保護者向け研修会等において、「やまがた子育て5か条」リーフレットを活用し、子どもの生活習慣に関する理解促進を図ってまいります。                |
| 78  | 「やまがた社会共創プラットフォーム」における取組みは積極的に推進してほしい。<br>また、県外の大学等の高等教育機関に進学した学生にも開かれたものとして、県内の企業等に情報を得ることで県内就職につながる取組みとしてほしい。                                       | 県内の高等教育機関、産業界等及び自治体が連携する「やまがた社会共創プラットフォーム」に参画し、地域人材育成等の取組みを推進します。<br>また、県内で活躍する人材の育成に向け、将来の県内産業を支える担い手づくりに向け、地域企業と連携したセミナーや企業見学等を実施し、県内就業を推進します。                                                                        |
| 79  | 全方位型のイメージ重視の提案ではなく、一つひとつの事業の具体性を確保し、実現可能な計画を策定することが大切ではないか。短期、中期、長期として、何をどう実現していくかの視点がない。どの程度目標が達成されたかを検証される予定はあるか。また、今までの計画は達成されてきたのか。               | 計画については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、毎年度、「教育に関する事務の管理及び執行状況」の点検及び評価を行い、評価の結果を公表することとされ、併せて、教育委員会は、点検及び評価を行うに当たり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされており、これまでの計画でも同様です。<br>・教育に関する事務の管理及び執行状況」の点検及び評価報告書の公表                       |
| 80  | 「教育に関する事務の管理及び執行状況」の点検及び評価を行うに当たり、教育に関し学識経験を有する者とはどのような人材を想定しているか。                                                                                    | <a href="https://www.pref.yamagata.jp/700001/bunkyo/kyoiku/gakkoukyouiku/19tenkenhyoka.html">https://www.pref.yamagata.jp/700001/bunkyo/kyoiku/gakkoukyouiku/19tenkenhyoka.html</a><br>本県では、来年度「第7次山形県教育振興計画推進委員会（仮称）」を |

| No. | 御意見の概要                                                                                                 | 県教育委員会の考え方                                                                                                                                                                         |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 81  | 「教育に関する事務の管理及び執行状況」の点検及び評価を行うに当たり、こども基本法第 11 条にあるこども施策に対するこども等の意見の反映される仕組みは担保されているか。                   | 設置する予定です。人選は今後ですが、大学の教員や企業関係者、学校関係者などを想定しています。<br>この評価にあたっては、計画の目標の実現に向けた、教育行政の主要施策の柱立てであるアクションごとに指標を設定し、取組みの進行管理を行うこととしております。                                                     |
| 82  | アクションごとに「指標」が示されているが、数値や数値設定自体の妥当性、年度ごとの目標値設定の必要性などに疑問がある。指標を数値で示すのはとりやめるか、明らかに数値で示すべきものに厳選してほしい。      | 各アクションの指標は、その実現したい姿を示すに不可欠なものを厳選して設定した結果、前期第 6 次計画（後期計画）から継続する指標は 12 項目、新たに設定した項目は 30 項目となっています。なお、前期計画は全 42 項目に対し、本計画も全 42 項目です。                                                  |
| 83  | 県内大学への進学や県内への就業について、指標として設定しないのか。                                                                      | 子ども等の意見につきましても、子どもからのアンケートを基にした指標を活用するほか、来年度、子どもを含むワークショップ等を開催し、直接意見をいただく予定です。                                                                                                     |
| 84  | C E F R B 2 の中学校英語担当教員が全国平均との差が大きい状況を課題として取り上げていたが、このことについて指標を設けないのか。                                  | 今後、点検及び評価の結果を次年度以降の取組みに反映させるとともに、社会経済情勢が大きく変化する等の場合においては、計画内容の見直しを含め、柔軟に対応します。                                                                                                     |
| 85  | グローバル社会の人材育成について、指標は設けないのか。                                                                            |                                                                                                                                                                                    |
| 86  | S T E A M 教育の推進と起業家教育(アントレプレナーシップ教育)の展開について、指標を設けないのか。                                                 |                                                                                                                                                                                    |
| 87  | 数値を上げるため、教員にプレッシャーを与えれば、子ども達の意欲を損ねる可能性もある。全国学力・学習状況調査の指標の「平均点以上」には価値を置かないでほしい。(ほか同種の意見 3 件)            |                                                                                                                                                                                    |
| 88  | 概要版は、情報の整理や視覚的伝え方の工夫が必要であり、家庭向けプリンタで標準的な A 4 で作成すべき。広く県民に知らせるという役割を考え、誰も取り残さないデザインとしてほしい。(ほか同種の意見 2 件) | 計画の内容が多岐にわたることから、現在の概要版及び本体冊子の体裁となっておりますが、県民一人ひとりが自分事として取り組む方向性において、より一層、県民に直接伝わる周知等が重要であります。今後、わかりやすく手に取ってもらえる紙媒体（リーフレット）等の作成や SNS の活用、地域でのワークショップの開催等により、広く県民に対して計画の周知を図ってまいります。 |
| 89  | 使用する文字フォントは、誰もが読みやすいように、明朝・ゴシックではなく、UDフォントが望ましい。                                                       | 概要版及び本体冊子の文字フォントについては、基本的に UD フォントを使用することとしました。                                                                                                                                    |
| 90  | P D F では音声読み上げが上手いかわからないかと思われ                                                                          | 山形県ホームページの音声読み上げ機能を活用し、視覚障がいの方にも                                                                                                                                                   |

| No. | 御意見の概要                                                                                                                                                       | 県教育委員会の考え方                |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
|     | るが、視覚障害者の方の情報保障は行われているのか。                                                                                                                                    | ご理解いただけるよう進めてまいります。       |
| 91  | 「就労支援コーディネーター」、「山形県公立学校における働き方改革プラン」、「山形県における部活動改革のガイドライン」、「ふるさと塾」、「未来に伝える山形の宝」、「ものづくりガイドブック」、SC・SSW、地域学校安全指導員連絡協議会、「やまがたマナビィn e t」、「やまがた子育て5か条」の用語解説をしてほしい。 | 説明がなかったものについては、説明を追記しました。 |
| 92  | 「主権者教育」「消費者教育」という言葉は、一般的に馴染みがないので、説明を加えてほしい。(ほか同種の意見3件)                                                                                                      |                           |

## 議第 2 号

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会事務局組織規則（昭和 40 年 4 月県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表教育政策課の項中「予算担当」を「予算係」に改め、同表義務教育課の項中「、生徒指導担当」を削り、同条第 2 項の表中

「

|       |                    |   |
|-------|--------------------|---|
| 高校教育課 | 教育デジタル化推進室、高校未来創造室 | を |
|-------|--------------------|---|

」

「

|       |                    |       |
|-------|--------------------|-------|
| 義務教育課 | 多様な学び推進室           | に改める。 |
| 高校教育課 | 教育 D X 推進室、高校未来創造室 |       |

」

第 5 条第 28 号中「教職員課、生涯教育・学習振興課、義務教育課、特別支援教育課及び高校教育課」を「局内（福利厚生課を除く。）」に改める。

第 8 条第 2 号中「、生徒指導」を削り、同条に次の 1 号を加える。

（8）多様な学びの推進に関すること。

第 8 条に次の 1 項を加える。

2 義務教育課の分掌事務のうち、前項第 8 号に掲げる事務は、多様な学び推進室で所掌する。

第 9 条第 1 項第 8 号中「ICT 教育環境の整備及び活用」を「教育 D X」に改め、同条第 2 項中「教育デジタル化推進室」を「教育 D X 推進室」に改める。

第 17 条中「及び教育次長」を「、教育次長、教育 D X 推進監及び学力向上推進監」に改める。

第 19 条の表中

「

|      |                       |   |
|------|-----------------------|---|
| 教育次長 | 教育長を補佐し、所属の職員を指揮監督する。 | を |
|------|-----------------------|---|

」

「

|          |                                  |
|----------|----------------------------------|
| 教育次長     | 教育長を補佐し、所属の職員を指揮監督する。            |
| 教育D X推進監 | 教育長を補佐し、教育D Xに関する事務を整理する。        |
| 学力向上推進監  | 教育長を補佐し、義務教育における学力向上に関する事務を整理する。 |

に改める。

」

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 提 案 理 由

教育委員会事務局の組織改編に伴う規定の整備を図るため提案するものである。

令和 7 年 3 月 24 日提出

山形県教育委員会

教育長 高 橋 広 樹

山形県教育委員会事務局組織規則新旧対照表

| 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 改 正 案                                  |    |       |                                        |     |  |       |                                     |     |  |    |      |     |  |       |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |    |    |       |                                       |     |  |       |                      |     |  |    |      |     |  |              |                 |       |                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|----|-------|----------------------------------------|-----|--|-------|-------------------------------------|-----|--|----|------|-----|--|-------|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|-------|---------------------------------------|-----|--|-------|----------------------|-----|--|----|------|-----|--|--------------|-----------------|-------|--------------------------|
| <p>(課及び係)</p> <p>第4条 本局に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1"> <tr> <th>課名</th><th>係名</th></tr> <tr> <td>教育政策課</td><td>庶務係、行政管理担当、企画調整担当、<u>予算担当</u>、学校施設担当</td></tr> <tr> <td>—略—</td><td></td></tr> <tr> <td>義務教育課</td><td>経理担当、英語教育推進担当、学力育成担当、<u>生徒指導担当</u></td></tr> <tr> <td>—略—</td><td></td></tr> </table> <p>2 次の表の左欄に掲げる課に、同表の右欄に掲げる課内室を置く。</p> <table border="1"> <tr> <th>課名</th><th>課内室名</th></tr> <tr> <td>—略—</td><td></td></tr> <tr> <td>高校教育課</td><td><u>教育デジタル化推進室</u>、高校未来創造室</td></tr> </table> <p>(教育政策課の分掌事務)</p> <p>第5条 教育政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(27) —略—</p> <p>(28) <u>教職員課、生涯教育・学習振興課、義務教育課、特別支援教育課及び高校教育課</u>の庶務に関すること</p> <p>(29)～(31) —略—</p> <p>(義務教育課の分掌事務)</p> <p>第8条 義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) —略—</p> <p>(2) 学習指導、<u>生徒指導</u>及び進路指導に関すること(特別支援教育課及び高校教育課で所掌するものを除く。)</p> <p>(3)～(7) —略—</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(高校教育課の分掌事務)</p> <p>第9条 高校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) —略—</p> <p>(8) <u>I C T教育環境の整備及び活用</u>の推進に</p> | 課名                                     | 係名 | 教育政策課 | 庶務係、行政管理担当、企画調整担当、 <u>予算担当</u> 、学校施設担当 | —略— |  | 義務教育課 | 経理担当、英語教育推進担当、学力育成担当、 <u>生徒指導担当</u> | —略— |  | 課名 | 課内室名 | —略— |  | 高校教育課 | <u>教育デジタル化推進室</u> 、高校未来創造室 | <p>(課及び係)</p> <p>第4条 本局に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1"> <tr> <th>課名</th><th>係名</th></tr> <tr> <td>教育政策課</td><td>庶務係、行政管理担当、企画調整担当、<u>予算係</u>、学校施設担当</td></tr> <tr> <td>—略—</td><td></td></tr> <tr> <td>義務教育課</td><td>経理担当、英語教育推進担当、学力育成担当</td></tr> <tr> <td>—略—</td><td></td></tr> </table> <p>2 次の表の左欄に掲げる課に、同表の右欄に掲げる課内室を置く。</p> <table border="1"> <tr> <th>課名</th><th>課内室名</th></tr> <tr> <td>—略—</td><td></td></tr> <tr> <td><u>義務教育課</u></td><td><u>多様な学び推進室</u></td></tr> <tr> <td>高校教育課</td><td><u>教育D X推進室</u>、高校未来創造室</td></tr> </table> <p>(教育政策課の分掌事務)</p> <p>第5条 教育政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(27) —略—</p> <p>(28) <u>局内(福利厚生課を除く。)</u>の庶務に関すること</p> <p>(29)～(31) —略—</p> <p>(義務教育課の分掌事務)</p> <p>第8条 義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) —略—</p> <p>(2) 学習指導及び進路指導に関すること(特別支援教育課及び高校教育課で所掌するものを除く。)</p> <p>(3)～(7) —略—</p> <p><u>(8) 多様な学びの推進に関すること。</u></p> <p><u>2 義務教育課の分掌事務のうち、前項第8号に掲げる事務は、多様な学び推進室で所掌する。</u></p> <p>(高校教育課の分掌事務)</p> <p>第9条 高校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) —略—</p> <p>(8) <u>教育D X</u>の推進に関すること</p> | 課名 | 係名 | 教育政策課 | 庶務係、行政管理担当、企画調整担当、 <u>予算係</u> 、学校施設担当 | —略— |  | 義務教育課 | 経理担当、英語教育推進担当、学力育成担当 | —略— |  | 課名 | 課内室名 | —略— |  | <u>義務教育課</u> | <u>多様な学び推進室</u> | 高校教育課 | <u>教育D X推進室</u> 、高校未来創造室 |
| 課名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 係名                                     |    |       |                                        |     |  |       |                                     |     |  |    |      |     |  |       |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |    |    |       |                                       |     |  |       |                      |     |  |    |      |     |  |              |                 |       |                          |
| 教育政策課                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 庶務係、行政管理担当、企画調整担当、 <u>予算担当</u> 、学校施設担当 |    |       |                                        |     |  |       |                                     |     |  |    |      |     |  |       |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |    |    |       |                                       |     |  |       |                      |     |  |    |      |     |  |              |                 |       |                          |
| —略—                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                        |    |       |                                        |     |  |       |                                     |     |  |    |      |     |  |       |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |    |    |       |                                       |     |  |       |                      |     |  |    |      |     |  |              |                 |       |                          |
| 義務教育課                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 経理担当、英語教育推進担当、学力育成担当、 <u>生徒指導担当</u>    |    |       |                                        |     |  |       |                                     |     |  |    |      |     |  |       |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |    |    |       |                                       |     |  |       |                      |     |  |    |      |     |  |              |                 |       |                          |
| —略—                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                        |    |       |                                        |     |  |       |                                     |     |  |    |      |     |  |       |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |    |    |       |                                       |     |  |       |                      |     |  |    |      |     |  |              |                 |       |                          |
| 課名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 課内室名                                   |    |       |                                        |     |  |       |                                     |     |  |    |      |     |  |       |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |    |    |       |                                       |     |  |       |                      |     |  |    |      |     |  |              |                 |       |                          |
| —略—                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                        |    |       |                                        |     |  |       |                                     |     |  |    |      |     |  |       |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |    |    |       |                                       |     |  |       |                      |     |  |    |      |     |  |              |                 |       |                          |
| 高校教育課                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <u>教育デジタル化推進室</u> 、高校未来創造室             |    |       |                                        |     |  |       |                                     |     |  |    |      |     |  |       |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |    |    |       |                                       |     |  |       |                      |     |  |    |      |     |  |              |                 |       |                          |
| 課名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 係名                                     |    |       |                                        |     |  |       |                                     |     |  |    |      |     |  |       |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |    |    |       |                                       |     |  |       |                      |     |  |    |      |     |  |              |                 |       |                          |
| 教育政策課                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 庶務係、行政管理担当、企画調整担当、 <u>予算係</u> 、学校施設担当  |    |       |                                        |     |  |       |                                     |     |  |    |      |     |  |       |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |    |    |       |                                       |     |  |       |                      |     |  |    |      |     |  |              |                 |       |                          |
| —略—                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                        |    |       |                                        |     |  |       |                                     |     |  |    |      |     |  |       |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |    |    |       |                                       |     |  |       |                      |     |  |    |      |     |  |              |                 |       |                          |
| 義務教育課                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 経理担当、英語教育推進担当、学力育成担当                   |    |       |                                        |     |  |       |                                     |     |  |    |      |     |  |       |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |    |    |       |                                       |     |  |       |                      |     |  |    |      |     |  |              |                 |       |                          |
| —略—                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                        |    |       |                                        |     |  |       |                                     |     |  |    |      |     |  |       |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |    |    |       |                                       |     |  |       |                      |     |  |    |      |     |  |              |                 |       |                          |
| 課名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 課内室名                                   |    |       |                                        |     |  |       |                                     |     |  |    |      |     |  |       |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |    |    |       |                                       |     |  |       |                      |     |  |    |      |     |  |              |                 |       |                          |
| —略—                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                        |    |       |                                        |     |  |       |                                     |     |  |    |      |     |  |       |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |    |    |       |                                       |     |  |       |                      |     |  |    |      |     |  |              |                 |       |                          |
| <u>義務教育課</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <u>多様な学び推進室</u>                        |    |       |                                        |     |  |       |                                     |     |  |    |      |     |  |       |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |    |    |       |                                       |     |  |       |                      |     |  |    |      |     |  |              |                 |       |                          |
| 高校教育課                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <u>教育D X推進室</u> 、高校未来創造室               |    |       |                                        |     |  |       |                                     |     |  |    |      |     |  |       |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |    |    |       |                                       |     |  |       |                      |     |  |    |      |     |  |              |                 |       |                          |

関すること

(9)～(12) 一略一

2 高校教育課の分掌事務のうち前項第8号に掲げる事務は教育デジタル化推進室で、同項第9号に掲げる事務は高校未来創造室で所掌する。

(教育局に置く職)

第17条 教育局に、局長及び教育次長を置く。

(職務)

第19条 前2条に規定する職の職務は、別に法令に定めのあるものを除き、次の表のとおりとする。

| 職    | 職務                    |
|------|-----------------------|
| 一略一  |                       |
| 教育次長 | 教育長を補佐し、所属の職員を指揮監督する。 |
| 一略一  |                       |

(9)～(12) 一略一

2 高校教育課の分掌事務のうち前項第8号に掲げる事務は教育D X推進室で、同項第9号に掲げる事務は高校未来創造室で所掌する。

(教育局に置く職)

第17条 教育局に、局長、教育次長、教育D X推進監及び学力向上推進監を置く。

(職務)

第19条 前2条に規定する職の職務は、別に法令に定めのあるものを除き、次の表のとおりとする。

| 職               | 職務                                      |
|-----------------|-----------------------------------------|
| 一略一             |                                         |
| 教育次長            | 教育長を補佐し、所属の職員を指揮監督する。                   |
| <u>教育D X推進監</u> | <u>教育長を補佐し、教育D Xに関する事務を整理する。</u>        |
| <u>学力向上推進監</u>  | <u>教育長を補佐し、義務教育における学力向上に関する事務を整理する。</u> |
| 一略一             |                                         |

## 山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

### 1 改正理由

令和7年度組織改編に伴う規定の整備

### 2 主な改正内容

- ・ 教育委員会事務局に「教育D X推進監」及び「学力向上推進監」の職を新設
- ・ 義務教育課に「多様な学び推進室」を新設
- ・ 高校教育課の「教育デジタル化推進室」を「教育D X推進室」に改組

### 3 施行期日

令和7年4月1日

### 議第 3 号

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則の制定について

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和31年11月県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第30号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条第1項第1号中「課長」を「教育DX推進監、学力向上推進監、課長（本局の室長及び主幹を含む。）」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第20号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項第2号中「第1項第16号及び第17号」を「第1項第15号及び第16号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

教育委員会事務局の組織改編等に伴う規定の整備を図るため提案するものである。

令和7年3月24日提出

山形県教育委員会

教育長 高 橋 広 樹

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則新旧対照表

| 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 改 正 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(委任する事務)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除きその権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(8) 一略一</p> <p><u>(9) 小学校、中学校及び義務教育学校の学級編制についての同意に関すること。</u></p> <p><u>(10)～(30) 一略一</u></p> <p>(専決させる事務)</p> <p>第4条 教育委員会は、次に掲げる事務は教育長に専決させる。</p> <p>(1) 教育委員会事務局の局長、教育次長、<u>課長</u>及び所長を除く職員並びに学校その他の教育機関の長を除く職員の任免、その他の人事に関すること。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の規定に基づく分限（同条第2項第1号の規定によるものを除く。）及び同法第29条の規定に基づく懲戒に関するものを除く。</p> <p>(2)、(3) 一略一</p> <p><u>(4) 小学校、中学校及び義務教育学校の学級編制についての同意に関すること。</u></p> <p><u>(5)～(20) 一略一</u></p> <p>2 一略一</p> <p>3 教育長は、次の各号に掲げる専決事務を処理するに当たっては、その事務の一部を当該各号に定める者限りで処理させることができる。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) <u>第1項第16号及び第17号</u>に掲げる専決事務 教育事務所長及び学校その他の教育機関の長</p> | <p>(委任する事務)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除きその権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(8) 一略一</p> <p>(削除)</p> <p><u>(9)～(29) 一略一</u></p> <p>(専決させる事務)</p> <p>第4条 教育委員会は、次に掲げる事務は教育長に専決させる。</p> <p>(1) 教育委員会事務局の局長、教育次長、<u>教育DX推進監、学力向上推進監、課長（本局の室長及び主幹を含む。）</u>及び所長を除く職員並びに学校その他の教育機関の長を除く職員の任免、その他の人事に関すること。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の規定に基づく分限（同条第2項第1号の規定によるものを除く。）及び同法第29条の規定に基づく懲戒に関するものを除く。</p> <p>(2)、(3) 一略一</p> <p>(削除)</p> <p><u>(4)～(19) 一略一</u></p> <p>2 一略一</p> <p>3 教育長は、次の各号に掲げる専決事務を処理するに当たっては、その事務の一部を当該各号に定める者限りで処理させることができる。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) <u>第1項第15号及び第16号</u>に掲げる専決事務 教育事務所長及び学校その他の教育機関の長</p> |

## 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則の制定について

### 1 改正理由

令和7年度組織改編等に伴う規定の整備

### 2 改正内容

#### (1) 教育委員会から教育長に委任する事務より除外する事務についての規定

市町村教育委員会が行う小学校、中学校及び義務教育学校の学級編制について、県教育委員会の同意に関することについての規定を削除

※平成24年4月の改正「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」施行により、学級編制は県教委の同意を要しない事後届出制となっている。

#### (2) 教育委員会の事務のうち教育長に専決させる事務についての規定

① 人事に関して専決から除く職員に「教育DX推進監」及び「学力向上推進監」を追加し、併せて本局の課長級職員（室長、主幹）について明記

② (1)について専決させる規定の削除

### 3 施行期日

令和7年4月1日

## 議第 4 号

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部  
を改正する規則の制定に係る臨時専決処理の承認について

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和 31 年 11 月県教育委員会規則第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処理したことについて承認する。

### 記

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部  
を改正する規則の制定について

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部  
を改正する規則

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和 40 年 4 月県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 9 第 2 項第 2 号中「、条例第 6 条の 3 第 2 項の規定による請求にあつては 3 歳に、同条第 3 項の規定による請求にあつては」を削る。

別表その他の項第 13 号中「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「をいう」を「若しくは学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして県教育委員会が定める事由に伴うその子の世話又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち県教育委員会が定めるもののへの参加をいう」に改める。

別記様式第 3 号の備考第 5 項中、「名称等」を「名称等を記入し、学校保健安全法第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴う子の世話のため休暇を申請する場合にあつては理由の欄に子の氏名、生年月日、続柄等及び当該休業等の状況を記入し、子の教育又は保育に係る行事への参加のため休暇を申請する場合にあつては理由の欄に子の氏名、生年月日、続柄等及び当該行事の名称等」に改める。

### 附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

#### 提 案 理 由

子の看護休暇の取得事由の拡大等に伴い規定を整備するものであり、3月21日に公布するため、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第5条第1項の規定により専決処理したので、同条第2項の規定により承認を求めるため提案するものである。

令和7年3月24日提出

山形県教育委員会

教育長 高 橋 広 樹

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則 新旧対照表

| 現 行                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                           |                                                                                                                                              |                 | 改 正 案                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                     |                                                                                                                                              |                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 第4条の9 一略一                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                           |                                                                                                                                              |                 | 第4条の9 一略一                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                     |                                                                                                                                              |                 |
| 2 時間外勤務制限開始日から起算して条例第6条の3第2項又は第3項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であつたものとみなす。<br>(1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合<br>(2) 当該請求に係る子が、 <u>条例第6条の3第2項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求にあつては小学校就学の始期に達した場合</u> |                                                                                                                           |                                                                                                                                              |                 | 2 時間外勤務制限開始日から起算して条例第6条の3第2項又は第3項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であつたものとみなす。<br>(1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合<br>(2) 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合 |                                                                                                                                     |                                                                                                                                              |                 |
| 3及び4 一略一                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                           |                                                                                                                                              |                 | 3及び4 一略一                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                     |                                                                                                                                              |                 |
| 別表                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                           |                                                                                                                                              |                 | 別表                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                     |                                                                                                                                              |                 |
| 特別休暇承認の基準                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                           |                                                                                                                                              |                 | 特別休暇承認の基準                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                     |                                                                                                                                              |                 |
| 区分                                                                                                                                                                                                                                                        | 事由                                                                                                                        | 期間                                                                                                                                           | 申請をするときに提出すべき書類 | 区分                                                                                                                                                                                                  | 事由                                                                                                                                  | 期間                                                                                                                                           | 申請をするときに提出すべき書類 |
| その他                                                                                                                                                                                                                                                       | (1)～(12)<br>一略一                                                                                                           | 一略一                                                                                                                                          | 一略一             | その他                                                                                                                                                                                                 | (1)～(12)<br>一略一                                                                                                                     | 一略一                                                                                                                                          | 一略一             |
|                                                                                                                                                                                                                                                           | (13) 中学校就学の始期に達するまでの子の <u>看護</u> (負傷し、若しくは疾病にかつたその子の世話又は <u>疾病の予防</u> を図るために必要なものとして県教育委員会が定めるその子の世話をいう。)のため勤務しないことが相当である | 次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間<br>(1) 子の <u>看護</u> (次号に掲げる場合を除く。)を行う場合 一の年度につき5日(当該子が2人以上の場合にあつては、10日)以内<br>(2) 小学校就学の始期に達するまでの子に母子保健法に基づく健康診査又は予防 | 一略一             |                                                                                                                                                                                                     | (13) 中学校就学の始期に達するまでの子の <u>看護等</u> (負傷し、若しくは疾病にかつたその子の世話、 <u>疾病の予防</u> を図るために必要なものとして県教育委員会が定めるその子の世話若しくは <u>学校保健安全法</u> (昭和33年法律第56 | 次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間<br>(1) 子の <u>看護等</u> (次号に掲げる場合を除く。)を行う場合 一の年度につき5日(当該子が2人以上の場合にあつては、10日)以内<br>(2) 小学校就学の始期に達するまでの子に母子保健法に基づく健康診査又は予 | 一略一             |

|                  |          |                                            |     |
|------------------|----------|--------------------------------------------|-----|
|                  | と認められる場合 | 接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種を受けさせる場合必要と認められる期間 |     |
| (14)～(15)<br>—略— | —略—      | —略—                                        | —略— |

別記

様式第3号

備考

1～4 —略—

5 職員が負傷し、又は疾病にかかった子の世話のため休暇を申請する場合にあつては理由の欄に子の氏名、生年月日、続柄等及び病名又は病状を記入し、疾病の予防を図るために必要な子の世話のため休暇を申請する場合にあつては理由の欄に子の氏名、生年月日、続柄等及び当該健康診断又は予防接種の名称等を記入すること。

|                  |                                                                                                                                  |                                      |     |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|-----|
|                  | 号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして <u>県教育委員会が定める事由に伴うその子の世話又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち県教育委員会が定めるものへの参加をいう。）</u> のため勤務しないことが相当であると認められる場合 | 23年法律第68号）に基づく予防接種を受けさせる場合必要と認められる期間 |     |
| (14)～(15)<br>—略— | —略—                                                                                                                              | —略—                                  | —略— |

別記

様式第3号

備考

1～4 —略—

5 職員が負傷し、又は疾病にかかった子の世話のため休暇を申請する場合にあつては理由の欄に子の氏名、生年月日、続柄等及び病名又は病状を記入し、疾病の予防を図るために必要な子の世話のため休暇を申請する場合にあつては理由の欄に子の氏名、生年月日、続柄等及び当該健康診断又は予防接種の名称等を記入し、学校保健安全法第20条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴う子の世話のため休暇を申請する場合にあつては理由の欄に子の氏名、生年月日、続柄等及び当該休業等の状況を記入し、子の教育又は保育に係る行事への参加のため休暇を申請する場合にあつては理由の欄に子の氏名、生年月日、続柄等及び当該行事の名称等を記入すること。

## 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部 改正について

### 1 改正概要

- ① 中学校就学の始期に達するまでの子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇（いわゆる「子の看護休暇」）の取得事由を、子の行事参加（入園・卒園式、入学式等）や感染症に伴う学級閉鎖等の場合でも取得可能となるよう拡大
- ② 職員が請求した場合に時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を小学校就学前までに拡大（改正前：3歳まで）するための、山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部改正に伴う規定の整備

### 2 公布期日（施行期日）

令和7年3月21日（令和7年4月1日）

※ 本県知事部局職員及び教育委員会事務局職員に適用される人事委員会規則も同日に公布済み